

人口問題資料第二十三輯

我國人口問題に關する諸研究(第二輯)

——第七回人口問題同攻者會合記錄——



財團法人人口問題研究會

はしがき

一、本輯は昭和十二年三月六日内務省第二會議室に於て開催せる本會主催第七回人口問題同攻者會合に於ける報告の速記録を集輯したものである。

一、載録の順序は當日の報告順に依つたものである。

猶ほ黄金水氏の論文は豫ねてより同氏が同攻者會合に於て發表を希望されて送附せられた原稿を掲載したものである。

昭和十三年三月一日

財團法人
人口問題研究會

目次

一、はしがき	頁
一、第七回人口問題同攻者會合挨拶	會長 侯爵 佐佐木行忠……一
一、人口の都市集中の測定に就て	資源局囑託 井上謙二……五
一、幕末より明治初年に至る九州の人口政策瞥見	中央社會事業協會研究員 高橋梵仙……三
一、農業の資本主義經濟化と人口支持力の問題	帝國農事會 青鹿四郎……七
一、人口食料問題に就て(代讀)	黒野張良……一〇
一、人口問題解決の基礎としての國民保健と榮養に関する問題	黃金水……一五

第七回人口問題同攻者會合挨拶

會長候爵 佐佐木行忠

本日は恒例に依りまして第七回人口問題同攻者會合を開催致しました所、御多忙中にも拘らず斯く多數御列席下さいまして、主催者と致しまして洵に欣快に堪へない所で御座います。前回の場合に於きましては既に印刷物で御報告の概要を發表致しました通り第二部、即ち「人口問題の見地より見たる國民保健問題」と題しまして三氏の御報告を拜聴致しましたが、遺憾ながら時間の都合があり、第一部の御報告を拜聴することが出来なかつたのであります。

そこで本日は前回に引き続きまして第一部、即ち「人口問題一般」と題しまして人口問題に關し種々の立場からなされましたる御研究の結果を拜聴することゝ致しました。御案内申上げました通り「人口都市集中の測定に就て」と題しまして井上謙二氏に人口統計學的御研究を、高橋梵仙氏に「幕末より明治初年に至る九州の人口政策瞥見」と題しまして人口史的御研究を、又「農業の資本主義經濟化と人口支持力の問題」と題しまして青鹿四郎氏に農業經濟學的御研究を御願ひ致しました。又黒野張良氏にはかねて「我國人口食糧問題に就て」と題しまして御報告を御頼みして居りました所、生憎本日は御差支があります由で、簡単な報告書を御出し戴きましたので、これは後程研究員に朗讀させることゝ致します。

以上は何れも人口問題研究上眞に重要な且つ興味深き問題で御座いまして、裨益する所少からぬことを確信致して居ります。何うか御専門の皆様方には御隔意なく御意見の御交換をなさつて戴きまして、この會合をして益々意義あらしめたいものと存じます。最後に公私共御繁忙の中を御報告を御願ひ致しました方々に

厚く御禮を申上げる次第で御座います。簡單ながら御挨拶を申し上げます。

人口の都市集中の測定に就て

資源局囑託

井

上

謙

二

話が下手な上に時間が御座いませぬのでプリントでも差上げたいと思ひながらも、その用意が出来ませぬでしたので、定めしお分り悪いと思ふので御座いますが、なるべく要領だけ申上げまして私の報告を終りたいと思ひます。

人口の都市集中と云ふことは非常に問題も古いことでありますし、又人口學的にも、社會學的にも、又經濟學的に見ましても、これは非常に重要な問題であります。その測定方法に就ては今日まで割合に考へられ方が少かつたやうに思ふのであります。從來この都市集中の状態を見ますのに、例へば帝國統計年鑑に出て居ります所の人口階級別の市町村數、或は人口階級別の人口數そのものゝ變遷によつて先づ見當をつけるに云ふ程度のものであつたのであります。然しながら、このことの儘で不便がなかつたかと申しますと必ずしもさう云ふ譯ではないのであります。例へば時間的に都市集中の變遷がどう云ふ工合に、どう云ふ程度に變化して居るかと思ふことを見る場合には人口階級別人口數或は市町村數の割合を見るだけでは必ずしも充分ではないのであります。丁度かう云ふ不便を感じて居ります時に當つて昨年で御座いましたがキングス・カレッジのH・W・シンガー教授がバントーの法則を人口の都市集中の測定に應用した論文がイギリスのエコノミック・ジャーナルに出てゐたのであります。これは確に一つの思付であり、又貴重な研究であると思ふのであります。元來人口の都市集中とか、或は人口集中と云ふ事實と所得或は財産の集中或はその分配の平等不平等と云ふことは必ずしも關係がないと云ふことは言へないのであります。只今名前は記憶

致しませぬが、或る人によれば所得や財産の分配状態が段々不平等になるのは人口の都市集中の結果であると云ふことを極言して居るのを記憶して居りますが、かう云ふことを見ましても、この間に必ずしも關係がないと云ふことは言へないのであります。従つてそれから見ても都市集中の測定に古くから開拓された財産及所得の分布状態の測定方法が利用さるべきことは、今までもに氣が付くべき筈であつたと思ふのであります。併しながら今日まで私の見ます限では餘りさう云ふ例を見ないのであります。そこでシンガー教授がバレットの公式を應用しまして、例のバレットの方程式で以て一般に馴染まれて居ります近似式でありますがこの $\log \frac{N_1}{N_2} = \log \frac{Y_1}{Y_2}$ に於けるこの α の大きさを測りまして、 α の大きさによつて都市集中の程度を測定しようとしたのであります。尤もこの場合バレットは α が大きい場合には所得なり財産の分配状態は不平等が大きくなり、 α の値が小さい場合には平等であると云ふことを言つて居るのであります。シンガー教授はその逆に α の値が大きい場合には都市集中が行はれない。その程度が低い。そしてその α の値の小さい場合に都市集中の傾向が強い、即ち大きな都市が澤山ある。大きな都市が澤山出来ると云ふことに解釋して居るのであります。このバレットの公式の α をバレット自身のやうに解釋するか、或はシンガー教授のやうに用ひるか云ふことは、これは所得や財産の場合にも問題があるのであります。所得や財産の分配の平等と云ふことを、どう云ふ工合に解釋するかと云ふことによつて決定せられるのであります。一般に吾々が考へまするやうに若し皆のものが同じ所得なり、財産を持つと云ふ場合を平等とするならば、又只今の場

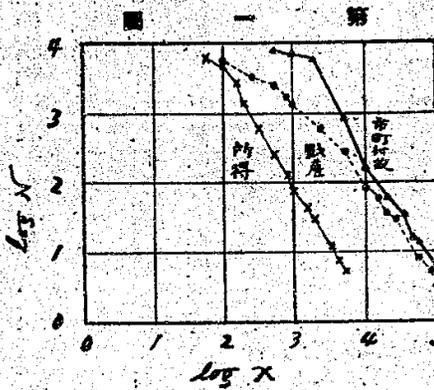
合各市町村が、各々が同じだけの人口を持つて居ると云ふことを平等とするならば、この α は大きい方が平等であり、小さい方が不平等であると云ふ。即ちこの場合には、都市集中の程度が弱い場合には、この α は大きいと云ふことになるのであります。と申しますのはこの α と云ふ値は……後の方は見え悪いたらうと思ひますが、この直線が、この横軸と爲す角のタンゼントでありまして、これが大きくなりますと、この傾斜が段々急激になりまして、極端な場合には縦軸に殆ど並行近くなりますが、その場合には非常に小さい範圍の人口階級の中に、凡ての市町村が集つて來ると云ふことになりまして、さう云ふ場合には、都市集中の程度は弱いと解釋することが出来るのであります。此の理由からシンガー教授がパレットの公式を都市集中の測定に用ひたと云ふことは確に一つの新しい……餘り新しいとは云へないかもしれませぬが、一つの思付であり、又貴重なものであります。併しながらパレットの公式には御承知の通り一つの缺點がありました。例へば本來の目的の所得や財産の分布に用ひます場合にも、その低い階級を含む場合には充分に適合しないのであります。これは既にポウレー教授も指摘して居る處でありますが、例へば次に掲ぐる圖で申しましても、階級の低い處の部分と高い處の部分が、一つの曲線を描くやうになりました。これにパレットの直線、所謂パレット線を當筈めやうと致しますと、どうしても低い方に外れて來る率が大きいのではあります。このことはポウレー教授が申しましたやうに所得が○になる場合には○に近い場合には又人員が減つて來ると云ふことをパレットの法則には含んで居らないことから來るのであります。尤も人口階級別の市町村に就て吾

吾が見ようとする場合には人口のゼロ又は人口のゼロに近い市町村と云ふものは一寸考へられないのでありますから、この點は理論的には所得や財産の分布を見る場合よりは大きいに救はれる譯であります。併しながら事實に就いて見ましても尙ほ低い處の階級では、それが充分に適合しないこととなり、その缺點は最も明に現はれてゐるのであります。シンガー教授はこれで相當満足な結果を得たと云ふことを書いて居りまして、低い場合にも相當によく合致した結果を見たと言ふことを言つて居りますが、實際に日本、ドイツ、フランス、イギリスなどに就てやつて居りますのは人口の二千乃至二千五百以上の市町村を捉へて、測定をして居りまして、もつと低い處は餘り明瞭にして居らないのであります。ですからかう云ふ處からもパレトの法則は若し外に適當な方法があるとするならば、それを以て代へる方がいゝのでないかと云ふことに自然氣付くのであります。それに就きまして私はジブラの方程式によつて之を試みて見たいと思つて先達來そのことを試みて見たのでありますが、確にジブラの公式によつた方がパレトよりもいゝやうに考へるのであります。それに就て只今報告しようと思ふのであります。

ジブラの考へと云ふものは結局對數正規度數分布を考へるのでありまして、之は座標の目盛を對數に變化した場合にその度數分布はノーマル・ディストリビューションをなすと云ふ考へに發したのであります。從てその公式は對數正規度數分布の公式から導かれたものであることは明であります。ですからそれによりまして實際に此の度數分布が對數正規度數分布をなすかどうかと云ふことを考へればジブラの公式によつて集

中の強度を測定することは可能なのであります。

一寸話が長りますが、その前に然らば所得や財産の分布と人口階級別の市町村数の分布とがそんなに似て居るか。又さう云ふ所得や財産の方面に開拓された方法を利用し得るまでにその分布が似て居るかと云ふことは先づ一應概念を明瞭にしておかなければならないのであります。それに就きまして、こゝに所得階級別人員數、財産階級別人員數、人口階級別市町村數の三つをレントリーの座標の上に一所に書いて見たのであります。この分布が、一九一五年のオーストラリアの所得階級人員數の分布でありまして、これは同じく一九一五年の濠洲の財産階級別人員數の分布であります。そしてこれは昭和十年の我國の人口階級別市町村數の分布であります。幾分不規則な處もありますが、大體に於てこの三つが



のシンプラの方程式は、後で御覽に入れます。

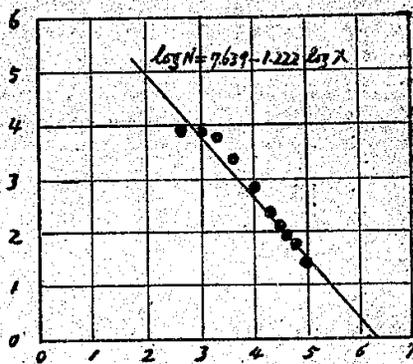
$N = B + a \log x$ に於けるこの N と云ふものは對數に直した正規度數分布を考へました場合に、例へば

この場合に似て居ると云ふことは充分言ひ得るだらうと思ひます。このやうに三つの分布が殆ど似て居ると云ふことから、シンガー教授の考へたレントリーの法則を用ひることも、又それに代つてより適切なものとしてシンプラの公式を用ひようとするのも當然許されるだらうと思ひます。そこでこ

人口一千以上とか二千と云つた場合に、この人口二千以上の階級に屬する部分の面積に相當する變量の値でありますが、所與の分布が對數正規分布をなす時は、その Z を座標の縱軸に取り、人口階級の自然對數を座標の横軸に取つた場合に、其の點の分布が一直線をなすと云ふことになるのであります。さうして此の分布が直線となつた場合にジブラは前式の a の値を取つて來て、 $\frac{1}{a}$ の値が大きければ大きい程、茲で申しますと一部分に人口が集つて來る。即ち之を具體的に申しますと人口の都市集中が強いと云ふことになり、その値が小さければその程度が弱いと云ふことに解釋して居るのであります。併しながらこの場合にもさうではありませんが、ジブラが試みた場合にもこれが全體として直線にならない、即ち一次の關係を示さない場合を生じて來るのであります。それで、その場合にはこれが二つのノーマル・カーブ、——異なる標準偏差を持つノーマル・カーブが二つあると云ふことになり、ジブラもその點に就て、之を解決する爲に所得なり財産なりの階級の、上の方に當る方程式の a の値を強値、低い方に當る方程式の a を弱値として區別して居るのであります。尤もこの區別は、この座標を更にもう一遍變換することに依つてこれを直線に直すことも出来るのであります。私はこの場合強値と弱値を導くそのまゝに残しておいて外の意味に之を使つて見たいと思つて居るのであります。御覽の通り實際試みました結果、市町村の分布の場合にも確に二つに分れるのであります。これを一本の直線にしようと致しますと、この邊で外れる點が生じるのであります。併しながら之を二萬未満と二萬以上に切りますと、理論値の直線が非常によく實際と一致した結果を得るのであります。

す。従つて此の直線の統計式の a をとりまして、 $\frac{100}{a}$ を以てこの集中強度を測定し得るのでありますが、何故
 $\frac{100}{a}$ が大きければ都市集中の程度は強いが、又 $\frac{100}{a}$ が小さければ都市集中の程度は低いといふことになるか
 と申しますと、元來ジブラの公式の此の a は對數正規度數分布公式の標準偏差との間に $a = \frac{1}{\sqrt{2\pi}}$ の關係が
 ありますから此の $\frac{100}{a}$ と云ふ値が大きくなる爲には a が小さくならなければならない。さうしてこの a と云
 ふものは只今申し上げました通り對數正規度數分布に於ける $\frac{1}{\sqrt{2\pi}}$ でありますから、これが小さくなる爲に
 は標準偏差 σ が大きくならなければならないこととなるのであります。そこで標準偏差が大きいと云ふこと
 は御承知の通りそれ丈けこの分布の引く裾の幅が廣いことになり、標準偏差が小さいと云ふことはそれ丈け
 平均の圍りに集中した度數分布を描くのでありますから、その場合この $\frac{100}{a}$ が大きくなれば従つて標準偏差
 が大きいといふこととなりまして人口の最少を持つ町村と、それから最大を持つ市との間に於ける幅が非常
 に大きいと云ふことになりすから、之に依つて人口の都市集中の程度を測定するインデックスになるので
 あります。又、 $\frac{100}{a}$ が小さいと云ふことは結局標準偏差が小さいと云ふことでありますから、これは平均の
 人口階級の周りに集まる市町村數が多い。言ひ換へますと大部分の市町村數が平均の階級に集まる。即ち大
 多數のものが平均と同じ大きさの人口を持つて居ると云ふことになりすから、都市集中の程度は弱いこと
 となるのであります。比較は價值を決定する最も近い道であると云はれますが、それではジブラの公式によ
 つたものとバレットの公式によつたものとがどれ位に結果に於て違ふか、又その結果から見ても、何故ジブラ

圖 二 第



log X

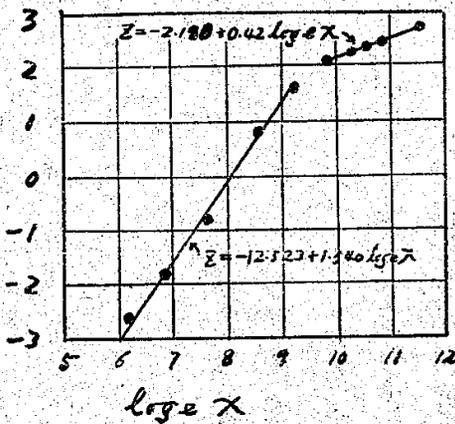
の方がより適切であるか、適當であるかと云ふことを比較して見ますと、同じくこれは昭和十年の人口階級別の市町村であります。右の方はジブラの公式によつたもの、左の方はパレットの公式によつたものであります。パレットの公式によつた座標の市町村数の分布はかう云ふ風になりまして、これに所謂パレット線を當籤めて見ますと、この通り線から外れる點の数が非常に多いのであります。

log Y

一方ジブラの方に於きましては、この直線でありませんが、實

際、點が殆ど計算した直線の上に乗りました。これ等の實際値から計算値の平均誤差を測定して見ますと、パレットの方は 0.008 の平均誤差が生ずるのであります。所がジブラの方は平均 0.007 になりました。パレットに比べると約十分の一の誤差と云ふことでありますから、確にこの場合ジブラの公式に依つた方が適當であると云ふことは言ひ得るのであります。

圖 三 第



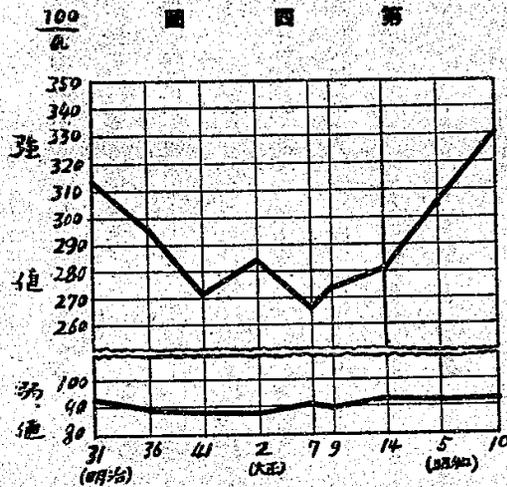
8. 値

log e X

ます。そこで前に強値、弱値に就て申しましたが、それが何故此處に必要であるかと申しますと、例へば人口の集中と申しましても、一體この大都市に集ると云ふことは誰にも想像が出来ましても、人口数の低い町村に於てはどう云ふ状態になつて居るか、或は高い方に於ては何うかと云ふことは、例の先刻申し上げました比例の變化を見るより外に途はないのでありますが、この計算によりますと、それは殆ど偶然であつたのでありませうが、強値、弱値の二つに分れると云ふことから人口の低い方に於ける集中状態と、高い方に於ける集中状態が非常に明瞭に分つて來ることになるのであります。そこで、これによりまして、強値と弱値の區別によつて人口の高い市なり町なりに於ける集中傾向と、それから人口の低い方の群の間に於ける状態とを區別して見ることが出来るのであります。このことが又實際に於ける市町村間の人口集中を見るに相當に重要なことでないかと思ふのであります。

大體右に申し述べましたやうな結果でありまして、パレットの法則の利用がシンガー教授によつて試みられたこと。それからそれが一つの人口都市集中の傾向測定に對する示唆を與へたことを、又パレットの法則から只今申上げましたジブラの公式による計算の方が一層よいと云ふことは御理解を得たことと思ひますが、そこで、それでは實際問題として、此の結果がどう云ふことに利用し得るかと思ふ問題になります。これに就て色々私も試みて見たいと思つたのでありますが、先づ其の一つとしまして明治三十一年から、明治三十六年、明治四十一年、大正二年、大正七年、大正九年、大正十四年、昭和五年、昭和十年の大體この五ヶ

年隔き毎の状態を我國の事實に就いて測定して見たのであります。^(註三)その結果は此處に示しましたが、強値の方は非常に變化が大いのであります。さうして弱値の方は變化が少いことになつて居りますが、同時に弱値の方は $\frac{1}{10}$ の値が小さいのでありまして、強値の方は $\frac{1}{10}$ が大きいのであります。ですからこれから見まして人口の少い市町村の間、こゝで見ましたのは二萬人以上と二萬人未満の二組に分けたのであります。二萬人未満市町村の間の人口集中と云ふものは、この二萬人以上の市町村の間に於ける集中の程度の約三分の一位の程度でありまして、人口階級の低い市町村の間の集中程度と云ふものは、人口階級の高い市町村の間に於ける人口集中に比べまして弱いことなるのであります。同時にこの低い階級の市町村の間に於ける變化は殆ど變化がないと申上げて宜しいかと思ふのであります。これに反しまして高い方は非常に變化が大きいののであります。同時に之等の事は人口の低い階級の間に於ける集中の程度が殆ど變化がないと云ふことは今も昔も即ち昭和十年に於きましても明治三十一年乃至三十六年その間に約三十年餘りの年數がありますが、その時間の経過にも拘らず、この分布が殆ど同じ標準偏差を持つて居つたと云ふことで



年隔き毎の状態を我國の事實に就いて測定して見たのであります。^(註三)その結果は此處に示しましたが、強値の方は非常に變化が大いのであります。さうして弱値の方は變化が少いことになつて居りますが、同時に弱値の方は $\frac{1}{10}$ の値が小さいのでありまして、強値の方は $\frac{1}{10}$ が大きいのであります。ですからこれから見まして人口の少い市町村の間、こゝで見ましたのは二萬人以上と二萬人未満の二組に分けたのであります。二萬人未満市町村の間の人口集中と云ふものは、この二萬人以上の市町村の間に於ける集中の程度の約三分の一位の程度でありまして、人口階級の低い市町村の間の集中程度と云ふものは、人口階級の高い市町村の間に於ける人口集中に比べまして弱いことなるのであります。同時にこの低い階級の市町村の間に於ける變化は殆ど變化がないと申上げて宜しいかと思ふのであります。これに反しまして高い方は非常に變化が大きいののであります。同時に之等の事は人口の低い階級の間に於ける集中の程度が殆ど變化がないと云ふことは今も昔も即ち昭和十年に於きましても明治三十一年乃至三十六年その間に約三十年餘りの年數がありますが、その時間の経過にも拘らず、この分布が殆ど同じ標準偏差を持つて居つたと云ふことで

ありまして、大體同じ分布を示して居つたと云ふことであります。一方の強値の方はその間に分布の形が非常に變化があつたと云ふことであります。で、この人口階級の低い方の分布に變化がなかつたと云ふことから、之等の間の町村に於ける人口の收容力と云ふものが既に飽和の状態であつた。その爲に新しく増加した人口と同じ量、同じ位のもはどん／＼上の方の市なり町なりに集中したと云ふことが言へるのではないかと思つて居りますが……。尤もこのことは外の方面からも検討しませぬと結論として申上げることには出来ませぬが、さう云ふことも言ひ得るのでないかと思つて居るのであります。一方強値、この階級の高い方の集約状態を見ますと、こゝに面白いことは大正二年が少し不規則でありますが、明治三十一年から明治四十年までは段々下つて居るのであります。下つて居ると云ふことは結局集約の程度が弱つたと云ふことであります。このことに就きましては私は非常に不思議なことであると思つて、何れもう少し明にして見たいと思つて居ります。所がこの變化から見ますと我國の都市集中が非常に急激な力でその程度を増して來たと云ふことは大正七年即ち歐洲戰爭から後のことであると云ふことが言ひ得ると思ふのであります。歐洲大戰後我國の人口動態、即ち出生、死亡、婚姻等に及した影響は相當明瞭に吾々は見ることが出来るのであります。すが、さう云つたと同様な程度の影響が歐洲戰爭から我國の人口都市集中に齎されたであらうと思ひます。同時に驚くべきことは大正七年以後、この値が殆ど一直線を以て延びて居り、下ることを知らない状態で昭和十年まで昇つて居りますが、このことは我國の人口の都市集中と云ふことが事實上識者の問題になつて居

る程に、實際に於てもその都市集中の強度と云ふものは段々大きくなつて然も歐洲戦後下ることを知らず、一直線を以て強くなつて居ると云ふ結果を知るのであります。このやうな例へばこゝには單に一例を申上げましたばかりでありますが、このやうな測定を致します場合にも今日まで吾々が用ひて居りました單なる人口階級別の市町村数の割合とか、人口の割合と云ふものによつては充分に達することは出来ないのであります。何故ならば第一或る人口階級に於て殖える場合が、或る時に於ては α の階級の人口が殖えたり、或る場合には又じの階級の人口が殖えたりする場合に、その比例は充分に全體的な變化を現はすことは難しいのであります。この外に向は實際の人口の都市集中と云ふものを對照して研究します場合にはその集中の強度とか傾向とか云ふものは色々な方面にも必要であらうと思ひますが、例へば將來の豫測の如きもその一つであります。さう云つた場合に、どうしても都市集中の強度を測定して一つの指標を求め、その得たる指標から強度式は傾向を測定する、又それによつて將來を豫想すると云ふやうな爲にも少くともこの程度のインデックスが欲しいと思ふのであります。私の研究にしましてもまた單にジブラの公式によつて一應計算して見ましてパントーの公式に依る結果と比較すれば、尠くとも此の方がよいと云ふ結果を得ただけでありませんが、少くとも將來都市集中の強度の測定方法と云ふものは今日までよりはもつと一般の關心を持つべきものであります。少くとも人口統計に關心を持つものゝ研究としては相當價值ある一の題目となるものであらうと考へるのであります。

甚だ未熟な研究でありましたが、大體以上のやうな次第でありまして、若し私のこの貧弱な研究も將來の人口統計研究上何か一つの捨石にもなれば誠に幸であると思つて居ります。御清聽を煩しまして有難う御座いました。

(註一)

對數正規度數分布は x を變量 y をその相對的度數、 g 及び b を夫々常數とすれば下式を以て之を定義することを得る。

$$y = \frac{1}{\sqrt{2\pi} g x} e^{-\frac{(\log x - g)^2}{2g^2}}$$

同式に於て

$$s = \frac{\log x - g}{\sqrt{2} g}$$

と置けば

$$dx = \frac{1}{g x} ds$$

なるに依り

$$y dx = \frac{1}{\sqrt{\pi}} e^{-s^2} ds, \quad x = \frac{\log x - g}{\sqrt{2} g} = a \log x + b, \quad a = \frac{1}{\sqrt{2} g}, \quad b = -\frac{g}{\sqrt{2} g}$$

シンプラの Loi de l'effet proportionnel はこの形を以て與へられて居る。シンプラは財産又は所得の分布はこの式に依つて完全に與へられることを主張して居る。(中川友長氏國富及國民所得二八二—二八四頁)

尚シンプラの公定訳は R. Gibant : Les Inégalités Economiques 1931. Pp. 261—Annexes 1. La loi de l'effet proportionnel 參照せられたし。

(註二)

昭和十年の事實に付試みたるパレット及ジブラの各公式に依る推計市町村数と實際市町村数との比較

人口	人口數階級	實際市町村數	パレットの公式に依る推計値	ジブラの公式に依る推計値
人口 五〇〇	以上	九、九四五	二一、九三九	九、九八四
一、〇〇〇	以上	九、七二九	九、三九八	九、七〇六
二、〇〇〇	以上	七、九八四	四、〇二八	七、九三九
三、〇〇〇	以上	二、二九九	一、三一六	二、七七六
四、〇〇〇	以上	六〇八	五六三	四八五
五、〇〇〇	以上	二〇四	二四二	二〇二
一〇、〇〇〇	以上	一二九	一四七	一三二
二〇、〇〇〇	以上	九一	一〇三	九四
三〇、〇〇〇	以上	七七	七九	七三
四〇、〇〇〇	以上	三七	三四	三一
一〇〇、〇〇〇	以上	三〇		

備考 實際値に對する兩結果の平均誤差はパレットの公式に依るもの七・九%、ジブラの公式に依るもの〇・七%である。

(註三)

ジブラの公式に依て求めたる人口都市集中強度の測定値の變遷

年	弱	強
明治三一年	一・〇九〇	〇・三一九
同 三六年	一・一一二	〇・三三七
同 四一年	一・一二六	〇・三六九
大正二年	一・一二八	〇・三五二
同 七年	一・一一一	〇・三七三
同 九年	一・一一三	〇・三七三
昭和四年	一・〇八五	〇・三五六
同 五年	一・〇〇〇	〇・三二八
同 八年	一・〇八九	〇・三〇三

備考 弱値は人口二萬未滿の町村間に於ける集中度を示し強値は人口二萬以上の市町村間に於ける集中度を示す

幕末より明治初年に至る
九州の人口政策瞥見

中央社會事業
協會研究員

高

橋

梵

仙

一、日向各藩の人口政策と宮崎縣の禁令……………三

二、明治初年豊後國の人口政策……………四

——松方正義公と豊後日田の赤子養育仕法——

財團法人口問題研究會主催に係る第七回人口問題同政會の會合の行はれたのは昨年三月のことであつた。當時予も各位の末席に列して考の一端を發表したのである。實際の講演速記が先頃予の手元迄届けられたのである。當時は發表の時間にも制限があり、又予自身としても講演中に紛からず脱線をしたる箇所などもあつたりなどして、到底講演速記其儘では發表が出来ない。然らばとて其に加筆をするとなれば、はじめより書き下すよりもなほ困難である等々の事情から、今回は當時予が同政會々合に於て發表の爲め執筆せる手稿に對して、二三の訂正を加へて掲載を請ふことにした。隨て多少は文句に變動はあるであらうが、内容は全く右會合に於て發表のものと異なるところがない。大方の御諒承を得ば幸甚。

はしがき

徳川時代に於て、墮胎、間引の方法による人口制限が、殆ど全國に亘つて行はれた事は、改めて述べる迄もない。其例に洩れず、九州地方にありても盛んに行はれた事實を見るのであるが、茲には特に日向、豊後の兩國に限つて略述することにした。

日向各藩の人口政策と宮崎縣の禁令

一、日向國に於ける人買の風習と墮胎・間引による人口制限

日向國には古くより墮胎・間引による人口制限の方法が、上下の間に行はれ、其結果により生じたる甚しき人口の減少を補はんとして、他國より人を買ひもとめて、農耕に従はしむるの風習があつた。この事を實證して、備中國岡田藩の地理學者である古松軒古河辰は「西遊雜記」卷之三に曰く^(註一)

日向の國は西のかた肥後界にて峻山折重りて、國人何れに尋問ても國の界を知れる者もなく、世に云隠れ里、肥後の米

良山・五ヶ庄といふにつゞきし深山なり。人物言語も賤しく、豊後を下國と思ひしに今一段劣りし下々國なり。海邊には平地の所も見ゆれども、西のかたの山分に入りてはさらに平地なく、萬物至で不自由の國にて、國不相應に人もすくなき故に他國の人を買取て下人とする國風有り。

と叙してゐる。

註一 古松軒古河辰(享保十一年八月—文化四年十一月)の著『西遊雜記』全七卷は、天明三年春より七月中旬にかけて、多くの苦痛と困難とに戦つて、九州を巡歴視察せし際の記録であつて、之によつて當時の九州に於て如何なる經濟生活が行はれてゐたかを明かに視ぶ事が出来る。

また大坂の儒者である竹山中井積善は『草茅危言』卷之八「窮民の事」に於いて、邊鄙の窮民の間には、子を擧げざる者夥く、就中、日向國では其惡習殊に甚しく、豈窮民のみならず、武士階級に迄漫延し長子一人を擧ぐるのみで、他は墮胎・間引の方法によつて、人口制限を行ふ、其結果による人口の不足を補ふに、上方を初め其他の國々にて、兒童を勾引かし盗みて、之を日向へ賣りに來るところの人買船より兒童を買取る方が、幼孩を養育する世話が省けてよいとて、競つて之を買ふ事に成つたと、説いてゐる。乃ちその語に曰く、

邊土遠裔の窮民子を擧ざる者夥し、人倫の大變禽獸にも劣りたる事にて、言語道斷の事成に、沿習風をなして恰然として怪まず、日向あたり別して甚く、其風士大夫迄も傳染したるは飽迄聞及たり、略中日向杯は上下一統殊外頑陋にて理義そがれがたく、古の三苗の遺風とも云可、夫故民間子を擧ぬ事拵故常として安んじ、貧民は其善の事成と心得、士大夫の

間にて出産あれば、互に問合て此度は子を擧ると聞ば往て賀し、擧ぬと聞ば知ぬ振にて賀せずと云、大方長子一人を擧て其餘は擧ず、若三人も擧れば未練也とて笑ふ由、あきれはてたる事也、夫故國人少き故、人買船と云者往來して、上方を初他國にて兒童をかどわかし、ぬすみて日向へ賣に、其民幼孩を育る世話無てよしとて争て是を買事に成てあり、其幼成長の後郷里を慕歸んとすれども、領主より大禁を設け、關津を糾察して出さず、逃出する者有は捕へて是を殺す、先年一命を抛て幸に浪華に逃返りたる者有、是を聞事詳也、是又不道の甚き者也、又先年其國の家中の人穴坂に登居て我席に常に來りし、其の僕はもと穴坂の者にて、幼年の時かどわかされたる事は能覺へたれども、父の名も町所も一向覺へざる故、斯く登りたれば父母に對面したけれども、尋るに便り無とて愚の家人に咄して歎きしは不便の事、失たる父母の心も推量る事、其國にて子を擧ざる事をまびくと云、菜大根の如心得たる者也、又往年其國より登たる書生、我内に有て心易かりし、其人次男成し故、其元は能もまびかれざりしといへば、去ばまびかるべかりしを、親の慈悲にて幸にまびかれずして世に立たりと答へし、其弟妹も有たらば定てまびかれたるべけれども、遠慮して夫迄は問ず、又包で其事迄は語らざりし、匿に愚の見聞に接する所既に斯の如、其國の惡風は思ひ見る可のみ、斯風をなしたる國故に改て右の號令有ども、日向にては君臣とも、空嘯きて用ひまじければ、何卒嚴命にて此事等閑に致さず、領主を始其執政迄嚴重の御沙汰有可等無ては響くまじ、

と。即ち積善は如斯其間の事情を明細に述べてゐる。

註二 竹山中井積善(享保十五年——文化元年)の著『草茅危言』全十卷は、寛政元年に執政松平定信が、大坂へ巡視したる時竹山の名を聞き之を石見して、經義を講ぜしめ又當世の事務を諮詢するところがあつた、其際定信に奉呈したるものと云はれ、获生徂徠の『政

説』大宰春臺の『經濟錄』と共に我が法制及社會制度に關する大著作である。(4)

また武陽隱士某は『世事見聞錄』六の卷、「遊里賣女の事」の條に於いて、同じく人買の事實あることを説いて曰く

扱又日向の國にては、老男少男など買取て、百姓の召仕にする由にて、上方の國々にては男子の勾引あり、日向の國にては其人を大猫のごとく、爾と衣類も着せず、草履も下駄もなく、土間に癡臥さするといふ。其非道成事、いふ斗りなき事に承りぬ。

と述べてゐる。

註三 武陽隱士某の著『世事見聞錄』全七卷は、文化十三年に作せるもので、中井積善の『草茅危言』に後ること二十八年である。然らば著者武陽隱士とは誰乎、未だに本名を詳になし得ないところである。

以上三種の文獻に徴しても明瞭である如く、日向國には事實古くより人買の風習が行はれて居つたことが視はれるのである。然らば何に因て、此風習が起るに至つたか、といふに、其れは前言繰返す様ではあるが墮胎・間引の方法による人口の減少に淵由し、農耕に従事する人口の増加策として行はれたものであることは論ずる迄もない事である。

引用註

(1) 近世社會經濟叢書 第九卷

七六頁

(2) 同

(3) 解題

一頁

(3) 日本經濟大典 第二十三 四九五—四九七頁

(4) 同 (解題) 一五一—一六頁

(5) 近世社會經濟叢書 第一卷 二三一頁

二 秋月・佐土原兩藩の人口増加策

日向國に於ける人買の風習は、墮胎・間引の方法による人口の減少に對する補充的な意味から行はれたものと思惟されるが、其は奈何に人買によつて人口の減少を補充しようとしたところで、人口減少の原因たる墮胎・間引の惡習を改めない限りは、依然として人口が減少して行くは當然の事である。假令人買船を経て人を買ふことが出来たとしても、其は數に於て限りあることであるから、人口増加と迄は行かないのである。其處で日向各藩^(註一)としても斯る惡習を矯正し、而も人口の増加を圖る爲めには、當然に何等かの根本方策を樹立しなければならなかつたのである。

註一 日向國は延岡、高鍋、佐土原、飯肥、薩領(鹿兒島藩)、菊池領(人吉藩)、幕領、御領所に分割統治せられた。

今各藩の執つたその根本方策の如何を見るに、高鍋藩に於ては、藩主秋月種茂公^(註二)が、寶曆十一年五月に入城してより、専ら藩政の一新と民俗の改善に意を傾け、特に嬰兒壓殺の宿弊を破り、人口の減少を防遏せんことにつとめ、領内の百姓にして、子を生み、三人目よりは一日に米二合若くは畑物を凡三合の割合を以て扶持すべく、また雙兒出生の場合は十歳に至る迄適宜救護を加ふべき事を示達する所があつた。^(註一)

註二 秋月種茂公は高鍋藩主第七代にして、寛保三年十一月出生、幼名を黒帽子、兵部と稱すと云ふが、『秋月系譜』の第七代種茂は初め

種頭と稱し幼名の事は記載なく、而も黒帽子、兵部のことは第三代種信の項に見える。⁽³⁾されば第七代種茂に黒帽子、兵部の幼名を用ひしは第三代の誤りに非ざる乎。

又公が寶曆六年十一月初めて將軍家定公に謁すとあるが、家定公は徳川十三代將軍にして、將軍職に任じたるは嘉永六年であり、種茂公の歿せるは文政二年十一月であるから家定公に謁しよう筈はない。これは明かに徳川九代將軍家重公の誤りであるが、初めに『宮崎縣嘉績誌』此事を誤り、又『宮崎縣五十年史』は町噂にも前者の誤りを踏襲してゐる。⁽⁴⁾

佐土原藩に於ては藩主島津忠寛公の安政六年己未十一月二十八日に⁽⁵⁾

御家中御領内末々ニ至リ出生ノ子ヲ於産室壓殺シ流産トナゾラヘ又ハ墮胎致シ候者不抄義被爲聞召人道ニ有間敷ハ勿論誠ニ不仁ノ至リ人情難忍處被思召自ラ天道ノ畏レ其罪不可遁譯ニテ御政體柄ニモ係ハル義ニ候依之自今以後心得違於有之テハ急度其咎可仰付旨被仰出候條與中支配中諸外域諸名主庄屋末々ニ至ル迄不洩様申渡取締可致候と。嚴達をしてゐる。

ところで、是等の藩に於ける對策は何れ程迄に人口減少對策として効果を齎したかは史料乏しく未だ以て不明であるのは遺憾である。尙其他の諸藩に於ても惡習芟除の爲めに種々の對策を講じた事とは思ふが、後に述べる飢肥藩に關するものを除く外其間の事情を詳かにすべき史實の無いのは、是また遺憾なことである。

引用註

- (1) 宮崎縣編 宮崎縣嘉績誌 大正四年十月版 二三五—二三六頁
 (2) 松尾宇一著 宮崎縣五十年史 昭和九年十月版 一〇頁

(3) 同

八一〇頁

(4) 同

一〇頁

宮崎縣編 前掲

二三四—二三五頁

(5) 溫恭院殿御實紀(續徳川實紀第三篇)

(6) 松尾宇一著 前掲

一〇頁

(7) 上田強著

日向經濟史雜考 昭和三年八月版

一四一頁

三 飢肥藩の人口増加策

飢肥藩に於ては、藩主伊東祐相公が文政十一年戊子六日入城、^(註一) 早々領内の小民間に墮胎・間引の惡習行はれ其が武士階級に迄及び、その結果、領内人口年々歳々減少し、荒蕪地の増大となり、延いて藩財政に絶大の影響あることの報告を聞き、何んとかして斯る惡習を芟除し、人口の増加を圖り、以て窮乏状態にある藩財政の建直をなさんと目的の下に天保三年嚴令を布き之を更に辯舌の巧なる者をして領内を巡廻せしめ、以て其普及徹底に當らせることになつたのである。其嚴令の内容は、同藩儒たる息軒安井衡が『救急或問』^(註二) に述ぶるところによれば、

禁すべきは洗子・賭博・淫奔なり、賭博は盜の源なり、淫奔は風を亂るの始めなり、然せざるべからず、洗子は下世話に云る子を間引なり、親たる者手から子を殺せる、其惡俗たること言に及ばず、此惡俗を改むること容易ならず、忠實にして辯才ある者に命じ、家ごとに説き人ごとに諭し嚴刑を立て、其命に従はざる者を罪すべし、其法婦人妊身せば、五人組

立合見届し上其筋の役人に届け、萬一間引なば、當人は死罪一等を有め、五人組は當人よりは二等軽く罰すべし、但其事を與り知らば死罪たるべし、若薬術を以て墮胎せしめなば、其事に與りし醫師・穩婆は死罪たるべし、此事十年行はるれば、其後は嚴禁を待すして自ら止むべし、親子の至情に本づくが故なり。

と。さりとら、數百年來の惡習は嚴罰主義に依ると雖も唯一片の法令によつて直ちに矯正され得るものではない。そこで同藩では、永年に互る習風とは云へ、事實は領民の經濟上の原因が最も大きなものとなつてゐるのであるから、一方には法令を布いて嚴罰主義を執り、他方其に併行して經濟上の原因を取除かなければ目的を達成することは出來ないといふことを察知し、生子奨勵策を併用するに至つた。即ち同藩では特に百姓・水夫にして子を擧げたる者に對しては、繁昌米と稱して生子養育米を夫々給與することにしたのである。(3)乃ち

子三人目	米二斗五升	子四人目	米二斗五升
子四人目	米五斗	子五人目	米五斗
子五人目	斗七斗五升	子六人目	米七斗五升
子六人目	米一石	子七人以上	米二石
子七人以上	米一石二斗五升		以上水夫
	以上百姓		

と、それ／＼規定する所があり、以て生兒養育に力を盡くしたのである。

更に天保六年には藩主祐相公は自ら民情を視察し、一層法の普及徹底を圖るべく、領内を巡廻したのであるが、其際藩主公は特に子女を多く有する者を優遇して前列に居らしめ、子女の多寡に應じて、各々菓子

賜ふたことが見える。⁽⁴⁾併かし斯る善政を以てしても、なほ悪習が根絶せられる迄には行がなかつたものと見えて、慶應元年八月九日に再度の禁令が嚴達せられた。そのことは、同藩家老の平部嶠南の『六隣莊日誌』⁽⁵⁾に見えてゐる。乃ち

慶應元年八月

九日小兒養育ノ義過ヌル天保三年嚴ク仰出サレシカトモ近年又々行届カサル趣御聞ニ達シ御配慮アラセラレケルニ付今日廻達ヲ以テ一同ニ達セラレ

廻達

御領分中子供養育之義去ル天保三年厚キ思召ヲ以テ被_レ御出_ニ候ニ付一統ニモ改テ嚴ク申_付ケ候處近年下々ニテハ又々心得違ヒ之者稀ニハ有之哉ニ思召候是ト申スモ實ハ國政向キ届兼渡世難澁之上ヨリ無_ニ余義_ニ心得違ニモ及ヒ候ハントハ思召シ候ヘトモ何之辨ヘモナキ畜類サヘ吾子ヲ育テ候ニ人トシテ無_ニ慙_ニ之所爲有之候テハ天罰之恐ナキニ非ス近年御子様方御生育不_レ被_レ爲_レ在候義迄思召被_レ爲_レ合深御心配召_レ候依之先年被仰出候御趣意尙又改テ申_付府下又者ハ其主人々々ヨリ村方町浦津ハ其支配頭ヨリ此旨屹度申シ論シ且又組合々々ニテ嚴ク遂ニ吟味御趣意貫徹候様可_ニ心得_ニ候

と。此禁令が有つてからは舊來の悪習も殆ど根絶に至つたものではあるまいか。息軒安井衡が後年藩主祐相公の事績を追想して『睡餘漫筆』卷三の中に

我舊國は日向なれば、此悪俗盛んにして、士人に至るまで此風ありしが、今より四十五年前、先君伊東祐相公、年十九歳、此事を歎き、嚴刑峻法にて之れを禁じ、貧にして多子の者には、三子以上は養育料を賜ふ、數百年の悪俗なれば、人皆罪

人多からんことを心遣^{ココロつか}しが、一人を殺せず事故^{コト}なく行はる、今は殺せと命じても殺す者なし。

とあるは、正に之を證するに足るものである。なほ同藩主祐相公の此事に盡力せるは偏に息軒安井衛の感化に依る所が大であると云はれるが、其事は後日に之を取纏めることにしたい。

註一 日向國依肥藩主伊東氏は伊豆國を本國とし、『曾我物語』に有名な、曾我兄弟祐成、時致に、建久四年源頼朝の富士野の狩に於て討たれし工藤左衛門尉祐經を祖となし、祐相公は豊後守祐兵より第十三世の藩主にして、通稱彦松、字寛朝、李門と號し、文化九年八月十二日出生、文化十一年十一月十八日襲封、明治七年十月二十一日六十三歳を以て没せるのに（東京・伊東子爵家記録）、『宮崎縣嘉績誌』は没年を明治六年十月六十三歳とあり、ここにも又『宮崎縣五十年史』は前者の誤りを傳へてゐる。

引用註

- (1) 嶮南年譜（平部嶮南著 日向叢記 昭和二年再版ノ内） 三五〇頁
 - (2) 日本經濟大典 第四十七 二三二頁
 - (3) 『日向經濟史雜考』の著者上田強氏より報告
 - (4) 前掲宮崎縣嘉績誌 長倉鶴集編 依肥藩先人傳 大正八年版
 - (5) 依肥藩家老平部嶮南記 六隣莊日記（稿本）
 - (6) 安井息軒著 睡餘漫筆 明治三十六年九月版 八三一—八四頁
- 本書は息軒死亡の前年即ち明治八年十一月に脱稿せるものである。

四 明治初年宮崎縣の禁令

日向國は明治の一新と共に、舊來の藩政は全く廢せられ、明治四年十一月十四日をもつて八代、美美津、都

城の三縣が置かれ、所謂庶政一新の政策が布かれたのであるが、其でもなほ墮胎・間引の惡風は依然として止まざりしが如く、殊に明治六年一月十五日美津、都城の二縣が廢されて宮崎縣が置かれて、日もなほ淺き頃次の布達を發して取締を命じてゐるのは特に注目すべき事柄である。即ち

墮胎洗兒及棄兒へ素ト嚴禁タリト雖モ管下舊來其惡習有之至今難一洗哉ニ相聞以之外ノ事ニ候夫レ妊孕ノ日ヨリスデニ親子ノ恩情備居ルハ勿論タルノ處落胎ノ所爲實ニ不慈不愛ノ至況ヤ嬰孩ヲ掩殺シ或ハ街巷ニ棄置ノ類慘毒ヲ極ムルオヤ苟モ父母ノ心アル者ハ不可忍之事也禽獸ダニ哀鳴其兒ヲ求ムル甚切ナリ縱令貧乏ニ迫リ饑餓ニ苦シム共豈禽獸ニ劣リタル所行ニ及ブケンヤ畢竟愚昧道理ヲ辨ゼザルヨリ如斯ニ立到ル事候條正副區長竝戸長ヨリ丁寧懇切ニ此旨ヲ説諭シ爾得心得違ノ者無之様兼テ注意シ且別紙規則ヲ嚴密可致取締候事

明治六年四月二十二日

宮崎縣權參事 上 村 行 徴

(別紙)

- 一、村々町々ニ於テ兼テ五人組立置其任中懷妊之者アル時ハ五ヶ月目ニ當リ候節同伍ヨリ戸長へ届出戸長之ヲ可簿記事
- 一、臨月ノ節モ同斷之事
- 一、出生ノ節ハ同伍ヨリ戸長へ届出候上守札ノ義氏子調規則ノ如シ
- 一、流産或ハ生兒病死等ノ節醫師證文相添事狀ヲ具記シテ戸長へ可届出事
- 一、墮胎洗兒棄兒ヲ同伍其情ヲ知り隠置キ他ヨリ於露顯ハ同伍迄訖度可處分事

一、貧漢且多子等ニシテ養育難調者ハ成丈ケ同伍ヨリ可助合若シ同伍助合難成豪富ノ救助等ニ預リ候節ハ時々戸長ニ可届
出事

右ノ通候事

しかし斯る規則をもつてしても、舊來の惡習は一朝にして止むことなく、明治の中葉に到つて漸く惡習の
芟除を得るに至つた。

引用註

(1) 明治史要 上 昭和八年十月版

二六九頁

(2) 同

三二二頁

(3) 上田彌著 前掲

一四六—一四八頁

(附記)

本章を執筆するに當つて、市立下關商工學校長 上田彌、陸軍大佐 山之城民平の兩先生は特に予の請を容れられて諸種の史料を提供せられたのである。記して兩先生に感謝の意を表するものである。

明治初年豊後國の人口政策

——松方正義公と豊後日田の赤子養育仕法——

前 が き

明治初年に於ける豊後國の人口政策について、特に顯著なる事例としての同國日田縣知事松方正義の赤子養育仕法と養育館の關係を述べて
大方の參考に供する事にする。

松方公の赤子養育仕法と養育館の設置に關して、從來に書述せられたるものには

イ、大久保利武稿「松方侯の創立に係る日田の養育館」明治四二年七月三十日刊「慈善」第一編第一號所載、尙本編には別に「松方侯の談話」が掲載せられてある。

ロ、元田肇談「貧兒養育」大正十三年三月二日刊「中央新聞」所載

ハ、財部彪談「日本に孤兒院を創始した人今も日田に残る」大正十三年三月一日刊「萬朝報」所載

ニ、「松公逸話」大正十三年三月一日刊「國民新聞」所載

ホ、吉川秀造稿「明治初年の赤子養育仕法」昭和五年五月刊「經濟史研究」所載

の五編がある。大久保氏のもは大分縣知事在任中に得たる資料に據り、吉川氏のもは大藏省藏本「松方大藏卿論策彙纂(稿本)」中に收録の「明治三年五月 民部官ヨリ墮胎ノ弊習芟除ノ策問アリシニ對スル答書」に據りしが如くである。一昨々年七月には「公爵松方正義傳」が徳富蘇峰氏の編述によつて刊行せられたのであるが、其中の赤子養育仕法と養育館設置に關する事柄は、前記大久保氏のものに依據したる點が多いやうである。

公爵松方正義傳の刊行によつて、松方公の業績について從來知られざる事柄も亦多く紹介せられてあるが併し赤子養育仕法と養育館設置に關しては尙未だ不十分の點無しとしない。其故予はここに其等の缺を補正すべく筆を執つた次第である。

一 日田縣の設置と公の赴任

九州の豊後國日田は、徳川時代には幕府は西國代官役所を置き豊前、豊後、日向、筑前、筑後等九州に散在する天領を支配せしめ、傍ら九州の諸侯を監察せしめた、謂ば九州に於ける政治上の中心地でもあつた。

徳川幕府倒れ明治政府成り、明治元年閏四月二十五日、日田縣の設置せらるゝや、政府は此日を以て民政と財務に精通せる松方助左衛門(後の公爵正義)、當時三十四歳を同縣知事に任命した。⁽¹⁾松方は其拜命に際し太政官より特に書面を以て、左の内達を受けてゐる。⁽²⁾

朝廷の御用途、甚だ困難にして、軍用金にも御差支の折柄、日田地方に於て、正金借入方急速に取計ふべし。

公が日田縣知事の命を拜するや、戯れに「金借知事」であると稱して居たのも宜なるかな。當時各藩割據して、交通の便未だ開けず、貨幣制度の如きは、各藩各々其趣を異にし、區々として統一せず、租税は勿論米納の制にして、歳出の大部分を占むる家祿は、皆な米を以て給與せられて居る。故に金融其他の經濟機關は、一も具備せず殊に維新草創、内外多端の秋に際するを以て、國費を徴收するに當りても、一定の規則なく、先づ豫算を立て、收支を圖るが如きは、到底行はるべくもあらず、當局者に於ては、唯だ臨時に生ずる所の經費に對して、臨時の收入を畫し焦眉の急を救ふに過ぎなかつた。是を以て各藩各別に歳計を立て、中央政府に要する經費は、纔に富豪より調達したる借入金と、太政官札の發行とに由りて、一時を支へんとす

るの状態であつた。公が日田縣知事として赴任されたるは、此際であつて、又實に維新政府の建設に要する資金調達の爲めであることは内達の通りである。公が自ら「金借知事」と稱してゐたのは、戯言にあらず、當時の真相を穿ち出した事實であつた。⁽⁴⁾

公は京都を發して、其任地に入るに先ち、長崎に著したが、恰も日田に於て、暴徒蜂起し、附近の諸藩より兵を出して、之が鎮定を圖るに會した。左右皆な公に勸むるに「長崎の兵を率ゐて任地に臨むべきこと」を以てしたが、公は自ら期する所あり、一兵をも從へず、單身驛輿に乗じて任地に入つたのは實に明治元年六月十一日であつた。公の來るや、日田の士民は、皆其衛兵多く、從伍堂々威風四邊を壓すべきものあるを想見してゐたが、公が單騎赴任の光景を目撃し、敬慕の念轉た禁する能はざるものがあつた。是に於て、公は先づ隣藩警護兵の勞を謝して、其解隊を求め、且つ縣民に臨むに仁政を以てし、之を導くに徳化を以てし一に至誠に基いて政令を布いたので、未だ幾くならず、縣民皆公を信じ、景慕欽仰すること恰も子女の父母に於けるが如くであつた。⁽⁴⁾

されば、公の日田縣に在任中、民俗の改善、風教の振作、産業の振興獎勵等に盡したる功多々あつたのであるが、就中、縣治上に於ける偉大なる功績は、公が社會政策實現の先達者として多年同縣内に浸潤したる墮胎・殺兒の惡習を打破して、一世の耳目を洗發したることである。

引用註 (1) 明治史要上(昭和八年十月版)五五―五六頁 金井之恭著 明治史料顯要職務補任錄上卷(明治三五年九月版)

五七四頁 百官歴上卷(昭和二年十月版)一四八頁

(2) 徳斎猪一郎編公爵松方正義傳卷(昭和十年七月版)二四三頁 (3) 同書 二四二—二四三頁 (4) 同書二四四頁

二 ヘシゴの悪習と養育館の設置

徳川時代に於て墮胎・殺兒(九州地方にては墮胎・殺兒に因る人口制限を總稱してヘシゴ「減子ノ意乎」と稱した)の悪習が、都鄙を通じて殆ど全国的に行はれし事については予は曾て「墮胎間引の研究」(昭和十一年九月刊)に於て一應の研究の結果を發表した事であるから、こゝには詳論しないが、九州地方に於ても既に古くより此悪習行はれしが如く、司馬江漢は其著「春波樓筆記」⁽¹⁾に於て

子の多産事を欲せざる國、筑前、筑後のみに非ず、豊前、豊後、日向、或は常陸、出羽、奥州に至て農夫早く娶る、故に子を産む事十に過ぐる、殺すもの多し、

と述べ、又、公は晩年になりて、日田縣在任當時を回顧して⁽²⁾

一體日田には昔から非常な悪風があつた、それは二人の外は子を育てず三人目よりは俗にヘシゴと云ふて生兒を壓殺するを習俗として一向之を恥としない事である。

と語れるが如く、日田縣内の風俗頹廢し、一家二兒以上に及べば之を墮胎・殺兒をせしむるの悪習存し、多年の積弊俄かに芟除すること能はざるものがあつた。加ふるに此地には慶應の頃より飢饉相續き、明治二年には最も甚しく、三年十二月には百姓一揆まで起つた程であるから、縣民の困窮、隨て墮胎・殺兒・棄兒の悪習益々行はれしことは想像に餘りあるといふべきである。

されば公は赴任の當初より深く其弊の由る所を察し、之が矯正の方法を講じたのであるが、容易に其効果を奏することが出来なかつた。初め公は以爲く⁽³⁾

教へざる民に對して、單に墮胎のみを禁ずるも、其の結果、或は一家内の紛擾を來すの虞あるのみならず、之に要する經費は莫大なるべし

と。先づ産婆を誡むるに、斯る惡習に倣ふべからざることを以てし、其訓誡を守る者は、之を賞し、若し違背する者あらば罰すべしと嚴に戒告を發し、又醫師に諭すに、其の仁術を旨として、決して天理人道に悖る惡習に染むべからざることを以てしたが、何れも皆其効果を奏するに至らなかつた。是に於て、公は更に僧侶をして恰く之が理非を説く所あらしめ、尙且つ村長、組頭等に諭して、斯る惡習を芟除するの急務なることを反覆説諭せしめたが、依然として其効果が無かつた。⁽⁴⁾

公は敍上の方法手段、何れも皆其目的を達せざるを以て、終に自ら起て、之が矯正の任に當らざるべからざることを認め、醫師並に一般民に對して、告諭を發し、戒飭する所あつた。⁽⁵⁾

嗚呼墮胎ノ惡弊ハ天道ニ逆ヒ人理ニ背キ人心タル者ノ忍ヒサルコトハ論セスシテ明ナリ吾此縣ニ來リ此弊ノ多キヲ聞ク毎ニ長大息ニ不堪是迄政教行届カス暗昧ノ譯トハ云ナカラ今日ニ至テハ特ニ吾罪トナリ誠ニ愧ツヘキノ至リナリ假令困窮ノ者ニセヨ邂逅天ヨリ恵ミ賜ヒシ人種ヲ惡キ巧ヲ以テ是ヲ墮スハ罪是ヨリ大ナルハナシ加之穩婆金ヲ貪リ陰ニ其邪術ヲ扶クル者アル由實ニ斷腸ノ仕合苦々敷コトナリ人面獸心惡ムヘキノ甚キ者ト謂可シ如此惡行ヲ爲シ神ヤ佛ニ千度百度身ノ幸福ヲ祈願ストモ返テ天罰ヲ蒙ルナラン或醫ノ曰姦醫二人アリ常ニ此術ヲ施シ多ク利ヲ貪ル其一人ノ子一日出獵ス鳥銃ノ火蓋

ヲ切レトモ應セス故ニ取換テ其筒ロヲ吹ケハ銃丸忽發シ咽喉ヲ貫テ即死ス又一人ハ其子ト共ニ菌毒ニ中リ父子斃ル此二事ハ現ニ見聞ノ實ニテ誠ニ積不善ノ餘殃恐ルヘキ次第ナリ我ハ是ヲ變且怪トセス天罰ヲ相當ナラント思フ然ルニ天ハ廣大ナリ氣ノ環ルニ隨ヒ罰ニ逼速アリ或ハ禍ヲ其ノ身ニ受或ハ其子々孫々ニ及ホシ必ス天地間ニ逃ル處ナカル可シアハレ將來此惡習ヲ芟除センコトヲ欲シ且夕其念止マヌ千憂萬慮スト雖モ此ヲ救フノ術未其宜ヲ得ス故ニ今試ニ醫ヲ人撰シテ養育方ノ掛ヲ命ス醫ノ本意ヲ失ハス至仁ノ術ヲ研究セシメ穩婆等ヘノ教諭丁寧反覆シテ必此惡習ヲ一洗セハ實ニ仁術ノ本懷ニシテ第一天道ヘノ忠勤ナラン仰願クハ衆醫ト共ニ心カヲ盡シ吾ヲシテ政教不行屈ノ罪ナカランコトヲ欲スト聊微意ノ記

公は此告諭を發して、嚴に墮胎を禁じたる結果、其産兒を收容哺育するの計畫あることを有志並醫師を集めて諮問したのである。勿論集まる者一同とて何の異議もありよう筈はなく、事業の爲めには今後共大に努めすべき旨の答申をした。是に於て公は彌々意を決し基金として先づ自らも數百兩を投じ、尙ほ有志並醫師の中から特に千原幸右衛門、廣瀬源兵衛、草野忠右衛門、森甚左衛門、山田爲右衛門、山田作兵衛の六名に命じて養育金を調達せしめることにした。其結果は頗る良成績であつて町人、百姓或は寺僧等の有志より二百兩百五十兩乃至一分と云ふ様に分に應じて寄附を申込む者意外に多く、明治二年正月迄で、申込者數數十名、金額にしては二千五十一兩三分三朱の多額に達したのである。其處で此寄附金を以て養育館を設け假に古草庵を以て之に充てることにし、産婆を雇入れて番人となし、又同時に縣民にして棄子をせざるべからざる事情ある者は此所へ來て棄るべしと普く布達する所があつた。斯くしてゐる間には寄附金も追々嵩み、つひには數千兩の巨額に達することになり、傍々有志の者より公に對つて館舎を新築したい、若し此願を容れ

て呉れるならば土地建物をも寄附すべしとの申出があつた。時恰も公自身に於ても官金を以て館舎新築を考
慮中であつたが、有志より折角の希望故之を許し、先づ公は明治二年二月十八日、騎馬にて日田郡南豆田村
字五反田百五拾參番 田壹段貳畝廿七步の建設地を檢し、二十五日、博多屋源兵衛、丸屋幸右衛門、鍋屋甚左衛門
京屋爲右衛門を養育館普請掛に命じ、四月十五日、新館上棟式を舉行し、六月六日其竣功を見るに至り、早
速に諭達をした。其大意は「何人でも壓殺をしなければならぬ事情の赤兒がある様ならば、携へ來つて此
家に棄てよ、棄てる人の名も聞くまじ、其人の姿を見まじ、唯之を拾うて育養せん」と云ふのであつた。又
棄兒を收容する方法としては、何人が來ても、姿の分らざるやう、子を棄てるに容易なやうに館の入口とか
木戸口などを用意した。斯る方法によりし結果は、收容兒は忽ちにして三四十人、其多かりし時には七八十
人ともなつた事は、後に示す公の述懐談に明らかな所である。

註 養育館建設地に關しては「公爵松方正義傳」には日田郡畑田村三本松の東方字島畑面積六畝十五步字五反田二畝三歩とあるが「養育館一件書類」
概中の地券返納添書には全く相違せるものである。予は本文に引用する所のは養育館一件書類に依據してゐる。

養育館は又館舎新築と同時に養育に關する謂はゞ取扱規定をば次の如く定めた。⁽¹¹⁾

養育規定

一子供收拾之上醫者周旋方穩婆夫々順番ヲ以テ所置可致事

醫者順番

相良 丈敬

諫山 東作

椋野 元琢

田邊 元春

財津 又玄

平嶋 尚綱

艸野 元秀

兒玉 雪庵

武内 濟之助

熊谷 良順

淺川 文友

古澤 泰甫

限町助勢

兒玉 文貞

艸野 一男

右之人數ニテ子供一人ニ付本掛一人補佐一人合テ二人ニテ周旋可致次之子供ハ次番江相讓リ可申事

周旋方順番

常掛リ俵屋 幸六

丸屋安右衛門

飴屋 徳治

今津屋 甚六

野上屋 源七

鍋屋 正藏

米屋 善兵衛

有田屋 辰治

常掛リ虎屋 正右衛門

紙屋 平助

八木屋 宇七

北濱屋 丈平

竹田村 虎吉

蛭子屋 辰活

浪花屋 鹿藏

藤屋 善市

右之人數ニテ子供一人ニ付兩人順番周旋同前

穩婆順番

右之人數ニテ子供一人ニ付穩婆一人周旋同前

一子供收拾之節先ツ順番之穩婆江相渡シ夫ヨリ同前周旋方江相届ケ同醫者ニ相達シ醫者ヨリ館府江相届ケ可申事

一收之兒養子ニ遣シ候節付屬之儀男女共ニ凡金五兩衣類ニツ

但養子ニ遣シ候付屬目錄竝ニ名附書紙相添可渡事

書法左之通

目錄

一金何 兩

一衣幾件

右之通被仰付候間難有頂戴可致候 以上

年號 支千 月 日

養育館

何村何某殿江

年號 支千 月 日

名

一誕生何性

松、

右ハ

麻知事様ヨリ御一字ヲ賜リ名附ル所也

一子供收拾之節穩婆手元ニテ養育致シ候間ハ日給丁錢五百七拾文ツ、相渡シ可申事

一子供一人ニ付諸掛日給金札五百疋ト相定其内ヨリ穩婆日給規定之通相渡シ殘金周旋致シ候人數ニテ割賦可致事

一館内江定番之老婆給料一日ニ付支米五合九百文但シ一夜ニ付燈油何勺別段館ヨリ相渡シ可申事

一定番補助一人

但シ諸掛江萬事相届ケ可申事且日々晒掃可致事

一右走り小遣一度ニ付九六二百五十文ツ、相渡シ可申事

一諸方探索一里ニ付日給金札壹朱相渡可申事

一野合懐胎或ハ墮胎等探索行届候者ハ一女ニ付褒美金二百疋可遣事

- 一野合懷胎探索之上先方父母江說得之儀ハ一切其者ノ且那寺江相託シ可申事
但シ周旋方之中ニテ先方江程克ク熟談出來可申分ハ必シモ寺ニ不可限事
- 一野合懷胎探索說得賞壹兩是迄之通
但周旋方ヨリ先々世話掛リハ一切右壹兩之内ヨリ可遣事
- 一前條之通探索說得之上雜費ハ密夫ヨリ可致ハ勿論若極貧又ハ無據分ハ臨月ヨリ出產後廿日迄一日ニ白米三合宛可遣事
但極貧之事情探索方ヨリ篤ト相調候上ニテ可遣事
- 一前條記帳之分誤テ墮胎之節ハ早速養育掛江届可出様兼テ說得方ヨリ得斗申聞置可申事
但其節ハ館ヨリ醫者壹人竝其說得掛差遣取調可申事
- 一前條記帳之婦出產之節ハ早速其說得掛ヨリ届可出事
但自育之分ハ爲祝儀金百疋衣一具竝名付可遣事
- 一前條探索之上說得之儀ハ養育掛ヨリ差圖ヲ受可致事
但探索之賞妊婦五ヶ月及候節相渡申事竝說得之賞四五月ニ及彌妊娠相決候節半金相渡跡半金生産之上可遣事
- 一野合懷胎之娘有之節其父母タル者御趣意ヲ汲取生産爲致候時ハ其父母江恩賞可遣事
- 一前條之父母タル者極貧之家ニ候得ハ前以テ養育料可遣事
- 一野合懷胎說得之上記帳致シ置キ正産迄之内時々心附ケ問尋可致事
- 一收拾子里乳ニ預ケ候節ハ日何程ト相定置可申事
- 一前條其親江預ケ候節ハ可爲半金事
- 一遠村ニテ極貧之者子供ヲ養育所江御願申上度候得共道路之雜費相掛リ候テ御趣意空シク行届キ兼候間遠村ニハ兼テ假館

ヲ定置キ其場ニ收拾致シ夫ヨリ本館江送來ル様可致事
一前條之如ク致シ置其場ヘハ衣服金子少々遣シ置キ申可事

と。

養育館は獨り棄兒のみならず、孤兒をも收容し、別に一定の期日を定めて醫學研究の爲めに一室を設けた。而して此事業に従事する掛員は前掲の「養育規定」に含められてあるが、特に養育掛長に醫師二名（相良文敬、諫山東作）、養育掛醫師三名（椋野元琢、^{（早）}平島尙鋼、財津又玄）、金錢出納役醫師一名（平島尙鋼）、金錢預り掛一名（千原幸右衛門）、里子預け見廻役醫師一名（田邊元春）、周旋方長一名（合原幸六）を重なる役員に任命し、他は應下豆田町、隈町の有力なる資産家と醫師を以て役員に任じ、何れも無報酬であつた。又館内には番婆、乳母を置いて直接に養育のことに當らしめ、更に各村に互つて醫師を養育掛、養育掛助として十三名、庄屋組頭より十二名を周旋方（探索方）に任命、周旋方は周旋方長の命を受けて、棄兒竝に孤兒の搜索、調査、妊婦の取締を行ひ、之を周旋方長に報告し、又穩婆八名を任命し、之を各村の養育掛或は助たる醫師に支配せしめ、而して穩婆に意を含め、墮胎・殺兒の惧ある妊産婦に對して其非なる所以を説かせることにした。^{（13）}

墮胎・殺兒・棄兒の行はれるのは多くは無父の私生兒に對して爲される場合が極めて多い實例である。其故に養育館の目的とする所も専ら無父の私生兒を保護養育するにあつた。されば、各村の周旋方は常に無配

偶婦女の妊娠者の有無に注意し、若し之を發見するに於ては其者の檀那寺へ話し、其寺僧より、或は周旋方單獨に妊婦竝に其父母に向つて、懇ろに人道を説示し、墮胎の如き非行あるべからざることを訓誨して承諾の旨を誓約せしめ、密夫密婦は之を婚姻せしめ、其出生兒を自育せしむべく、斡旋媒妁の勞を執り、又他家に仕へて主人の胤を宿したる下婢、又密夫は有妻者たる場合には其身分貧福の度に應じて出金致さしめ、生兒養育の助けとせしめることにした。分娩の曉には自育する者に對しては、與ふるに祝儀金百疋、衣服一具を以てし、且つ生兒に命名をして遣した。生計の困難を忍び、自ら産兒を養育する者に對しては、知事より自育賞金一分乃至五兩を與へ、且つ其他に密夫よりも出生に要する雜費を支出せしめたが、密夫は極貧の者である場合には別に館から臨月より出産後二十日迄一日に付白米三合宛を支給した。而も其方法としては斯る生計困難なる者に對して直接に金錢を支給することになれば幾多の弊害を生すべきことを慮り村庄屋又は親類中の適當なる者に先づ渡して保管せしめ、是等の者から必要に應じて徐々に本人へ支給することにし、尙極貧にして養育に堪難き者は養育館に收容して養育することにした。此場合生兒の親者が裕福である場合には相當の冥加金を支出せしめることにした。⁽¹⁸⁾如斯養育館は専ら無父の私生兒救済に意を用ひたのであるが而し公生兒である場合でも、生母が死亡して、引受人が到底養育すること能はざる事情のある者は之を收容することにした。

- (2) 松方侯の談話 (慈善第一編第一號九七頁)
- (3) (4) 公爵松方正義傳乾卷 二五五頁
- (5) 同書 二七二—二七三頁
- (6) 大久保利武稿 松方侯の創立に係る日田の養育館 (慈善第一編第一號九〇頁)
- (7) (8) 養育館事蹟調 二七三—二七四頁
- (9) 公爵松方正義傳乾卷 大正八年十二月二十八日發第一三九九號日田郡長出事より大分縣地方課長秋吉作内宛回答 二七四、二五六—二五七頁
- (10) 公爵松方正義傳乾卷 養育館一件書類 (大分縣日田町・廣瀬貞治氏所藏) 二五七—二五八、二七三頁
- (11) 養育館事蹟調 前掲大久保利武稿 慈善九一頁
- (12) 公爵松方正義傳乾卷 養育館事蹟調 (二七五頁)
- (13) 公爵松方正義傳乾卷 養育館事蹟調

三 周旋方に對する獎勵法と違反者の處罰

養育館に各役員を任命し、其々の分野に働らかしめた事は既に述べた所であるが、外部的に活動し養育館設立の使命を全ふするものは、各村の周旋方であつた。されば周旋方に對しては特に其盡力に對する獎勵法

が考慮せられ、無配偶婦女の妊娠者を探知して、之を養育館に報告したる場合には、探索賞金一分又は二分、其墮胎すべからざることを説諭し、承諾の旨を誓約せしめたる場合には説得賞金二分、胎見出生後密夫密婦を婚姻せしめ、其出生兒を自育せしむべく、斡旋媒妁の勞を執りし場合には、媒妁賞金二分、既に養育館に收容したる館兒の貰受人を穿索斡旋し、又は館に收容すべき出生兒を分娩後、直に貰ひ受けて養育すべきものを穿索斡旋したる場合には、周旋賞金一分乃至三分を各々與へることにした。(1)

又、妊婦、穩婆にして、養育館設置の趣旨に反し、墮胎の罪を犯す者ある場合には、其等の者に對しては一般懲戒の爲め、出張館役員の面前に於て、之を剃髮せしめ、其情狀の重き者には放逐の刑を科した場合もあつた。(2)

引用註 (1) (2) 大久保利武稿 (慈善 九二一九三頁)

公爵松方正義傳乾卷

二六〇頁

四 養育館設置顛末と公の述懐談

公が晩年(明治四十三年)、養育館設置の顛末に關して語られたる述懐談は既に其一部は本文の中に引用したのであるが、其全文は、幸ひにも中央慈善協會刊行に係る雜誌「慈善」に掲載せられ、之が「公爵松方正義傳」に再録されてゐるが、當時の真相を詳にするに足るものである。(1)

一體日田には昔から非常な惡風俗があつた、それは二人の外は子を育てず三人目よりは俗にヘンゴと云ふて生兒を壓殺す

るを習俗として一向之を恥としない事である、そこで此の悪風俗を矯正せんが爲め先づ醫者と産婆とを集めて懇諭して見たが少しも效果がない、それで今度は各村長を集め寺院の僧侶をも呼び寄せて色々と勧め諭したが是れも更に寸效も無かつた、斯かる有様であるので此の上は養育の道を立て、之を救済するより外に方法なしと考へ終に育兒事業を思ひ附いたのである、而かし是れとて固より官金を支出する道もないので先づ自分の資を投じ尙他の役人にも有志者にも諭して贖金せしめ一軒の家を備へて之を育兒所としたのである、それから何人でも壓殺せなくてならぬ、赤兒があるなら携へ来て此家に棄てよ棄てる人の名も聞かまじ其人の姿も見まじ、唯だ之を拾ふて育養せんと傳へたるに夜々赤兒を棄て往く者日を追うて數を増した棄兒を受取る方法としては別に設備もせなんだが何人が來ても姿の分らぬやう子を棄て行くに容易きやう家人の口木戸口などを用意させて置いた。

收容兒は忽ちにして三四十人に上り其多かつた時は七八十人となつた事もあつた、それで裸母を雇ふて之を保育させたがさて困つたのは乳で兎ても乳母の乳ばかりでは足らない、そこで色々思案したが不圖前年長崎に在つた時分に見聞した事を思ひ出しそれから西洋風にひとつ牛乳で養つて見やうと考へ長崎から乳牛數頭を買入れて其乳を搾取させた、而かし當時の事であるから何分哺乳器が無いそれで又上海に注文して漸く數個を買入れ兎も角乳養の道を得たのである。

育兒の方法としては自分の工夫で赤兒に相應したザルかゴ乳母車の車の無いような浅い籠を造らせた極めて簡便なものであつたがそれに細繩をつけて之を釣るやうに仕立て小蒲團を敷きて其上に赤兒を臥させ哺乳器を添へて之を天井より並べ釣下げた、而して折々裸母をして順々に之を揺り動かさせ適度に運動に依て自然に赤兒に安眠をさせるやうにした。

子供の名は男兒には松の頭文字に、女兒にはつる、かめなど目出度き名を付けてやつた。

育兒の方法に就ては自分は少からぬ注意を拂ふた、此等の兒童を唯だ食はして育てたのみでは一向に役立たぬ之を養ふからには相應な人間に育てやうと考へた、そこで世話をする者が棄兒だ貧兒だ杯と輕蔑の心を以て居つてはならぬと思つたから世話方の者に常に八釜しく云ふて育てさせた。

一體斯う云ふ育兒事業の如きは人情を以てせねばいかん仕事である、それ故に給金や名譽のために世話するような事では到底役に立つべきもので無い、それで之を示すには先づ自ら其勞を分つに如かずと考へたので役所の手が透くと直に其方に向いて自身に嬰兒の世話を試み釣り籠を捨らして子供を慰めてやつた事もあつたが自分にも亦斯う云ふ事は無上の慰みであつた、而し其頃は随分世事も繁忙の時でも自己も恰度三十三の元氣の時であつた。

自分が日田を去つて後育兒所も竟に廢絶したが而かし時た種は幸に絶えなかつた其後明治十六年大藏卿として九州を巡回した時に日田で九十幾人の若い者が尋ねて來たが、それは十六歳を頭に十四五歳の者で孰れも一時育兒所で育てられた者ばかりであつたが、中には養父母が相應の者であつて仕合せな身分になつて居る者もあり近所近邊で孝行者と褒めたいへらるる者もあつた、自分が其時は等の若者に逢ふたのは何とも云へぬ嬉しさであつた其者の中には今も尙ほ邸に出入し又は文信する者がある。

畏れ多い事であるが、此の九州巡回後参内した折柄 皇后陛下には何時しか此の事の掲げてあつた九州の新聞を御覽ありしとて、御噂を賜り善き事をした嬉しく思ふそとの御言葉を頂戴したのは何とも畏れ多き事であつた。

引用註(一) 松方侯の談話 (慈善第一編一號九七一九九頁)
(二) 公府松方正義傳乾卷 二七六一二七〇頁

五 養育館の設置と民部省の激勵並策問

公が地方長官として、日田に赴任するや、社會政策實現の率先者として、社會改善の政策を實行するに著眼し、多年同地方に浸潤し、牢乎として拔くべからざる墮胎・殺兒の惡習を打破すべく、先づ養育館を設置して棄兒を收容し、墮胎・殺兒の惡習洗除に盡瘁せしたため、民部省は之を聞き、文を發して

日 田 縣

人民繁育スルハ富國ノ基ニ候處近來諸國ニ於テ墮胎棄兒等ノ惡風有之哉ニ相聞ヘ以ノ外ノ事ニ候然ル處御維新以來其縣支配所ニ於テハ衆醫其外篤志ノ者申合右等ノ惡習可相改様小前ノ者共ハ教諭致且極貧ニテ養育難致キハ救助ノ仕法ヲモ取立候趣神妙ノ事ニ候此段村役人共ヘモ申聞ケ尙精々盡力諸邦ノ模範ト相成候様可致候事

巳 七月

民 部 省

と激勵あり、併て公の日田縣に實施したる方法に基き、之を全國一般に及ぼさんことを期し、公に對し策問するに墮胎の惡習を打破し、之を矯正する方法を以てした。是に於て公は明治三年五月左の如く答申する所があつた。⁽¹⁾

明治三年五月 民部官ヨリ墮胎ノ弊習

芟除ノ策問アリシニ對スル答書

墮胎ノ弊云々第一入費莫大ニ可及且士風人氣ニモ仍リ一途ニ未タ行ハレ兼ヌルモノアルベク一般ノ規則ハ愚量ニ不能併日田縣下此弊害最甚シ故ニ手ヲ下セシ成行ヲ左ニ申上候

一、是迄教ヘザル民ニ忽然ト墮胎而巳ヲ禁シテハ其ノ子ヲ助ケントシテ反テ母ヲ隕シ終ニ家ノ錯亂ニモ及ハン事ヲ憂ヒ昨秋以來醫師中ニハ勿論村長組頭杯ヘ逢毎ニ告諭シ漸次ニ此弊ヲ洗除スヘント懇々反覆示ストイヘトモ其至誠貫カス尙棄子等モ有之向相聞ニ實ニ不忍次第不得止既ニ當正月左ノ通り微意ヲ記シ初ニ醫ニ告ケ次ニ縣下ヘモ告諭ス

嗚呼墮胎ノ惡弊ヘ天道ニ逆ヒ人理ニ背キ人心タル者ノ忍ヒサル事ハ論セスシテ明ナリ吾此縣ニ來リ此弊ノ多キヲ聞ク每ニ長天息ニ不堪是迄政教行届カズ暗昧ノ譯トハ云ナカラ今日ニ至テハ特ニ吾罪トナリ誠ニ愧ツヘキノ至リナリ假令

困窮ノ者ニセヨ逕返天ヨリ恵ミ賜ヒシ人種ヲ惡キ巧ヲ以テ是ヲ墮スハ罪是ヨリ大ナルハナシ加之穩婆金ヲ貪リ陰ニ其邪術ヲ扶クル者アル由實ニ斷腸ノ仕合苦々敷コトナリ人面獸心惡ムヘキノ甚キ者ト謂可シ如此惡行ヲ爲シ神ヤ佛ニ千度百度身ノ幸福ヲ祈願ストモ返テ天罰ヲ蒙ルナラン或醫ノ曰姦醫二人アリ常ニ此術ヲ施シ多ク利ヲ貪ル其一人ノ子一日出獵ス鳥銃ノ火蓋ヲ切レトモ應セス故ニ取換テ其筒口ヲ吹ケハ銃丸忽發シ咽喉ヲ貫テ即死ス又一人ハ其子ト共ニ菌毒ニ中リ父子同斃ル此二事ハ現ニ見聞ノ實ニ積不善ノ餘殃恐ルヘキ次第ナリ我ハ是ヲ變且怪トセス天罰ヲ相當ナラント思フ然ルニ天ハ廣大ナリ氣ノ環ルニ隨ヒ罰ニ遲速アリ或ハ禍ヲ其ノ身ニ受或ハ其子々孫々ニ及ホシ必ス天地間ニ逃ル處ナカルヘシアハレ將來此惡習ヲ艾除セン事ヲ欲シ且夕其念止マズ千憂萬慮スト雖モ此ヲ救フノ術未其宜ヲ得ス故ニ今試ニ醫ヲ人撰シテ養育方ノ掛ヲ命ス醫ノ本意ヲ失ハス至仁ノ術ヲ研究セシメ穩婆等ヘノ教諭丁寧反覆シテ必此惡習ヲ一洗セハ實ニ仁術ノ本懷ニシテ第一天道ヘノ忠勤ナラン仰願クハ衆醫ト共ニ心力ヲ盡シ吾ラシテ政教不行届ノ罪ナカラン事ヲ欲スト聊微意ノ記

一、醫ニ養育方掛ヲ申附篤ト相達シ其醫ハ勿論仙醫ノ連中モ奮發勉強シ直ニ穩婆ヲ告諭反覆シ悉ク產醫ノ支配ト定メ穩婆其趣意ヲ合テ當人ニ説諭サント定ム

一、穩婆能ク守ルハ賞シ不正ナルハ戒ム

一、政教行届カス殊ニ民間ノ事ナレハ急ニ墮胎ヲ禁止トハ定メ難ク尤葉子等ノ來由ハ決シテ問ハス唯々無謂人種無之ヨウ政教自然ト行ハレン事ヲ期ス但村長ヨリモ能諭サシム

一、町人百姓或ハ寺僧各志ヲ以テ葉子養育金ノ内ニト貳百兩或ハ百兩五拾兩乃至壹步各其ノ分ニ應シ數十名ヲ記ルサス出サン事ヲ願フ然レトモ聚斂ハ決シテ御趣意ニ非スト篤達スト雖是ハ隱德筋ニシテ下ヨリ好テ差出ス譯ナリト再三願出セリ其ノ至情難默止之ヲ許シ強テ其名ヲ聞置就テ此積金ヲ以テ假ニ古草庵ヲ養育館ト定メ穩婆ノ内ヲ番人トシ葉子此所ニ

可棄ト下々ノ手ニシテ相觸レタリ

一、積金ハ官ノ手ニ置カス町人ノ内ニ掛ヲ申附都合四人ニ預置キ其請持トセリ又積金ヲ以テ小利ニシテ平日ハ難澁者ニ貸附置キ貧ヲ救フノ意ヲ帶セシム

一、積立金追々相嵩ミ新ニ養育館ヲ建立セント下ヨリ願出ス時ニ館ノ分ハ上ヨリ製造セント達スレト右ノ積金ヲ以テ立シト云フ然ラハ地面ヲト達スレト是以テ下ノ手ニテ一切致サン事ヲ願出全ク衆人合力シテ館舎モ設ケタリ但此ノ館ニ式日ヲ立テ醫學ヲ講スルノ席トモセリ

一、或朝生レテ二十日許タチシ女子ヲ右ノ館ニ棄タリ直ニ掛醫ヨリ知縣ニ告ク知縣其子ヲ見テ於松ト名附ク然ルニ折能ク養子ニ乞フ者アリ依テ衣服ヲ新ニ着セ積金ノ内ヨリ四兩ヲ附テ遣セリ

一、次ノ棄子ヨリ男子ナリシ故松太郎松二郎松四郎ト順々ニ名附ケタリ皆同養子ニ乞フ者有テ前文ノ如クニ計ヒ遣ハセリ中ニハ養子ニ乞者共多キ時ハ鬮取ノ法ヲ設ケ天ヨリ賜フノ微意ヲ含但棄子ノ衣服ハ婦人共陰德筋トテ好シテ縫者多シ

一、墮胎ヲ止ントスルニ間ニハ赤貧ニシテ無餘儀情實ナルモ有リ如此者迄救金ヲ遣ス時ハ弊生シ逆モ入費不給去トテ看々捨置キ難キ者アリ是ハ條外ノ條ト立テ知縣ノ家ヨリ内輪ニ救助ヲ遣ス其節ハ庄屋親類ヘ金ヲ渡シ一時ニ仕捨シ事ヲ固ク戒ム

一、棄子ハ通例輕蔑セラル情實アリ故ニ知縣ノ居家ニ追々呼テ其ノ盛長ヲ見届或ハ初ニ名ヲ附ケ一段厚クスルノ扱知縣ノ任トセリ

一、正月中旬ヨリ三月初旬迄墮胎ヲ止ル事二十五人棄子有ル事五人

一、日田縣下筑前怡土郡加布理村農夫政右衛門ナル者二十年前ヨリ意ヲ用ヒ郡中難澁者子ヲ産ノ時ハ一人前一ケ年ニ米三

俵宛二ヶ年之ヲ與フ且庄屋ハ勿論年長ノ者ヨリ墮胎ノ惡弊ナルヲ諭セシ由ニテ其弊最尠シ故ニ年々口數増加ス是今尙行ハレ居候間御賢慮ノ端ニモト申上候

右ハ官ヨリ一錢ヲ費サス如此行ハレシハ下々ノ者共王化ニ浴シ御趣意ヲ奉體認候譯ナルヘン併即今ニテハ棄子ハ養子ニ運ヒ事易ク行ハレ候得共將來ノ入費許多ニ及可ク且ツハ赤子養育方ノ法則等洋學家ニ尋問シテ時所ノ宜ヲ制セン下愚慮セリ尤モ以後ノ思量無キニ非スト雖未タ行フ得サレハ豫メ難申上候

(備考)

養育館ニ於ケル棄兒ノ收容ハ前後合計百五拾餘人ノ多キニ達セリ而シテ之レカ養育法ハ館内ノ天井ヨリ幾多ノ小籠ヲ吊リ下ケ其籠中ニ赤兒ヲ入レテ之ヲ搖リ動カセハ無心ノ赤兒ハ恰モ裸母ノ手ニ在ルガ如ク能ク其處ヲ得テ晏如タルモノアリ且一面ニ於テハ少數ノ産婆ヲシテ多數ノ赤兒ヲ保護セシムルノ便宜アリ若シ夫哺乳ニ關シテハ一々乳母ヲ附スルヲ得サルヲ以テ乳牛ヲ長崎ヨリ購入シテ搾乳セシメ乳器ヲ上海ニ注文シテ整備シタルニ依リ捨子ノ數増加スルモ之ヲ收容保育スルニ毫モ不便ヲ感セス且知縣自ラ館内ニ出入シテ之ヲ愛撫シ其既ニ長シテ養子タルモノハ之ヲ知縣ノ官舎ニ招キ棄子タルノ故ヲ以テ世人ノ輕蔑スル所トナラザランムルニ努メタリ

と。^(註) 其結果は諸縣に於ても行はれるに至つた。

註、本書の一部は既に本文の中に引用し又後にも屢引用することと重複の嫌があるが、敢へて參考迄に全文を掲げることとする。

引用註 公傳松方正義駢卷 二六一—二七六頁

六 育兒方法与館の廢止

育兒の方法は、館創立當時、未だ收容兒の多からざりし時代は専ら番婆、乳母の手に據らしめたのである

が、日月を経るに随ひて、收容兒の數も多くなつて、到底少數の番婆、乳母を以て之に當らしめると云ことは困難になつた。さればとて急速に番婆、乳母を増員すると云ふことは館の經濟が許さなかつたので、公の考案に由りて、館内の天井より幾多の小籃を吊り下げ、各嬰兒を其籃中に入れしむることにしたのである。かくして、無心の嬰兒は、恰も媒母の手に在るが如く、各其所を得て、晏如たるものがあり、他の一面には之に従事せしむる少數の産婆を以て、此等多數の嬰兒を保護せしむるの便宜目的を達したのである。

哺乳の方法に關しては、當時一々乳母を附するを得ざるのみならず、我國一般に牛乳使用の途未だ開けず殊に日田の如き山間にありては最も然りとす。然るに公は夙に長崎に出で、海軍の練習に従事してゐた際外國人居留地に於て、既に親しく牛乳及び乳器の使用を目撃してゐたので、乳牛數頭を長崎より購入して之を搾乳せしめ、又、佛國領事に依頼して乳器を上海に注文し、之を整備したので、棄兒相踵で至るも之を收容保育することが出來た。

然るに後日、如斯方法による育兒は健康上にも有害であることが判つて、成るべくは里子預けにすることにし、特に里子については見廻役を置いて、養育方法の適否、健康其他について注意せしめ、若し病人あれば相當の手當を支給し、或は最寄の醫師に托して治療をなさしめ、死亡の場合には特に公自身より香資金一兩が贈られた。

養育館設置以來、公自ら館内に出入して、育兒を愛撫すること恰も己れの子女に異らざるを以て、其徳化

自ら遠邇に普及し、縣下人民の内には館内收容の嬰兒を養子若くは養女と爲さんことを希望し來る者あり、時に或は抽籤を以て、之に附與するの光景を呈したこともあつた。⁽⁴⁾

公は育兒成長の状を目撃し、彼等の養子養女と爲つた者を招き之を慰撫し、世人をして棄兒を輕蔑するの念を生じないように勉め、而して世の父母たるものをして、却て慚愧に堪へざらしめた。⁽⁵⁾

又公は養育兒の命名に關しては、既に掲げた養育規定に「右ハ縣知事様ヨリ御一字ヲ賜リ名附ル所也」とあり、公の述懐談に「子供の名は男兒には松を頭文字に、女兒にはつる、かめなど目出度き名を附けてやることにしたのである。」と見える如く、松方姓の松字を取りて男兒の名の頭字となし、松太郎、松次郎等の名を附け、女兒にはつる、かめの他に、松に因みてたけ、うめ等と名附けることにしたのである。

然共、公は事業半にして明治三年閏十月民部大丞に轉じ、⁽⁶⁾其後任として同年十二月十九日長崎縣知事野村盛秀が赴任せられたのであるが、⁽⁷⁾彼も亦克く前任者の意を體して事業を繼承して内容の完備殆ど全きを得せしめ、養育兒の命名には前任者が松を頭字に用ひしことの例に倣ひ村を頭字に用ふる等大に努むる所があつたが、⁽⁸⁾彼も亦四年十一月十三日日田縣は廢縣となり埼玉縣令に任じて此地を去ることになつた。

去年時勢の變遷是は奈何ともする能はず、明治五年末を限り全く新收容、保護を停止し、翌六年末迄には在館兒の處分を了し閉館するに至つたのである。又此頃となつては松方侯の行へる善政既に徹底して墮胎及棄兒の弊習殆ど其跡を絶つに至つて、養育館設立の目的達せられ、隨つて存在の意義も失はれた譯である。

尙、養育館廢止の後、其舊地には電信局（郵便局）が設けられた事は後述の如くであるが然るに大正九年澁澤榮一、小橋一太、窪田静太郎、田子一民等の人々が發企となつて、同年七月松方公の筆に成る「日田養育館址」の石碑が日田郵便局の側に建立せられて今日に至つてゐる、又大正十三年には、時の日田郡長加藤初夫は公の遺徳を欽慕し、郡内の各町村長及有志と胥謀り、其政績を不朽に傳へんと欲し、縣社大波羅社の境内に於て、一大記念碑を建設したが、其碑文は子爵澁澤榮一の撰する所、篆額は伯爵清浦奎吾の揮毫に成つたもの、題して「徳政化俗」と云ふ。

引用註(1)(2)(3)(4)(5) 公爵松方正義傳乾卷 二六一—二六二頁

松方侯の談話（慈善 九七一—九九頁）

(6) 明治史要 上 二一七頁

顯要職務補任錄 上卷 五七四頁

百官履歷 上卷 一四八頁

(7)(8) 顯要職務補任錄 上卷 五七四頁

七 救育兒の數

養育館の設立は既に述べしが如く、地方凶歉の際であつたから教育を請ふ者が非常に多かつたのであるが、然らば實際には奈何程の人數であつた乎。これを當時養育館備付の保胎錄、死亡錄、自育錄、養育成功錄、貧窶見簿の五によつて窺つて見ることにする。

保胎録とは野合懐胎あることを探知したるときに、妊婦及其父母等にも説諭をなして、墮胎するが如き惡徳行爲をなからしむる爲め、請書を徴し、臨月相當期を取調べて直ちに之を登記して、常に其保護及監視を嚴にして、出産死産流産（死産流産に關しては役員出張の上事實の取調をした）等のありたるときはまた要領を記入したるものである。其によれば明治二年二月より五年十二月迄約四箇年（正しくは三年十箇月）間に三百六十六人、保胎出生後も依然として館の保護監督を受けたる者は六年三月三日より十五日迄で百九十二人であつた。

死亡録とは館兒の死亡のみならず、保胎者の死産をも之れに記載せられたのである。其總數は

明治二年	四三人（男一〇、女三三）
同 三年	六七人（男二二、女四五）
同 四年	三〇人（男九、女二一）
同 五年	四四人（男一六、女二八）
合 計	一八四人（男五七、女一二七）

である。

自育録とは保護を受けたる胎兒の出生後、其親元に於て養育を爲し依然として養育館の保護監督を受ける者の記録であるが、其れに依れば明治二年（月不詳）より六年三月十五日迄で百九十二人である。

養育成功録とは館に收育せし兒童を他へ養子遣にしたる者を登記するものであつて、其登録人員は左の如

く下ある。(4)

養育成功簿人員調

附屬金品	明治二年		同三年		同四年		同五年		同六年		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
金五兩、綿入二、單物一	一	一									一	一
金五兩、綿入二											三	三
金五兩、初衣二	三	五									四	五
金五兩、初衣一	四	四									一	四
金四兩、初衣二	一										一	一
金四兩、綿入一、ツムキ二		一									一	二
金四兩、初衣一	七	三									二	四
金四兩	二										一	二
金三兩二分、初衣二											一	一
同											一	一
金三兩二分											一	一
金三兩、初衣二	二										四	二
金三兩、初衣一	二										二	二
金三兩、初衣一	二										三	三
金二兩二分、初衣一、紐解帯一	二										二	二
	二	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八
	一	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八
	一	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八
	一	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八
	一	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八
	一	一	九	九	一〇	六	四	二	三	四	二	八

ハ、館ニ於テ養育中死亡セシ兒數ハ本表ニ計上セス

貧窶兒簿とは貧窶の爲めに願に依りて館に收育せる兒童及棄兒を登記せるものであつて、年代は不詳であるが、合計員數九十一人（内死亡三十二人）とある。⁽⁵⁾

引用註 (一)(二)(三)(四)(五) 養育館事蹟調

八 養育館の費用

養育館に於ける救育兒の數については既に前項に詳述したる所であるが、然らば之れに要せし費用は奈何程であつたか。其を明確にせんには、明治二年二月養育館設置當時一般より得た寄附金並其後の寄附に係るものを奈何なる方法によつて保管し出納せしかを一應述べて置く必要がある。

「明治三年五月 民部省ヨリ墮胎ノ幣習芟除ノ質問アリシニ對スル答書」に

積金ハ官ノ手ニ置カス町人ノ内ニ掛ラ申附都合四人ニ預置キ其請持トセリ又積金ヲ以テ小利ニシテ平日ハ難澁者ニ貸附置キ貧ヲ救フノ意ヲ帶シム

とある如く、養育寄附金は之を四人の商人に管理せしめ、且之を一般の小民に貸附けて利殖の道を計り、之を以て養育館の維持費に充てたのであるが、尙其監督上の責任と資金増成は曩に任命した養育金調方たる千原幸右衛門、廣瀬源兵衛、草野忠右衛門、森甚左衛門、山田爲右衛門、山田作兵衛の六名の者に當らしめたる結果相當の成績をおさめしめることが出来たのである。其功を賞して公は右六名の中より養育館功勞者として

養育館功勞者

廣 瀨 源 兵 衛
千 原 幸 右 衛 門

草 野 忠 右 衛 門
森 甚 左 衛 門
山 田 爲 右 衛 門

養育館調方申附置候處厚ク

御趣意ヲ奉戴シ同志之者示合自分出金ヲ以法則相立去春以來多數ノ人命ヲ救ヒ候段畢竟誠實ニ盡力行届候故之儀ニテ奇特之事ニ候依テ今般更ニ養育館調役申附勤中首字帯刀差免候條猶永世不易之規則相立候様一層精勵可相勤事

庚午五月十八日

と表彰してゐる。⁽¹⁾

扱て然らば養育寄附金は奈何程あり、毎年奈何程の支出がせられたるや、明治二年正月には二千五十一兩三分三朱の寄附金のあつた事は既に述べた所であるが、其後奈何程の寄附收入あり奈何程支出せられたかに
ついて明治七年二月二日に大分縣權令より

第八大區五小區元養育館

掛 之 者

元養育館寄附金竝昨年中下附致シ候金六百拾圓三十三錢三厘二毛遺拂シ次第詳知致シ度ニ付明細取調早ク差出候様可相達候事

權令森下景端代理

大分縣權參事 黑 水 長 繼

右 區 戶 長

明治七年二月七日

との問合に對して

養育惣合計記

一金貳千百九拾壹圓六拾八錢七厘五毛

巳年午年兩町並在方ヨリ養育

寄附金 小譯別冊添

一金千八百圓

未申酉三ヶ年千原幸右衛門外五人ヨリ

寄附金 小譯別冊添

一金六百拾圓三拾三錢三厘貳毛 西五月御縣廳ヨリ御下ヶ渡ニ相成候分

合金四千六百貳圓貳錢七毛

遺拂

金千百拾七圓六拾三錢三厘

金千百六拾三圓九拾六錢七厘九毛

金九百拾七圓八拾七錢二厘

金九百四拾七圓四拾八錢五厘八毛

金四百五拾五圓六錢二厘

右迄

但別冊仕譯書添

巳年中遺拂金

午年中右同斷

未年中右同斷

申年中右同斷

酉年中右同斷

第八大區六小區隈町

明治七戌年四月

- 山田 作兵衛
- 山田 爲作
- 森 甚左衛門
- 廣 瀬久右衛門
- 草野 忠右衛門
- 千原 幸右衛門
- 棕 野元卓
- 諫 山東作
- 相 良文敬

森下大分縣權令殿

とあるのに徴すれば、⁽³⁾總寄附收入支出金は四千六百二圓二錢七毛であつて各年の支出高も明瞭なる所であるが、別に

學 區 取 締

長 野 直 恕

第八大區五六小區

正 副 戶 長

第八大區五小區元養育館設立保護之儀多クハ五小區六小區有志者協力ニ據リ候處昨年中同館廢止候ニ付右備金四千九百九

圓六拾六錢六厘八毛隈町山田作兵衛養甚左衛門江年割ヲ以テ貸付有之候分五六小區學校資ニ換用候條此旨相心得學教普及候様勉勵可致事

權令森下景端代理

明治七年二月七日

大分縣權參事 黒 水 長 徳

右 區 戸 長

とあるのに徴せば、いささか金額に符合せざるものがある。加之支出に於ても現存の會計簿に據れば⁽⁴⁾

明治二年 百拾六貫百八十目貳分(二百貳拾兩壹分餘)

明治三年 貳百六貫貳百三拾七匁四分五厘(五百七拾貳兩三分貳朱餘)

明治四年 百貳拾八貫八百五拾目六分(三百五拾七兩三分一朱餘)

明治五年 百五貫九百七匁八分五厘(貳百九拾四兩〇三朱餘)

合計 千四百四十四兩七分七朱餘

とあり、明治六年は不明である。之によつて見れば養育寄附金の收支關係は益々判らなくなるが、兎にも角にも相當額の養育寄附金あり、又相當に支出してゐる事丈は以上を以つて判明する所である。

引用註 (1)(2)(3)(4)(5)

養育館事蹟調

養育館一件書類

九 土地、建物、備金の處分

養育館が廢止せられて後、其土地建物並備金が奈何に處分せられたか、建物に關しては全く不明である

が、土地については

記

豊後國日田郡南豆田村

百五拾參番

日田郡隈町

字五反田

持主 森 甚左衛門

一田壹反貳畝廿七步

山田 爲作

地價八拾九圓貳拾錢

山田 作兵衛

此百分ノ二ケ半

同郡渡里村

金貳圓貳拾貳錢六厘

持主 千原 幸右衛門

ノ印稅壹錢

悴藤 一郎 代判

同國同郡南豆田村

百五拾四番

字五反田

同郡豆田村

一宅地貳畝拾八步

持主 草野 忠右衛門

地價金拾壹圓拾壹錢

廣瀬 七三郎

印稅壹錢

此百分ノ二ケ半

金貳拾七錢八厘

右人名共有地ニ相違無之候ニ付名簿奉差上候以上

右惣代

明治十二年七月十日

廣瀬 七三郎

森 甚左衛門

日田郡長 桑名豊山殿

前書之通相違無御座候也

右村戸長

十二年八月十二日

甲 能 民 治

との記録があつて共有地⁽¹⁾になつてゐるが、これは恐らく養育館設立當時から然様であつたもので、廢止せられてから後も其儘になつて居つたのであらう。然るに

日田郡南南豆田村百五拾番

字五反田

一宅地貳畝十八歩

持主 森 甚左衛門

外 五 人

地價金拾壹圓拾壹錢

右地所今般電話局敷地ニ出願仕り候處收賦第五六號ヲ以テ御許可相成り候間該地券返納仕候也

明治二十一年二月一日

右總代 廣瀬 七三郎

郡長代理心得

日田郡書記 長野直紹殿

とあるを見れば明治二十一年に至るも尙共有地となつて居つたが、電信局敷地に供せられた以外の土地は奈
何に處分せられしや不明である。

養育備金については

記

一金拾四圓也

右者舊養育館宅地今般電話局敷地トシテ獻納致候ニ付石垣増築及埋立共費用高養育館備金中ヨリ御出金相成度此段及依頼
候也

森 甚左衛門

山田 作兵衛

山田 爲作

廣瀬 七三郎

千原 藤一郎

草野 忠右衛門

舊養育館備金

本年世話廻り 森 甚左衛門殿

と見えるから此頃になつても處分せられずに残つて居つた譯であるが、其後の事に關しては全く知る由もない。

引用註 (1)(a)(e) 養育館一件書類

參考 抽稿、松方正義と豊後日田に於ける赤子養育仕法 (社會事業 第二十卷第十一號)

抽稿、松方の隠れたる事績 (講演の友 第百三十四號)

農業の資本主義經濟化と

人口支持力の問題

帝國農會參事

青

鹿

四

郎

御紹介を得ました帝國農會の青鹿で御座います。只今福島の方から出張して歸りましたばかりで遲參致しまして申譯ないことゝ思ひます。悪からず御了承願ひます。

私が今日申し上げますことは農業の資本主義經濟化と人口支持力の問題と云ふ題で御座いますが、お話に入ります前に題の内容に就て一應お断り申上げて置きたいと思ひます。

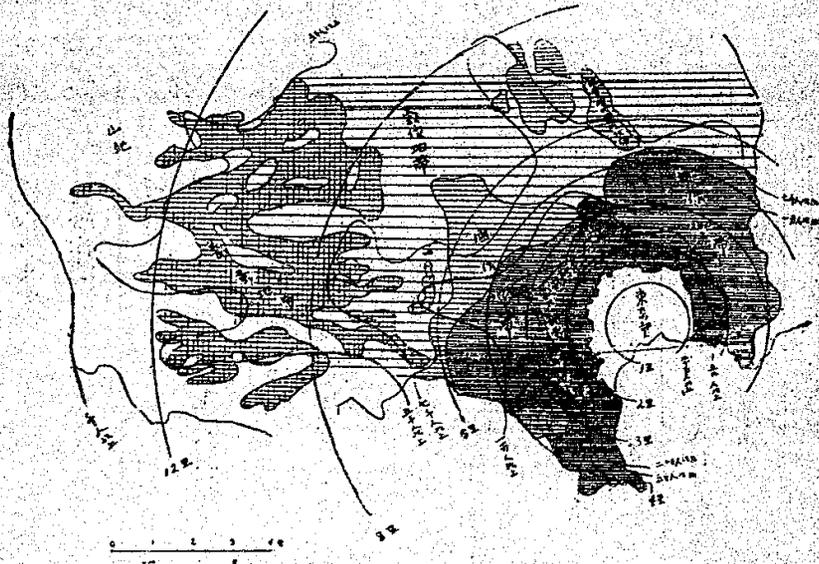
農業の資本主義經濟化と申しますと非常に範圍が廣いのでありますが、大體これを分けますると、私の見る處では農業が高次の資本主義經濟に接觸致しますと農業の内部に於ていろ／＼の變化が起りますが、その一つには生産手段が、獨占されると云ふことが行はれ、又一方に於ては價格を通じて農業が擯取されると云ふ事柄が起つて來る。その二つの事柄に就きましては今日まで學者によつて凡ゆる方面から分析されて居るのでありますが、私が考へて居りますのは、尙ほその二つの以外に、も一つ異なる資本主義經濟化があるのであるまいかと云ふことで、それは簡單に申しますと、資本主義經濟が爛熟して參りますと、それに隣り合つて自家族の勞働を主とする小農經營では、その生産物が商品化されるチャンスを得まして、その商品生産化が高度の資本と勞働を使ひます場合に於ては今までに論ぜられた二種の資本主義經濟化と異なる處の一つの現象が現はれて來ると云ふこと、それを私は廣義の資本主義經濟化と申して來て居るのであります。これに就きましては、又色々議論もあるのでありますけれども、今日私は右の様な前提の下に申上げたいと思ひます。以上申上げた様に農業の資本主義經濟化の中には價格を通じて支配されるのと、それから生産手段の獨

占と云ふことの以外に小農に對するより以上の資本と勞力の投下により初めて行はれる經營機構の營利化、即資本主義經濟化があるのでありますが、その方向に我國の農業が嚮ひつゝある場合に人口問題としてはどう云ふことが現はれるかと云ふことを極くかいつまんで、實例に就て申上げたいと思ふのであります。

先づ從來私が調べて居ります實例に就てのお話を申上げるのでありますが、第一番に東京市を中心とした場合、第二番に静岡市を中心とした場合、第三番目に高知縣物部川沿岸の Valley section の場合、その三つに就て申上げ、さうして最後に、その結論として人口問題がどう動くかと云ふことに就て申上げて見たいと思ふのであります。

第一に東京市と致しましては、御存知の通り六百萬の大都會で、東京市を中心とした場合に農業經營が非常に多角經營化して参りました、日本全國の農業の凡ての集約階段を行き盡して居る實例を現はして居るのであります。それを簡単に圖解して申上げますと、第一圖に御覽になりますやうに今日の東京市の地域に包含されて居る格子目の地帯は最も集約的な農業組織で御座います。これに隣接する稠密な横線で表はされてゐる外割地帯は蔬菜地帯、その外割は根菜地帯及び鑑賞植物地帯を現はして居る。最も粗い横線の箇處が穀作地帯で米麥を主として作る處、それから穀作地帯に隣接してゐる格子目の處は所謂三多摩地方の養蠶地帯で、主として桑を植ゑて養蠶をやつて居る處、それから白くなつてゐる處は山嶽地帯で今日でも焼畑を多少やつて居る處であります。さう云ふ風に東京附近の農業と一口に申しますけれども、この東京府の管轄内

第一圖 武蔵野の農業地域略圖



に於ける農業を見ますと、丁度千年前の農業と一九三七年の農業が同居して居ると言つていゝので、此處と此處（最集約地帯と最粗放地帯）では距離にしては僅か十數里に過ぎませんが時間にしては千年以上の開きがあると云ふことが云はれるのであります。かう云ふ農業地帯に於ける人口の關係はどう云ふ工合になつて居るか。……その前に東京附近に於ける農業組織の分布はこの分け方に見る様に非常に複雑さを示して居ります。それでその複雑な農業經營を總括して最も特徴的なものは何であるかと云ふと、東京に近づけば近づく程農業經營が非常にスピードアップして來る、高速度化して來る。段々遠い處から東京に近づくに従ひまして二毛作から三毛作、四毛作、五毛作、六毛作、極端な例は十五毛作迄も切返し、繰返し、一つの土地を利用致します。即ち再生産過程を段々と激しくし土地

の利用率を高めるのであります。

第一表 東京近郊に於ける輪作法

二毛作	三毛作	四毛作
<p>一例 麥↓豆</p> <p>二例 麥↓甘藷(或は里芋、大和薯)</p>	<p>一例 石竹↓枝豆↓漬菜</p> <p>二例 サラダ↓枝豆↓漬菜</p> <p>三例 馬鈴薯↓枝豆↓漬菜</p> <p>四例 百合↓枝豆↓漬菜</p> <p>五例 小松菜↓(或は小蕪)↓茄(或は胡瓜)↓葱</p> <p>六例 菜豆↓胡瓜(或は茄)↓葱</p> <p>七例 小松菜↓菜豆(或は越瓜)↓葱</p> <p>八例 小松菜(或は小蕪)↓枝豆↓葱</p>	<p>一例 甘藍↓葱↓葱(さく入れ)↓漬菜</p> <p>二例 甘藍↓小松菜↓葱↓小蕪</p> <p>一例 小蕪↓里芋↓京菜(或は小松菜)↓晚枝豆</p>

第二表 大阪市に於ける輪作の實際(括弧中の數字は月數)

五毛作	<p>二例 京菜↓里芋↓小蕪↓晚枝豆↓漬菜</p> <p>三例 小松菜(或は小蕪)↓辛菜(或は甜瓜)↓小松菜↓小蕪↓漬菜(白菜)</p>
六毛作	<p>一例 麥↓小蕪↓小松菜↓越瓜↓漬菜↓小蕪</p> <p>二例 小松菜↓春馬鈴薯↓春漬菜↓茄(或は枝豆)↓漬菜↓小松菜</p> <p>三例 京菜↓麥↓胡瓜↓追播越瓜↓小松菜↓小松菜</p>
(一)三毛作	<p>小蕪菁(三・下)↓甘藷(五・上)</p> <p>分葱 葱 蕪菁(九・下) 波稜草 體菜</p>
(二)四毛作	<p>(イ)麥(十二・上)↓波稜草(四・上)</p> <p>(麥の間作)</p> <p>甜瓜 西瓜(五・下) 越瓜</p> <p>波稜草 葱 蕪菁(九・下) 分葱 體菜</p>

第三表 京都市に於ける輪作の實際

<p>(ロ) 波稜草(四・上) ↓ 葱 夏大根(四・下) ↓ 蕪菁(七・下) 體菜</p> <p>葱 波稜草 分葱(十・下) 體菜</p>	<p>(イ) 麥(十・下) ↓ 茄子(五・中) ↓ 壬生菜(三・上) …… 衣笠</p> <p>(ロ) 麥(十・下) ↓ 南瓜(九・下) ↓ 聖護院大根(九・下) …… 下鴨</p> <p>(ハ) 麥(十・下) ↓ 蕃椒(十・下) ↓ 波稜草(三・下) …… 田中</p> <p>(ニ) 波稜草(十・下) ↓ 春大根(六・上) ↓ 水稻(十・上) …… 田中</p> <p>(ホ) 促成茄子(七・中) ↓ 聖護院大根(八・下)</p> <p>(第一年)</p> <p>麥(十・下) ↓ 南瓜(五・中) ↓ 聖護院大根(九・上) …… 吉田</p> <p>(第二年)</p> <p>(イ) 春大根(三・中) ↓ マクリ菜(六・中) ↓ 美濃早生(十・中) ↓ 波稜草(三・上) …… 南禪寺</p>
---	--

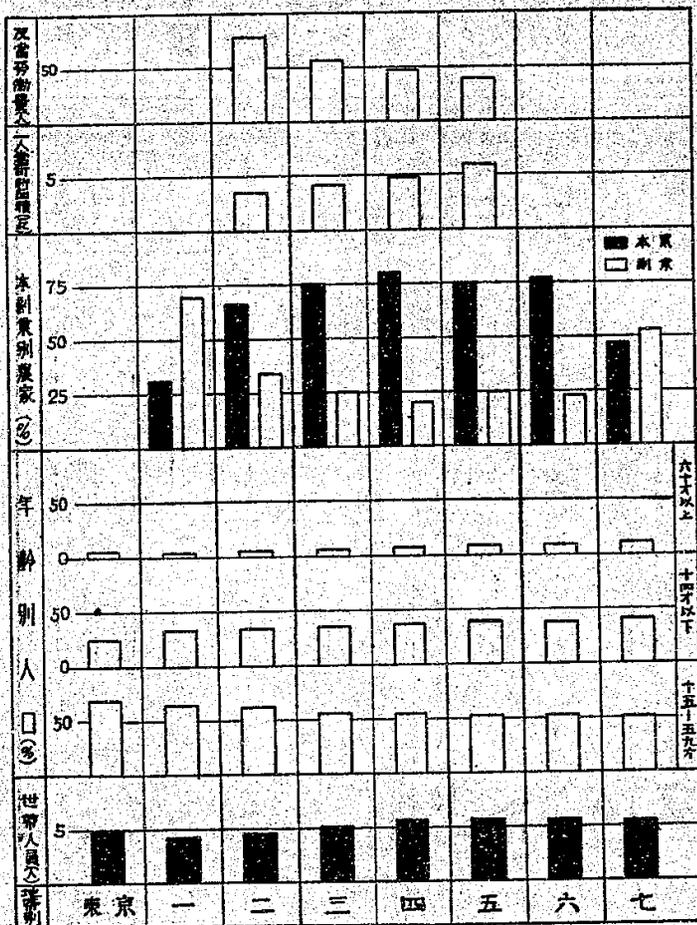
(一)四毛作	(ロ)若菜(六・七)↓恭草(五・六)↓里芋(九・十)↓胡蘿蔔(九・十)……西九條 (ハ)麥(六・七)↓小白越瓜(四・五)↓里芋(九・十)↓早生壬生菜(二・三)……大内
(三)五毛作	(イ)麥(六・七)↓里芋(九・十)↓胡瓜(八・九)↓葱(九・十)↓壬生菜(二・三)……大内 (ロ)麥(六・七)↓胡瓜(七・八)↓里芋(九・十)↓マクリ菜(八・九)↓壬生菜(二・三)……西京
(四)六毛作	胡蘿蔔(二・三)↓菠薐草(五・六)↓野蜀葵(五・六)↓里芋(九・十)↓越瓜(六・七)↓葱(九・十)……西九條

かう云ふ傾向は單に東京の近くばかりでなく大都會の近くでは何處でも起つて居ります。參考の爲に大阪を調べて見ますと、大阪市附近に於ける作付の關係は矢張り三毛作から四毛作、かう云つた作付で非常に高速化して居ることが分ります。それから尙ほ京都の近郊に於きまする蔬菜作りを調べて見ましても三毛作から四毛作、五毛作六毛作、かう云ふ工合に非常に高速化して土地を利用して居ります。かう云ふ觀點から致しますると當然一定の面積に加へられる勞働のキャパシティーと申しますか、容量が非常に殖えて參ります。で、一定の耕地面積に對する勞働の容量が殖えると云ふことは、これを言ひ換へますと一人の勞働者に對する可能の耕作面積が非常に減少して行くと云ふ逆な結果になるので、一單位面積から支持せられる人口と云

ふものが非常に殖えて來ると云ふ結論になるのではないかと思ふ。それを東京の例に就て申上げますと、此處に書きましたのは(第二圖参照)右方が山の方で、左方を東京と致しますると、東京市に近づいて行く程一單位面積に投入する勞働力は、段々殖えて參ります。反當り二十五人から、段當り八十人位までに勞働力が殖えて居ります。もつとも、これは平均を取つて大量觀察して居りますので、八十人位になつて居りますが、これをもう少し狭い範圍に就て考へますと、六毛作、七毛作、八毛作、或は十五毛作と云ふことになりますと、一反歩の投入勞働量は百八九十人から二百人、三百人と云ふ風に増加して參ります。従つてその場合には農家が用ひます計量の基礎單位と申しますものは反ではなく凡て畝に變つて居ります。畝當り幾らと申して居りますが、その點が非常に普通の農村と違ふ。更に一步進んでは坪當り若くは一枳當りと云つたやうに極く狭い範圍のものを以て觀察する。温室等に於ては坪當り五人とか六人、七人乃至八人と云ふとで、勞働の容量を計算して行くのでありますから、勞働の容量は幾何級數的に上つて參ります。さう云ふ結果から逆に今度は一人當りの土地の可耕面積は六反から五反、四反、三反、二反と急速に減少して居るのが分るのであります。かう云ふ譯で結局農業が高速化すれば、その土地に投下せられる勞働の容量を段々増して行く、勞働者を増して行くと云ふことは結局單位面積の上に支持する農業人口を増大して行くのであると云ふことが言はれるのです。

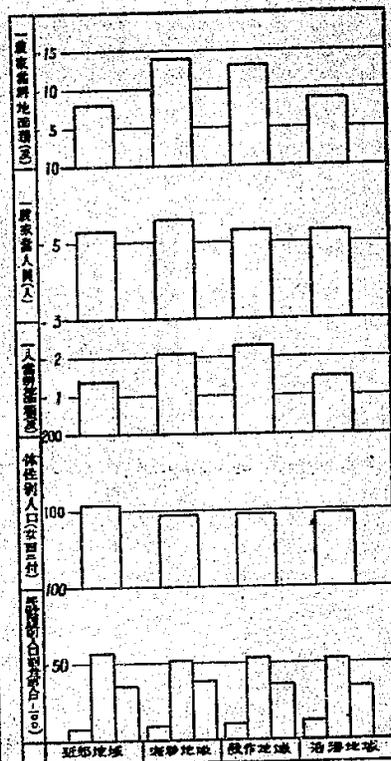
それから、それに關聯して一寸附加へて申上げて置きたいと思ひますことは、先程申上げた……粗放から

第二圖 經營の集約度と人口構成



段々と集約に變つて行くあの東京府の一圓の地域的變化を人口構成と結びつけて考へる爲めに、東京から一里、二里、三里と段々と同心圓によつて區切つた各地域の村々の人口の年齢構成の變化を調べて見たのであります。東京から遠のくに従つて六十歳以上の老人が、此處に示してある通り段々殖えて參るのであります。それから十四歳以下の子供がどんな工合になるかと申しますと矢張り、この圖に示す通り十四歳以下の非生産年齢のものが段々殖えて參ります。逆に十五歳から五十九歳の生産年齢の割合は東京市に近づくに従つて段々殖えてゐる。これ

第三圖 千葉縣農業地帯別農業者一人當耕地面積並體性別年齢階級別人口



近郊地帯	漸移地帯	穀作地帯	沿海地帯
行徳、南行徳、浦安、八幡、市川、松戸	睦、大和田、千代田、横橋、墨田、千城 塚田、國分、大泊、八桂、法典、八榮、中山、高木、鎌ヶ谷、葛飾、船橋、豊富	豊成、片貝、正氣、東金、豊海、白里、豊岡 八木、馬橋、田中、富勢、新川、福田、七瀬、川間、大平、緑海、鳴濱、南郷	根形、清川、岩根、眞舟、周西、青堀、岩井、平群、富津、富浦、八東、西郷、 神戸、豊房、北條、那古、勝山、保田、大貫、佐賀、湊、金谷

は農業組織が原始的になればなる程人口支持力が少い。殊に壯年者の働くチャンスが少い、若くはべーされないこと云ふことを現はすものであり、農業が集約的になればなる程、従つて東京に近づけば近づく程、生産年齢労働者の働くチャンスは増加しべーされると云ふことが考へられるのであります。

かう云ふやうな見方は單に東京だけでなく、試に千葉縣に就て調査した結果を見ても矢張り同じことが言はれるのです。千葉縣の農業を地域的に見まする

と、東京に近い處の近郊地域、奥地と近郊地域との間の漸移地域、それから奥地の普通の農村地帯——穀作地帯、その外に安房郡その他の暖い沿岸地域、この四つに分けて一農家當り耕作面積と一農家當り人員、一人當りの耕地面積、年齢階級別の割合、體性別の割合と云つたやうなものを調べて見ますのに、近郊地域は農業の集約度が非常に高く、それから沿岸地域も所謂沿岸氣候の影響を受けまして非常に農業が集約化して居る、花物を作るとか、早出蔬菜を作るとかで、この近郊地帯の農業と、沿岸地帯の農業とは相似た集約經營でありますので、人口構成などもよく似て居ります。

先づ一農家當り耕作面積を見ますと近郊地帯は八反一畝になつて居りますが、沿岸地域も八反七畝九歩とよく似て居ります。併し普通農業とそれから普通農業が稍々近郊化した、その漸移地域の經營では一農家當り耕作面積は大きく一町四反、一町三反二畝となつて居ります。

次に一農家當りの人員を見ますと、成程耕作面積の多い處は人員も多いけれども、面積に比して人員はその割合で殖えて居ない。即ち近郊地域では五・七九人、六人ばかり、それから田園地域は六人半、それから穀作地域は五・八人、沿岸地域が五・七七人で、さう大した開きは無い。それをもつとはつきりさせる爲に一人當りの耕地面積を割出して調べて見ますと、集約的な近郊地域の一人當り耕地面積は僅に一反四畝で済んで居り、同じく集約化された沿岸地域では一反五畝で済んで居ります。それであるのに普通の農村地域及漸移地域では一人當り二反一畝及び二反三畝と殆ど倍近くなつて居ります。即ち集約的な近郊地域、沿岸地域で

は普通の農家の半分以下の面積で一人の生活が保持されてゐると云ふことが言はれると思ふのであります。それから年齢階級別に見て参りましたが、この集約的な程、生産年齢階級、即ち十五歳から五十九歳までの生産年齢階級が非常に多いと云ふことが言はれるのです。數字は僅ですけれども、さう云ふことが此處に出で居るのであります。それから體性別に就てはこゝに餘りはつきりした結果は出て居りませぬ。と申しますのは漁村の關係もありますのでファクターが混んでゐるから、書くには書きましたが、餘りはつきりした結論が出なかつた。

これが東京市を中心として考へた、東京府並に千葉縣に於ける農業の集約度の進むことゝ人口支持力との關係を簡単に申上げたのであります。尙ほ續いて静岡縣の安倍川沿岸に於ける状態を申上げて見たいと思ひます。(圖解省略)

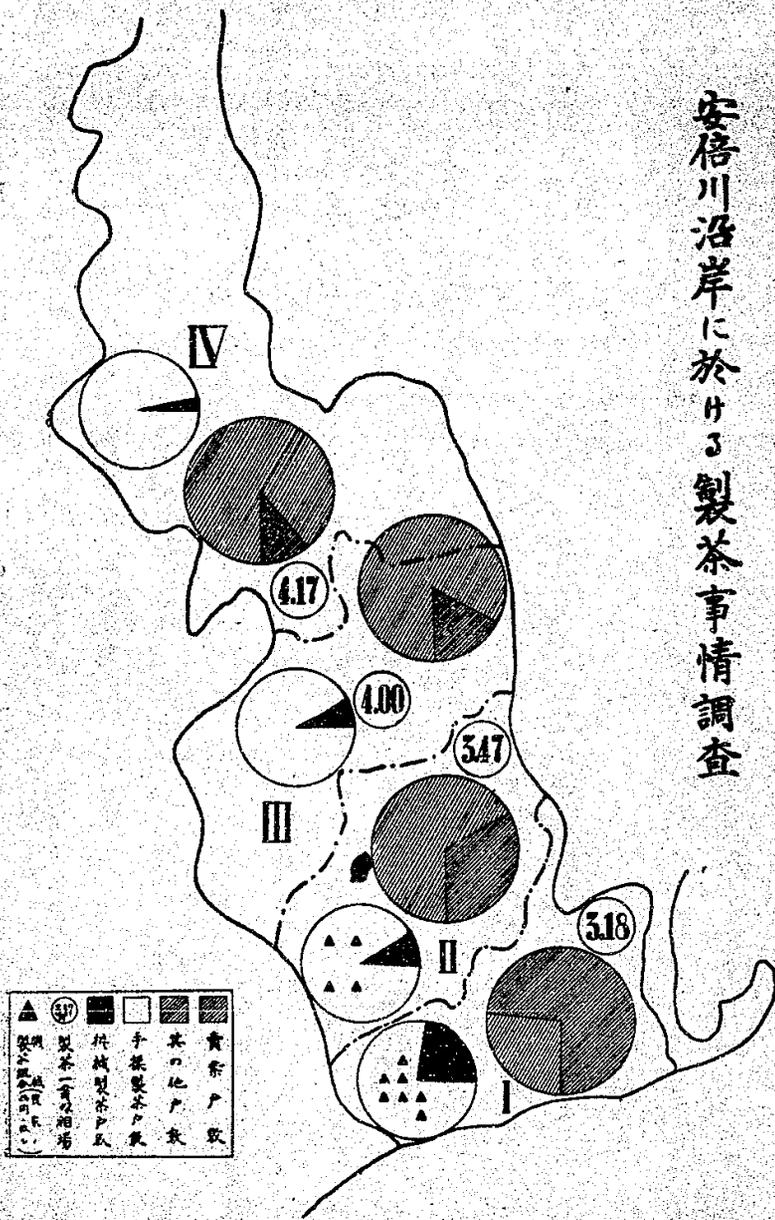
静岡縣に於きまする安倍川沿岸の農業地帯を以前に調査したことがありますのを、人口問題の立場から見直して見たのであります。安倍川の上流と下流の農業地帯の状態の變化は、先程申上げました東京府の場合と殆ど割符を合したやうな状態になつて居りまして、静岡附近の非常に集約化した農法と、此處の邊は奥地に位する井川村の焼畑をやつて居る處であります。その焼畑農法と、比較しますと矢張一九三七年と千年前と同居して居る、然も同じ郡内に同居して居ると云ふことが言はれるのです。この焼畑の如きは御存知でもありませんけれども今の臺灣のタイヤール、朝鮮の火田民のやつて居る處の農法と同じであります。

この安倍郡の農業が山から谷を下るに従つて段々と集約になつて居ると云ふことは先程申し上げましたやうに日本全體の主なる都市に供給する、園藝生産品を供給する爲に其各の地域性を捕へて市場作物を栽培し、段單位面積の中に資本と勞力を加へて、極端な集約的な小農經營が發展した爲に、かう云ふやうなモザイク的な、寄木細工のやうな農業地帯が出来たのであります。

さうして先程申し上げました資本主義經濟化の問題に一寸立返りますが、この静岡縣安倍郡に於ては御承知の通り非常に製茶が盛であります。小農經營の公式的資本主義經濟化に關しては先程申し上げましたが、その實例をこゝで申上げて見たいと思ひます。これは安倍川沿岸の農業地域を製茶の立場から四つの地帯に分けまして、静岡市附近を第一帯、谷を上るに従つて第二帯、第三帯、第四帯と分けて見た地帯略圖であります。山間部から静岡市に下る間に製茶ではどう云ふ變化があるかと云ふことを見ますと、この丸の中に黄色に書いた部分がありますが、機械製茶がどの程度に行はれて居るかを製造戸數の割合で示したもので、即ち山間部の第四帯では機械製茶が僅か三%しかない。あとの九七%は従來通り手揉製茶をやつて居りました。それから里に下つて第三帯では六%に殖えて残り九四%が手揉製茶をやつて居る。それから第二帯では九%に殖え、更に第一帯では一躍二三%に殖え段々下に行くに従つて機械製茶戸數の割合が殖えて居ります。地域的に見ればかう云ふ變化になりますけれども、これを手揉製茶から機械製茶に發展した時期に分けて考へますと、丁度この山の中の第四帯は明治三十五年以前の手揉製茶が盛な時の状態と殆ど軌を一にして居ります。それ

第四圖 安倍川沿岸に於ける製茶事情調査

安倍川沿岸に於ける製茶事情調査



から第三帯、この邊は明治四十五年前の状態とよく似て居りますし、第二帯、第一帯が今日の非常に資本を掛けた、所謂粗揉機や精揉機で生産の殆ど全工程を機械でやつて居る所であります、即ち純然たる機械製茶に相當する所であります。従つて從來の手揉製茶農家は製茶工程から遊離して全くの賣葉農家となり兩者立ち岐れて仕舞ひました。ですからこの機械製茶の關係を年代的に見ますと矢張り地域的に年代がはつきり投影されて居る。この事は勞銀指數から見てもよく了解出来るのでありますが、明治十一年を規準にして、勞銀指數を一〇〇と致しますと、これは大正九年の數字でありますが、勞銀指數が六〇〇に殖えて居ります。それから餘り勞銀が高くなつた爲に、何とかしてカヴァーしなければいかぬと云ふ意味から段々資本を投下しまして機械製茶に乗り移る。

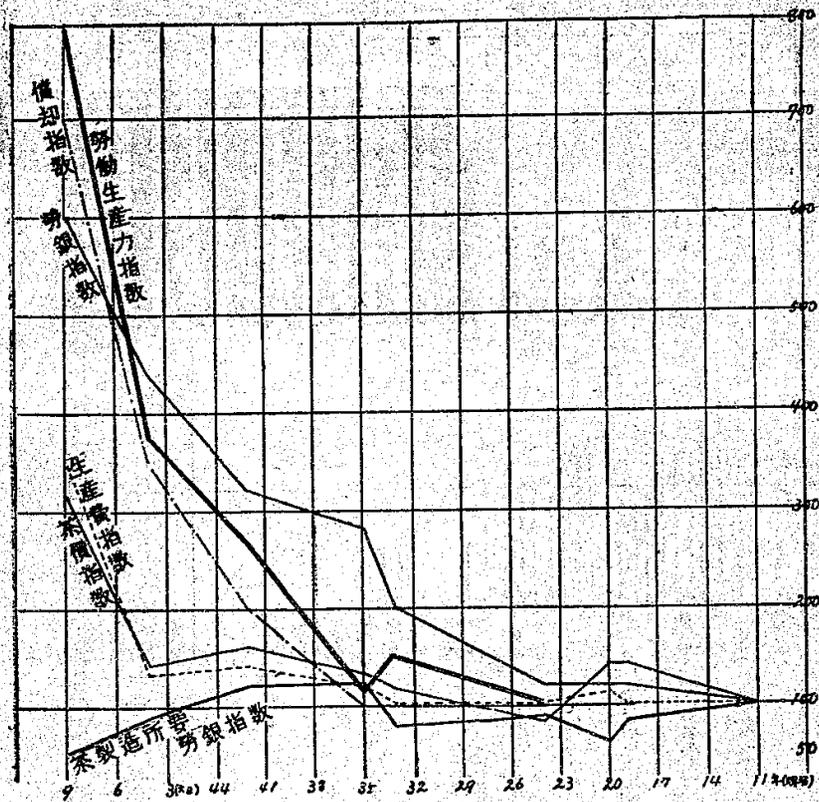
その爲に勞働の生産額の指數が非常に増加して參つたのでありますが、それは明治二十四年を一〇〇と致しますと、大正十四年には七九五に増加して居ります。と申しますことは製茶が手揉製茶から機械製茶に代ることによつて、その生産物よりの収入と云ふものは資本に屬する部分竝に企業益として企業者に屬する部分は殖えるけれども、勞働に屬する部分が非常に少なくなつて來た。さう云ふことに歸着するのです。言ひ換へますと製茶といふことによつて今まで人口を農村に保持して行けた農業から製茶に屬する勞働報酬が農業者から脱落して資本に吸収される爲に一部資本家は富裕となるが一般農家に入る金は少なくなる。これが即ち前に申した一種の製茶を通じての資本主義經濟化であり、生産手段の集中であります。さう云ふ資本主

第四表 製茶生産要素の變化と勞力關係

年次	勞銀指數	茶價指數	製茶勞銀指數	生産費指數	價卸指數	勞働一單位當生産力指數
明治十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	—	—
第一手 明治三年	一一〇	一四一	八一	一〇〇	—	—
第二手 明治五年	一二〇	一四一	六二	一一三	—	—
第三手 明治七年	一二〇	八五	八八	一〇二	—	—
第四手 明治九年	二〇〇	一一七	七八	一〇三	—	一〇〇
第五手 明治十一年	二〇〇	一一七	七八	一〇三	—	一四九
第六手 明治十三年	二八〇	一二四	二二四	一二〇	一一	一一三
第七手 明治十五年	三三〇	一六二	一二四	一四一	四	二六三
第八手 明治十七年	四二〇	一六一	八九	一三一	七	三七五
第九手 明治十九年	四四〇	一四一	八九	一三一	七	三七五
第十手 明治二十一年	六〇〇	三一五	五四	三四七	一四	七九五

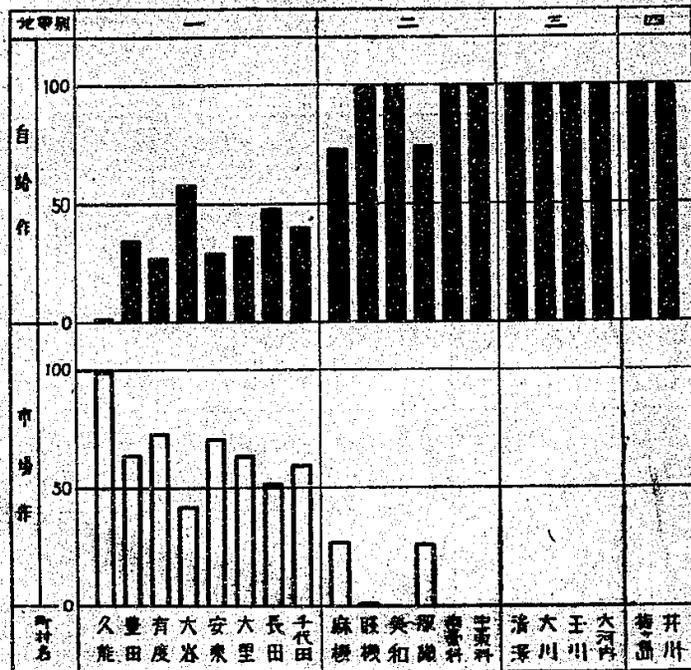
義經濟化は、これを小農の立場から申しますと人口の支持力を減少するものであると云ふことが言はれるのであります。所で私の申します資本主義經濟化は一面はかう云ふ方向に動いて居りますけれども、安倍川沿岸に於ける農業地帯では、それと同時に果樹であるとか蔬菜であるとか云ふ集約的な栽培を採用することによつて、製茶の離脱から失はれて行く勞働投下の機會をその方面に於て埋合せて行かうと云ふことが行はれるし又缺で茶摘を行ふ爲め一農家當茶園面積が殖えて行く、さう云ふことが行はれる爲に、こゝに色々書いた細かい農業地帯が發達したと云ふことになる譯であります。山の中の第四帶の焼畑と、それから

第五圖 製茶生産要素の變化と勞力關係



第三帯の畑、水田、製茶……主として
 賣葉茶園の集團です。それから果物
 ……柑橘が主であります。桃とか、
 梨とかもありますけれども。それか
 ら段々水田或は柑橘或は蔬菜の畑、
 更に温室とフレイムと云つた様な、
 かう云ふ具合に集約的な農業地域が
 配列されるに至つたのであります。
 先程申上げました土地利用回数が増
 加の具合を見ますと、第四帯から
 第一帯までの状態ではこんな具合に
 非常に増加して居ります。第四帯で
 は土地利用率から申しますと——實
 際に栽培する延面積と實面積との比
 較——から申ししても、焼畑では

第六圖 地域別自給及市場作物割合



土地利用率が〇・〇六とか〇・〇五とか非常に少いのには拘らず、谷を下るに従つて土地利用率は二五〇%とか三〇〇%とか即二倍、三倍、四倍に殖えて居ります。土地利用率の殖えると云ふことを別の立場から申しま

九〇

すと、結局自給的作物、——自家用に供する食料を生産する所の、さう云ふ農業が段々商品生産に代つて行く、即ち自給生産からマナー・クローズプスに代ると云ふことになります。これは静岡から安倍川を遡るに従つて自給生産の割合が面積から云つて減つて居りますが、逆に川を下るに従つて、市場作物、即マナー・クローズプスがかう云ふ具合に殖えて来て居ります。

即ち農業が集約的な蔬菜なり、果樹なりを、取上げて栽培する場合には、どうしてもその経営の対象は市場相手の経営になつて来るのであります。さう云ふことになりまして段々集約的になると云ふことはこれを別の立場から説明致しますると、山の中から静岡市に下るに従つて

特に作物の一反歩の労働容量は殖える。焼畑の豆とか、粟とか、稗とか云ふものは一反歩四人から十人位の労働容量しかないが、里芋、水稻、大根その他の集約的な蔬菜になつて二十人から三十人、四十人、六十人、七十人になつて居ります。更に静岡附近の集約な農法では八十人……温床や温室の坪単位のを反當に換算すると八十人から二百人、二千人まで殖えて居ります。これなども圖解すれば殆ど對數曲線を辿つて、かう云ふ具合に上つて來るのでないか。かう云ふことが考へられるのであります。即ち静岡市に下るに

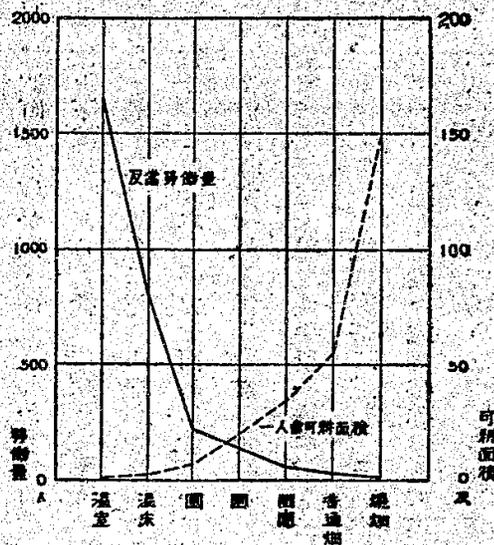
第五表 安倍川沿岸に於ける反當作物労働容量

地帯別	作物労働容量 (反當) 人	作物名
第四帯	四一〇 一〇一二〇	豆、粟、稗、(以上焼畑)、蒟蒻(茶園間作反當換算) 稗(移植法)、豆、陸稻、麥、桑園、甘藷、里芋
第三、二帯	二〇一三〇 三〇一四〇 四〇一五〇 五〇一六〇 六〇一七〇	里芋、水稻、蘿蔔、胡蘿蔔、薑、南瓜、西瓜、苧、菠薐草、冬瓜、梨、莢豌豆、白菜、蕪菁、葱、蓮根、茶樹(摘み葉) 桃、甘藍、トマト、甜瓜、越瓜 茄子、牛蒡 茶樹(製茶を含む)、桑園(養蠶を含む)、苺

<p>第一帯</p>	<p>七〇—八〇 八〇—九〇 九〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇</p>	<p>葱(一本葱)、甘藷、越瓜(兩者共早作り)、柑橘 茶樹(製茶を含む)、桑園(養蠶を含む)</p>
<p>第一帯</p>	<p>一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇 一〇〇—一〇〇</p>	<p>茄子早作り、胡瓜早作り 苺促成 茄子、胡瓜、冬瓜、南瓜等苗作 フレイム管理、フレイム温室併用 温室経営</p>

従つて、反當労働量の、即ち、手間の餘計かゝる作物が栽培せられるやうになると云ふことになる。その結果どうなるかと申しますと、手間のかゝる作物を作ると云ふことは、利益が多くなければならぬと云ふことになり、勞資夫々にペーされるのであります。焼畑の一反歩の収入を一寸見ますと、どんなによくとも二十圓以内位しか獲られないけれども、段々手間のかゝる作物になつて來ると三十圓、六十圓、八十圓、百圓とか百拾圓とか、更に百十九圓とか、更にもつと獲れるものは五百圓と云ふ反當計算に變つて來る。その結果一人當りの勞働報酬と利子を合せました所得を見で見ますと、第四帯の山の中ではこれだけしか取れない

第七圖 反當勞働量及一人當り可耕面積調
(地域別)



が、第三帯、第二帯、第一帯と静岡に近づくに従つて、かう云ふ具合に殖えて行くと云ふことが言はれるので、更に反當勞働量と一人當り可能な耕作面積から調べて見ますと、山の中の焼畑をやつて居る所から、静岡附近の集約な促成栽培をやつて居る所の變化を見ますと、この線は一反歩當りに直しました勞働量ですが、四人から二十人と云つた具合に上る。かう云ふ具合に勞働量が殖えて參ります。それと同時に一人が管理し得られる面積と云ふものは非常に減つて来る。逆に例へば一反歩四人位で濟むやうな焼畑や或は一年一作と云ふ粗放なものでは一人當り一町歩や一町五反位耕すことは何でもないが、集約的な温室になると一人當り三十坪とかで、東京邊りの大規模の、機械化した温室栽培でも百坪以上は持つてぬと云ふことでありますから、勞働量が増加するに従つて反つて一人當りの可能な耕作面積はかう云ふ具合に減つて来る。これは何處の地域でも同じで、手間がかゝればかゝる程廣い面積は出來ないと云ふことが簡単に言へる譯であります。その結果、この地域に於ける各町村の一人當りの耕作面積の具合を調べて見ますと、静岡附近では一人當りの耕作面積は、かう云ふ具合に少くなる。特に久能の

如きは一戸當り耕作面積は二反しかない。さうして、その平均の家族人員は七人居ると云ふ状態でありませんが、此方の焼畑などやつて居る處の、例へば井川村、梅ヶ島村などでは一戸當り四町歩の耕作面積を持つて居つても、そこで養ふ家族は四人臺に落ちる。久能村では僅か二反の畑で七人以上の家族を養ふが、山の奥の井川村では四町歩で僅か四・四五人しか養はぬ。その結果、安倍郡の農業地帯の人口密度は、かう云ふ具合に山から段々下流域に來るに従つて殖えて參ります。でありますから農業が現在の高次の發達を遂げた資本主義經濟と接觸を保つ場合にその小農が辿るべき方向は先程申上げたやうな漸次資本と勞力を同一面積に餘計かけて行く。この資本と勞力を同時に餘計かけて、より以上の高次の集約的段階に到達すると云ふことは、これは吾々が閉却すべからざる農業の發展と考へて居る。

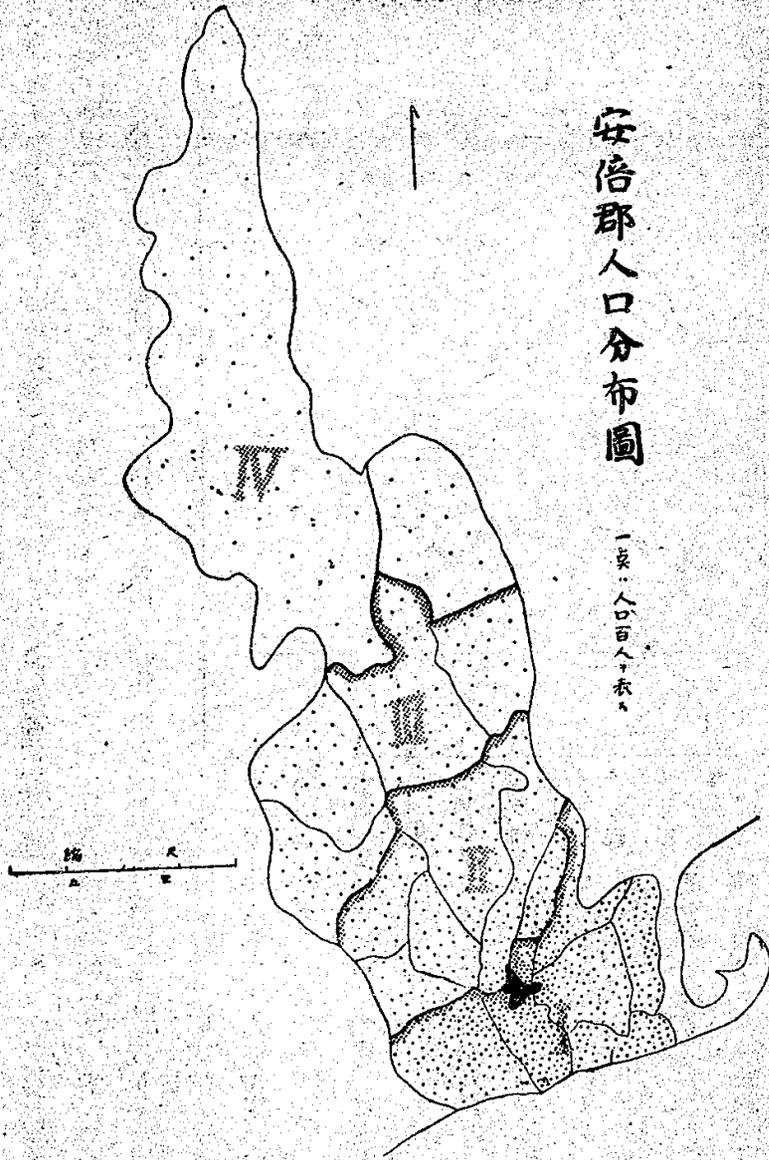
今まで理論家によつて大體生産手段の集中、と云ふことが非常に強調されてゐるが、先程此處で申上げました製茶で、手揉製茶から機械製茶に進む、その爲に製茶が特定の資本家に移つて行く。或は土地と云ふものが色々なチャンスを通して段々或る特殊な人に集つて行く。さうなると其の土地の支持し得る人口は減退して行くと云ふことになるのであります。さうしてこの生産手段が一方に獨占されると云ふことと對比して他方に生産手段の資本と勞働が單位面積の中に増投せられる處には、農村人口は單位面積の上に非常に稠密に支持し得ることが考へられるのであります。

これは静岡縣の例に就て申上げたのでありますが、同じやうなことは高知縣の物部川の沿岸の農業地帯に

第八圖 安倍川人口分布圖

安倍郡人口分布圖

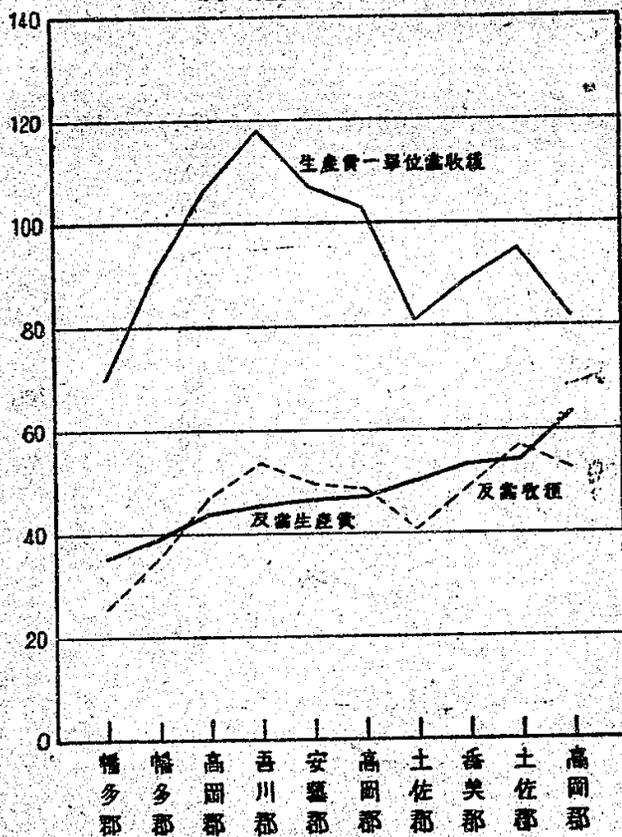
一頁に人口百人を表す



九五

就ても
云はれ
ます。
物部川
がかう
云ふ具
合に流
れて居
ります
が、之
を沿岸
地帯と
それか
ら中間
部、由

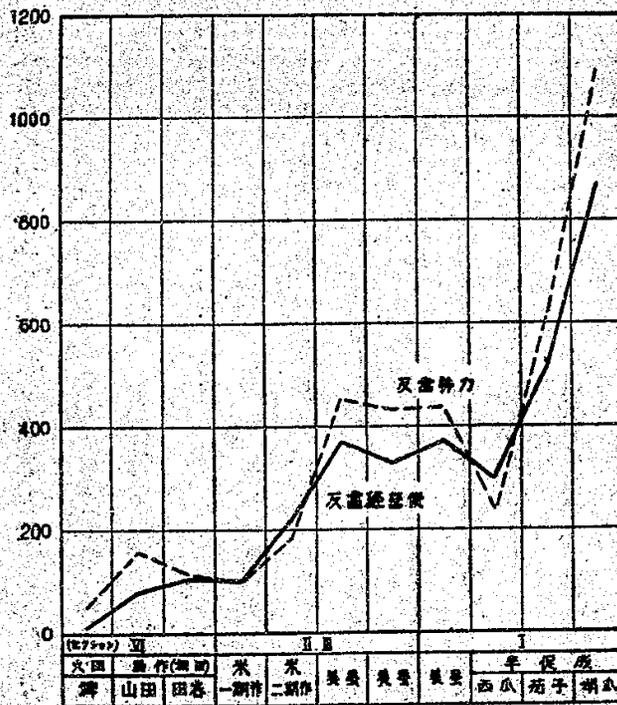
第九圖 米作の集約度と生産費一單位當收穫
(高知縣農會調査、昭和七年度)



番作は従来阪神地方に米の味付米としてどん／＼出して居ります。この薄い色で枝のやうに書いたものは米を一回栽培する地域、鼠色は普通の畑作、褐色に二つ書いてありますのが、これは焼畑地帯。此方は焼畑と同時に山茶即、自然茶の生産地帯であります。かう云ふ具合に地域的分布をなして居りますが、此處に於きまする集約段階と人口支持力の問題を調査して見ると

間部と分けて見ますと非常に農業組織が違つて居ります。この地圖は一寸見悪いですが、(圖解省略)これを概念化してはつきり現はすと、こんなことになるかと思ひます。この土佐灣に面した段々處の沿岸地方では促成栽培をやつて居りますが、その次は、この褐色は米の二期作、米を一ヶ年に二回作る處であります。その一

第十圖 物部川バレー・セクションに於ける
地域別勞働及資本投入量（米一廻作
を100とする指數）

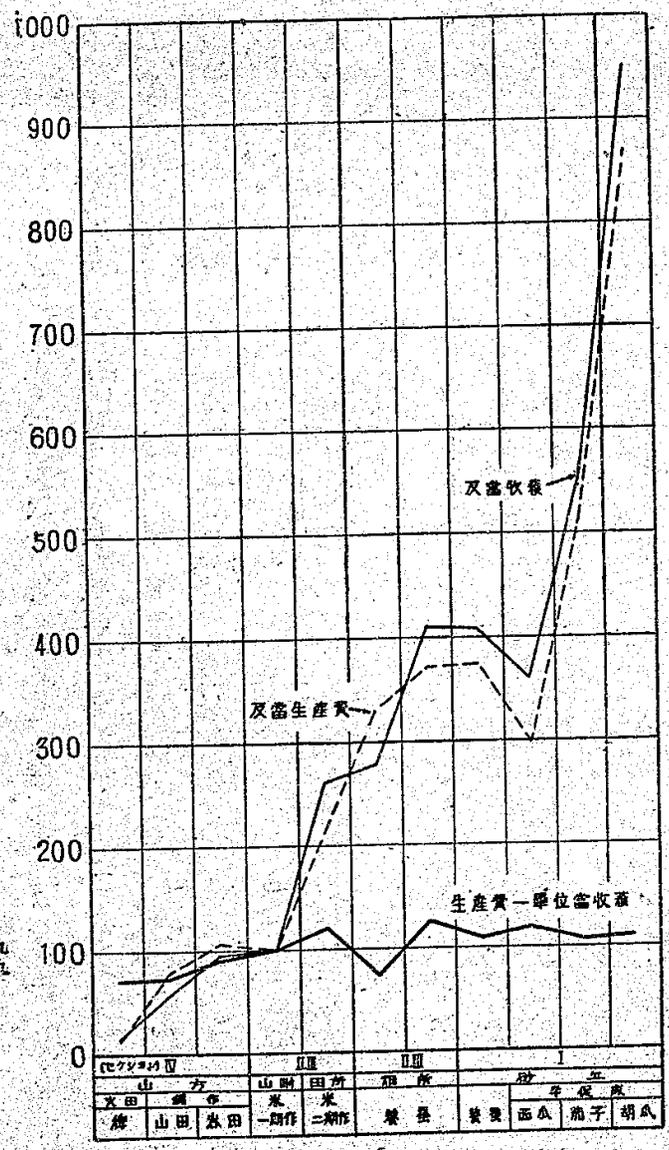


却々面白いことがあるのです。この圖は高知縣に於きましては米の集約度が高まるに従つて報酬漸減の状態がどんな具合に現はれて來るか云ふことを極く粗朴な方法で表示して見たのであります。もつとも報酬漸減の問題は面倒な操作を要するので、こんなラフな方法で的確なる判断を下し得ないのであります。米の生産費調査を農會でやりました。その原簿に就て調べましたので、資本と勞働とを段々増すに従つて、その收量はどう變化する(第九圖参照)かと云ふことを見たのですが、この圖に表れてゐますやうに資本と勞働とが段々殖える状態を表はし、その際に於ける米の收量は、ムラはありますが、上つて行く。反當生産費が上つて行くに従つてムラはあつても上つて行く。次に反當生産費と米の收量の關係を取つて見ますと、この圖のやうに或る程度まで資

本と労働を加へるに従つて、一生産費當りの報酬と云ふものは段々殖えて來ますが、或る處まで行くと今度は下り坂になると云ふことが言はれる。ですから米に就て飽迄も集約度を高めて行くと云ふことは出來ないと云ふことを現はして居る。これは單に高知ばかりではなく埼玉でもさうである。この事はラフな方法であるが、凡その見當がつく。この附近の農家はどうか云ふ方法を取つて自分の労働の捌口を見出して行くかと云ふと、此處に現はしました農業地帯の標準的の農家の經營状態を調べて見る。それによりますと、(第十圖参照)一番山の中の焼畑をやつて居る處では經營費は非常に少い。それが段々沿岸地帯になるに従つて、かう云ふ具合に上つて參ります。非常に經營費は上つて參ります。同時に勞力も此處に示した通り、かう云ふ具合に上つて參ります。即ち労働を反當り集約化する爲にはより以上の經營費がそこに投下せられなければならぬ。さう云ふ機會は只米丈を扱つて居つたのではいかぬ。例へて言へば此處に促成栽培地帯がありま

す。土佐では御承知の通り先年來沿岸に促成栽培を行ひ百萬圓生産計畫を立てて、それが成就して、更に此度は二百萬圓生産計畫を立て、それが成就して居る。土佐の沿岸地帯に於ける促成栽培の作物が今日東京に出でゐることは御存知と思ひますが、さう云ふ沿岸地帯の蔬菜促成栽培或は米でも一回に多くの勞力を投じないで二期に分けて二期作を採用する。さう云ふやうな近代的な商品生産化のチャンスをつ捉へて、それを實行する爲には、かう云ふ具合に高い經費と、集約な労働を投すると云ふことになるので、その結果先程の米と同じやうに考へて見ますと、この山の中の粗放な農業から沿岸地帯の集約な農業までの變化を見ますと

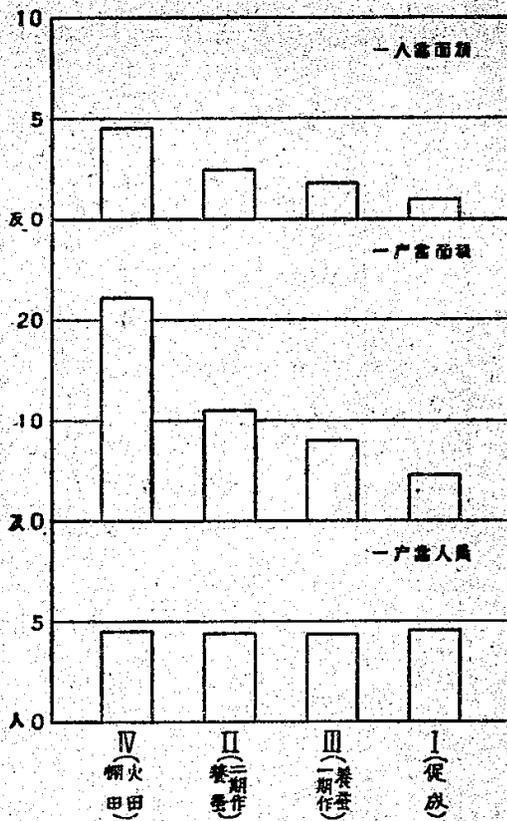
第十一圖 物部川バレー・セクションに於ける地域別經營の集約度と收穫
(米作を100とする指數)



破線で表はした生産費がかう云ふ具合に上つて参りますが、各々の農業組織を變へることによつて米の場合に於ける報酬漸減の法則を巧に外して行つて居りますから、その場合の收穫はかう云ふ具合に、實線で現はして居るやうに一緒に並んで上つて参ります。従つて生産費一單位當りの收穫はこの太い

實線で表はした通り、略々……少しく上り下りを取つて居るだけで、收穫遞減の現象はまだ出て居らない。かう云ふことが何を意味して居るかと申しますると收穫遞減を惹起しないで、より深い努力の投下の機會を

第十二圖 物部川バレー・セクションに於ける地帯別一戸當、一人當耕作面積及一人當人員



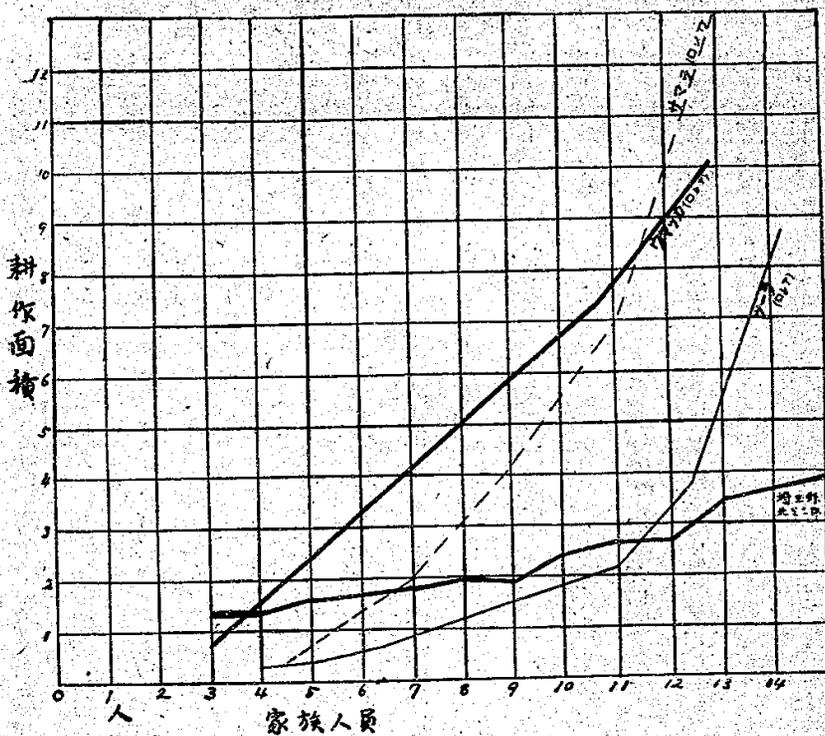
段々と二反四畝九歩となり、それから一反八畝になり、最後には一反で一人の農夫を支持して居る。この面積の變化と云ふものはこの地帯の農業組織の構造變化の結論的現象として終には人口支持力の増大となつて現はれて來る譯であります。ですから農業が今日の進んだ經濟組織に順應して自分の立地を巧に捉へて、さ

色々な集約な農業組織を採用することによつて實現出來る。その結果山の中から沿岸に來るに従つて一人當りの面積と云ふものは非常に縮小して來るのです。例へばこの地域に於ける農家家族の分析から一人を支持するに要する面積は山の中では四反二畝五歩、それが

うして集約的な農業組織を採用するならば段々此處に現はした如く狭い面積でその家族を養つて行けると云ふことが言はれる。さう云ふことは、どの地方に就ても言はれるのです。これは私が日本の全國に就て二三のサーヴェーに基いて申上げたに過ぎませぬが、日本の全國の農業地帯に於てかう云ふ例が到る處に捲き起されて居ると云ふことが考へられるのであります。日本的に擴大して行つても同じであります。この圖は東京の近郊の農業生産情況を（圖解省略）……集約的な農業生産情況を現はしたのであります。それが日本全國に散つて行く經路を現はしたのであります。

大體十四度の等溫線の暖い所に散つて居りますが、最近に於ては氣候の遅れた處にも段々散つて行つて居る。初物や終り初物を供給する。商品生産化は一つの地域のみならず、交通の發達によつて、臺灣にも興り又沖繩にも、南洋にも、どん／＼展開して、日本全國的にこの商品生産化と云ふことが擴がつて行く。それは結局現時の高度の資本主義經濟の影響を蒙るからであつて、その結果、結論として申上げますと、かう云ふことが言はれるのでないかと思ふのであります。ロシアの農業經濟學者でチャヤノフと云ふ學者がありませんが、そのチャヤノフの研究したことを此處で御紹介しますと、ロシアの農村の狀態から見て家族人員の増減と云ふものは耕作面積の増減と殆ど正比例して居る。耕作面積が殖えれば家族人員も殖え、耕作面積が減れば家族人員も減る。これは當然考へられる。日本でもさうであります。その狀態をチャヤノフが、家族人員を底邊に取りまして、耕作面積を縦に取つて見ますと、家族人員の殖えるに従つて耕作面積は殖えて行

第十三圖 農家族人員と耕作面積



郡によつて違ふが、直線的に殖えるのもあれば、或は對數曲線をとるものもありますが、要するに耕作面積が殖えれば殖える程家族人員が殖える。これはロシアの例であります。日本でも同じ農業組織である場合には、この事がびつたり當嵌る。私が埼玉に居ります時分に二百戸に就て調べて見ますとロシアの例と同様に耕地の廣さと家族人員の大いさは正比例をなして居ります。併し只今申上げました色々農業組織が異つて參りますと人口問題が變つて來る。靜態的に於ける農業組織と動態的に於ける農業組織とは人口支持力が變つて來る。

即ち農業組織が構造的變化を起した場合

は入口支持力が變つて參りますから、それを私は次の様な方法で調べて見たのです。ロシアの例と同じやうに、同一組織の穀作の地帯で、先程の二百戸と申上げました埼玉の實例から、耕地面積と人口の相關々係を

第六表 農家人員と耕地面積との相關關係

埼玉縣北足立郡	(十) 〇・九四八	(穀作地帯)	物部川沿岸	(十) 〇・三一五
朝鮮京畿道南部五箇部落	(十) 〇・七三八	永井威三郎	東京市近郊	(十) 〇・〇二八
同全北溝大野面	(十) 〇・二一八	久間配一	安倍川沿岸	(二) 〇・五一九

計算しますと相關々係が $+0.88$ と云ふ計算が出て居ります。朝鮮の京畿道で南部五箇部落では、これは東京高等農林に轉任になりました永井博士の調査に依つたものでありますが、相關々係が 0.738 と云ふ、かなり高度のコレレーションを示して居ります。それは同じ農業組織の農家の場合であります。先程申上げました農業が構造的に變つて參りますと、どうなるかと云ふと、土佐の物部川の例を見ますと、コレレーションが 0.35 と非常に薄くなつて居ります。東京市の近郊を調べたのは 0.88 と俄然一單位低くなつて居ります。即相關々係が段々なくなつて来る。農業の經營組織の内部構造が變つて來ますので、一方に於ては集約段階が進み、一人當りの耕作面積が減つて來る因子が入つて來て、これと、それと相殺して正の相關々係がなくなつて來る。更に静岡縣の安倍郡を見ますと正の相關々係は全くなくなつて逆の相關々係 -0.51 と云ふマイナスの状態が出て來て居ります。このことは多分私達はさうであらうと想像しては居りましたが、實際計算

して見るとマイナスのコリレーションが現はれる、云ひ換へると耕作面積が減つて來るが逆に農村人口が益益増えて來ると云ふことが考へられる。この相關々係の係數が(+)から(-)に變ると云ふことは農業が從來言はれた資本主義經濟化即ち生産手段の獨占、或は價格を通じての農村支配と云ふ事から結果せらるゝ農村人口支持力の減退と云ふ一般的現象の外にも一つ取殘された資本主義經濟化の一面として商品生産化し、同一の單位面積に對してより以上の勞働と、より以上の資本が並び投ぜられる場合、農村人口支持力が増大すると云ふ事は見逃し難い事實と考へられます。さう云ふことが動もすれば前の資本主義經濟化が齎らす人口減退と云ふ一般的現象に蔽はれてどうも一般に認識され難いと云ふことを私達は痛切に考へて居たのであります。併し、今日のやうにトラストやカルテル等色々な方法によつて、價格支配の關係が非常に強くなつて參りますと、如何に農村がやつても結局資本主義的に富の分配が不均衡になつて來る。さう云ふことになつて參りますと更に資本主義經濟そのものが國家的立場から見直されて或る程度の統制を加へ同時に農業生産そのものにも統制も加へる。さうして農村と都會との關係がもう少し合理的立場に置かれて來ると云ふならば、そこに新な角度から人口支持力の問題が考へられるのであります。即一方に小農生産の資本主義經濟化に基づく人口支持力の増大なる問題と同時に、他方に資本主義經濟の統制に關聯する人口支持力の問題が進行しつゝあると云ふ事になるのです。現資本主義經濟の下に於ける人口問題も只今まで申上げたさう云ふ方向の線に副うて行く場合にはまだまだ人口支持力の増大と云ふものは同じ農村に於ても可能で

ある。と、まあこんな具合に私は考へるのであります。學者の云ふ處を綜合して見ますと、日本の今日の内地に一億以上の人口を支持することは難しいと言はれて居るが、人口支持力の大半を占めて居る農業に於て只單に農産物價格の變化による人口支持力の變化と云ふことでなく、農業組織の構造的變化による支持力の問題が取残された問題として吾々が研究しなければならないのではないかと云ふことを痛切に感ずるのであります。

足りない時間で出来るだけ申上げようと思ひまして、非常に急いだりしてお分りにならない點もあつたかも知れませぬが、その點惡からず御諒承願ひます。御清聽を得ましたことを感謝致す次第であります。

人口食料問題に就て

黒野張良

(館本會研究員代讀)

年々八十萬からの人口増加を見る我日本國としては政治的にも、經濟的にも一番大なる關心事は人口食糧問題に如くものはない。この命題に關し以下若干の卑見を記述して識者の一餐に供することとする。

人口食糧問題の解決方策は多種多様あれども、これを要約すれば積極の方策と消極の方策の二途を出ない。積極の方策としては新たに物を産むこと、及びよりよく産むことであり、又新たに居住地を拓くことである。消極の方策としてはつゝまやかに生活資料を節制することであり、兼ねて又放縱なる産兒の出生を自脩することである。

余が曩に提起せる命題中その積極の方策の一として空中に充塞する塵芥……東京市の上空一方哩に二十八噸の塵芥あり……を科學的裝置を以て吸引利用すべしと提唱したが、その前提をなす所の一立方哩二十八噸の基本的觀念は十年程前に或科學者が新聞に發表せる文獻に依つたものである。このことたるや今日に於ては一般の通念としては常識的に肯定せられてゐるので、殘されたる問題は如何にして吸引すべきかにある。余は一個の事務家であり、技術的知識を有せざるも、四・五年前日立鑛山の或技師が煙突より飛散する煤煙を蓄積し、分析して十萬圓の砂金を發見し得た事實は、當時東朝に發表せられありて人皆の知る所である、空中の塵芥中にも衣食住の元資の包含せらるべきは識者を俟たずして明かなる事實である。然しその吸引裝置は無線電話機、電光寫真機、はた飛行機等を利用するに至りたる今日迄の犠牲なり工夫なりを積むに於ては、必ず實現さるべきを疑はない、それ等の研究は一般科學者の力に俟つべきこと勿論なれども、それ等の研究

に没頭する科學者の出ないのは専ら生活費に窮するからである。故に斯うした方面に關心を持つて熱心に研究を續ける學者に對しては國家は須らくその生活費用を負擔すべきである。恰も現時の獨逸政府が全科學者を動員して各種の發明發見に努力せしめつゝあるが如き制度なり、組織なりにすべきである。現時の如く成功すれば恩賞に與り、世の賞讃を博するも、不成功に終れば顧るものもなしと云つた状態では何人と雖も手を下すものはない。本來學者は人に先んずべき使命を持つてゐるのに大衆に引摺られ、世間が騒ぐ様になつてから手を着ける様な現状にあるのは全く生活費を得る途がないからである。空中塵芥の利用は或は空中樓閣の一夢に終るかも知れないけれども、現に東京市に於て日々放擲焼却しつゝある家庭から出る塵芥に就てすらも一片の煙と化せしめつゝ顧るものなきに想到するとき、何れか空中塵芥の利用が無價値なりと斷ずるものがあらうか。余は空中塵芥を提起して家庭塵芥に言及せざりしものは事餘りに一般周知の事實なるの故であつた。日々家庭より搬出する塵芥を、唯放擲焼却處分を以て能事終れりとする現時の社會的情勢は、何方かと云へば窮迫のどん底に至つてゐない一の證據である。名こそ塵芥と稱すれどもその實質は悉く生活必需資料元資を含有しないものではないのであつて、現代學者の最も先に着眼研究すべき對象物でなければならぬ。あの多量の塵芥中より幾パーセントの食料及び衣料、建築資料等を産出すべきかに就ては今後の研究結果に俟たねばならぬこと勿論であるが、確かに人生生活の必需資料を多分に包含してゐることは學者の説を俟つ返もなく、明確な事實である。食物と云へば生の物に限るべしとする底の觀念は、所謂原始的觀念で

あつて、文化的生活を営む現代人に於て、然も生活に窮迫困窮しつゝある現代人に於ては、この如き原始的觀念に没頭し、又は捉はれて居るべきでない。須らく物の本質を検討理解して、凡ゆる物を攝取利用し、以て人生生活を幫助する資料となすべきである。

海外移民も亦積極的方策の重要な部門である。現今滿洲方面に對し朝野舉つて全力を集注しあれども、將來に於ける日本の人口食糧問題に想到する時獨り滿蒙方面にのみ局限すべきではない。氣候風土なり、實際的關係の情勢なりに鑑みる時は寧ろ反つて南米諸地方のより有利であることに氣付き得る。南米は地況遠隔であること勿論なれども、土地廣濶にして然も肥沃なる點に於て到底滿蒙の比ではない。人心亦清淨無垢である。而して合衆國の權力化を憂へてその資本勢力を嫌忌してゐる。この故に何れの方面にも白紙状態にある。然も勤勉誠實なる日本の資本勢力を心底竊に期待し、熱望してゐる。このことは南米各地方に於ける一般的情勢であつて、彼が如き廣濶なる沃野は日本人の雄飛すべき一大絶好の天地である。

余は嘗つて宇佐川男爵が人口問題に御世話をされて居つた當時、余の近親に當る嶺八郎氏の委囑を受けてメキシコ公使館所藏の文献を録したることがあつた。該文献は熊谷女史の好意に依り特に借覽の榮を得たもので、普通人の窺知を許さない底のものであつた。尨大なる文献中より當時最も具現し易き土地開發の部面の若干頁を採録したに過ぎなかつたが、然し如何に肥沃廣濶にして天産果物に富み且つ日本人に適切なる氣候風土であつたかゝ知了せらるゝのであつた。嶺氏等のこの移民計畫は資本家の一致を見ずして遂に立消え

の運命に終つたが、余は今でも遺憾に思つてゐる次第である。

日本の大資本家が上海に、はた漢口方面に、近くは滿蒙にそれ／＼企業を營みつゝあること勿論なれども、更に南米地方に向つて一大勇猛心を起して活躍すべきである。五十年間投資の目的を以てこれに臨むならば日本人の食糧問題の如き少くも茲二、三世紀位は優にその憂なきに至るべきである。

遠隔の地なりと雖も、滿蒙に投資する三分の一の資本を以て優により以上の効果を擧げ得ることを茲に提言するに躊躇しない。嶺氏等のこの計畫が成立しなかつたことは、日本の資本家が餘りに眼前の利益に執着するからである。右から左と利益の擧げ得る事業にあらざれば投資を肯ぜざる心胸に墮して遠大の識見を有せざるに基因する。富者たり得た一半の理由は全く一般社會の協助恩恵に因るものなることを思念し、報恩の意味に於ても斯うした事業に對し、勇敢に投資すべきである。このことたるや聽て又自己自らもより大を成す所以でもある。

消極方策の最も優なるものは富裕者がその生活様式を道徳的限度に自制自戒するにある。即ちその邸宅を狭少にし、その衣食什器を簡易にし、低減するにある。人の生まるゝやその生命は神の授け賜ふものにして、而して神の生命を授け賜ふに當りては必ずその生活に必要な物資を同時に授け賜ふものである。斷じて人を空なる地上に置くものではない。一億の民が一地方に置かれるれば、一億の民衆の生活資料は何れかに授けられてゐる。故に本來原則として人口食糧問題の起るべき理由もなければ惱みの生すべき筋合のものではな

い。然れども人の貪慾なる濫りに必要以上の物資を消費するものがあるが故に一面に困窮するもの、現出するに至るのである。茲に例へば一人一食十五錢の食費を絶對的に必要なりとせよ。而して或富裕者は一食に一圓五十錢の食品を費消したりとせよ。唯一人の富裕者が一食の食糧を費消したる爲に茲に九人の缺食を餘儀なくせらるゝ結果を招來するに至る。一萬人の富裕者が一食の食糧消費の爲に九萬人の缺食者を生じ、十萬人に九十萬人の缺食者を見る結果となる。社會生活様式の複雑なる、この如く簡單に如實に現はるゝことなきが如きも社會を一團として全體的に考へる時に、必ずその原因結果の理法が上記の如く現はるゝこと疑ふべき餘地がないのである。何んとなれば神は必要以上物資を授け賜はぬからである。邸宅に於て又然りである。人口食糧問題の發生する基因は種々ありと雖もその主なる素因は確に此處にある。故に富裕者は須らく神意のある所を恐れ、かしこみ、大いに自制自肅して道義的生活を營み、餘裕あらば宜しく貧窮者にその餘惠を頒ち以て共存共榮の實を擧ぐる様に心がくべきである。

更に余は現代人が甚だしき不徳を冒し、同時に又一大不經濟を敢てしつゝある事實を述べて識者の三思を促すものである。世人の理解を早めんが爲茲に事實を例示することとする。小指程の胡瓜を採取して食膳に上せ、都人士は以てその初物食ひを誇り居れども、こは非道徳の甚だしきものにして兼ねて又不經濟の大なるものである。胡瓜と雖もその生命は神の授け賜ふものである。その生を遂げさせてから頂戴すべきであるのに、赤ん坊の胡瓜を口にして快哉を叫ぶに至つては全く言語同斷であり、神意を畏れざるものであり兼ね

又愚の骨頂である。小指程の赤ん坊胡瓜を口中にすとも食糧の目的を達し得ざるべきは兒童走卒と雖も知り得る所である。赤ん坊胡瓜を食膳に上すは唯徒らに悪なる好奇心を満すに過ぎない、彼をしてその生を遂げしめば一本の胡瓜を以て數人の食膳を賑はすに足り、一は以て道德的に叶ひ、一は以て經濟を伴ふものである。又魚籠に就ても然りである。網ぶるひの如き細目の網にて、目にも止らぬ幼稚魚を採獲して食膳に上す。一箸の先に數百尾、一口數千尾、斯くして口中に入れたりとて固より胃を満すべくもないことは明かである。彼れ等をして生を遂げしめば如何、一尾の魚當に數人の胃を満すに足り、以て人生生活を助くる食糧の目的使命を果すに至る。要するに現代人のなす所は神の意に反し、私心人欲のみに没頭して、而して自ら困窮を招來し、自ら惱み、もがき居るものであると云ふべきである。

昔は網の目に制限を附し、幼少の稚魚を採獲することを禁じたる時代があつた。而して魚籠海に川に充滿して如何程採食しても食切れなかつたとのことである。現代人は文化を以て誇ると雖もその實態は禽獸に等しき有様を呈して、茲に人口食糧問題に悩みつゝある所以のもの蓋し又神意に背きたる結果なりと見るべきである。

人口問題解決の基礎としての
國民保健と栄養に関する問題

黄

金

水

目次

緒言.....二七

一、我が國民に多い白米病患者.....二七

二、米の常態.....二八

三、ビタミン學說と白米及玄米酵母飯との關係.....二九

四、居睡・衰弱の多くは白米中毒に起因す.....三〇

五、白米食の生んだ虚弱と病弱.....三一

六、國民營養經濟と體格向上の根源は玄米食から出發す.....三二

七、東洋人に胃腸病が多い理由.....三三

八、玄米の胃腸病に效驗ある理由.....三四

九、玄米及び副食物の食べ方.....三五

十、細嚼の效果.....三六

十一、玄米セルロース消化酵素の發明由來と玄米酵母飯の炊方.....三六

十二、人口問題の解決は國民保健と營養に對する認識に依る玄米食の斷行に在り.....三六

第七回人口問題同攻者會合に當り不肖茲に於て一言を得たるは、誠に光榮とする所であります。想ふに宇宙に於て大自然に順應し一定の法則に依つて自由な生活を營んで居る下等動物類が何等の生活難を見ないが、反對に高等動物たる人類が、人口過剰の爲生活困難に陥ることは甚だ怪訝とせざるを得ないのであります。其の原因を探究するに、第一は我が國の人口問題それ自體が極めて緊急性を持つてゐるといふことである。第二には然るにも拘はらず、我が國の朝野は餘りにも人口問題に無關心であつたといふことである。不幸にして私は驚くべき人口問題に關する無關心と閑却とが重要な方面に於て餘りにも如實に現はれてゐる數多くの事實を知つてゐるので、次ぎに一例を擧げて御參考に供したいのであります。

一 我が國民に多い白米病患者

電車の中の居眠り風景は云はすもがな、演說會場であれ、會議の席であれ、甚だしいのは人と對談中でさへ居眠りをするところのある普遍的な居眠り、又は晝寢の風景は、非常時日本として誠に遺憾とする所であります。

何故日本人はこんなにも居眠り又は晝寢をするのか？といへば、それは日本人の主食たる白米食の弊害だと云はれてゐます、その理論的根據は未だ判然しませんが、多分白米中に一種の毒素があつて、それが中樞神経に障礙を與へるのだらうと云ふのであります。

併し一方では又、ビタミンBの缺乏から来る、一種の神経衰弱だと云ふ説もあります。ビタミンBは含水炭素代謝要素として知られ、含水炭素は主に精力原となる成分ですから、ビタミンBの缺乏は必然的に精力の減退を來だし、慢性的の疲勞感を引き起すといふのであります。

白米は大部分含水炭素で、これを多く攝れば、それだけビタミンBも必要ですが、精白米にはこれがなくなつてゐるのであります。

白米食の弊害は、單に居眠り晝寝する許りでなく、慢性胃腸病、脚氣、糖尿病、神経衰弱、ひいては精力減退、勤勞能率低下、早老、老死となつて現はれるので、日本人が各方面に立派な素質を有ち乍ら、兎角歐米人に立遅れの氣味となるのは、矢張り白米食の弊害に因る事が多いと云はれて居るのであります。

二 米の常識

抑々米粒の大部分を占めて居る物質は胚乳であり、其の一端に胚がある、此の胚から芽をふき稻が出来る。胚乳の上を銀皮と稱する膠質層が包んで居り、更に其の上に外皮層がある、米を搗く目的は、比較的堅い此の外皮層と膠質層とを去る爲であるが、同時に胚も亦抜け落ちて、随つて白米の一端は削られた様に缺けて居る。米の内層には「ビタミン」は無いが其の表層はB因子に富み、胚はA並にB因子に富んで居る、随つて精白せる米は殆んど何等の「ビタミン」をも有つて居ないのであります。

我邦に於ける米の收穫高は六千萬石しかない、この不足勝の米を六百萬石も搗き減らして、同時に此の貴

重なる「ヴァイタミン」及鹽類を、糖や、小米として失ふことの利害得失は莫大であつて、人口問題を解決せんとするには、先づ國民保健と營養經濟に對し充分なる認識と關心とを要すべきことは論を俟たないのであります。

三 ヴァイタミン學說と白米及玄米酵母飯との關係

エークマン氏が始めて言ひ出した様に鳥の白米病即ち人間の脚氣であるか否かの問題は、今猶ほ議論のある所で、茲に斷定的に之れを取扱はうと思ふのではないが、併し糠や小米の中に大切なる副因子が、營養上大切な意義を有して居ることだけは、斷言することが出来るのであります。近時の研究に依つて、糠の有効成分が、人間の脚氣の或る症狀に對して奏效することの研究成績が發表せられ、又一面には岡崎桂一郎博士の如き篤學の士があつて、其の著「日本米食史」によつて脚氣病の起源流行と、白米食との間に密接なる關係あることを、醫史學的に立證せる今日に於て、吾人は如何にしても米の精搗と脚氣との間に存する連繫を、漫然度外視することは出来ないで、甞に「ヴァイタミン」學說よりするも、吾人は斷然米の精搗に反對する者であります。

さりながら、食物問題は、一面理性の問題であると同時に、一面感情の問題であります。味覺を外にして所詮食糧問題を解決することは出来ない。今に及んで米の精搗に反對した所で、夫れは要するに卓上の空論に過ぎぬかも知れないのであります。

併し又一面から考ふれば、感情と本能の悍馬を、正しき理智の手綱によつて制御して行く所に、あらゆる人間生活の尊さがあるのではなからうか？食物問題にした所で、徒らに口腹の慾を満さんが爲に、漫然之を攝るのでは、斷じて文化人たる資格はない、なる程嗜好問題は非常に大切であるに相違ない、併し嗜好は又習慣と教養とによつて、随分何方にも振り向けらるゝものであります。

正しき道を知り、知りて而して之を行ふの勇氣と、果斷と、自信とのなき者が、どうして眞の文化生活に徹底することが出来やうぞ？吾等は獨り食物問題に就いて之を言ふのではない、酒精問題、性病問題も亦さうでなければならぬ。正しき知識の宣傳によつて、各人の自覺を促がすことの大切な所以はそこに存するのであります。

さはあれ神ならぬ人間の附甲斐なきには、文明愈々開け、知識愈々進むにつれて、自我の念益々盛んに、享樂の慾益々深く、文化終に文化の破綻を招き、身を失ひ、家を倒し、國を亡ぼすもの、古今東西轍を同じうする、懼れて而して誠めなければならぬのであります。

吾等の主食品たる白米について、吾等の陥つたと同じ過ちを、白人は、彼等の主食品たる小麦に繰り返へして居る。彼等の文化が爛熟すればする程、彼等の「パン」は愈々白くなる、さうして、天から恵まれた「ヴィタミン」は、徒らに失はれて行く。精白された穀物は、凡てこの「ヴィタミン」に乏しいものであります。

向上せる生活の食卓を賑はす美味なる肉、夫れも亦何れの「ヴィタミン」にも乏しいものであります。

「白い御飯に魚を添へて」吾等の舌は譬へ夫れに満足しようとも、吾等の細胞は到底夫れによつて完全に生きてゆくことは出来ない。吾等の文明が進み、吾等の食物が精製せられて、自然の儘から遠ざかれば、遠ざかる丈け「ヴァイタミン」供給の問題は、愈々大切になつて來るのであります。

白米に比べて玄米の栄養は百パーセントである。而し問題は玄米それ自身、又は白米それ自身の栄養如何ではなく、それらが吾人の体内で如何に消化され吸収されるかと云ふ事ではなくてはならぬ。ところが其の點になると普通の玄米飯は甚だ面白くない、體驗の結果「米は精白すればする程その消化吸収率は増大する」と認められたのであります。

然らば「ヴァイタミン」Bを含まない白米が駄目、消化吸収率が劣る玄米も駄目と云ふならどうしたら宜しいのか？

それは玄米セルロース消化酵素の使用の有無と、食法と、炊き方との如何が栄養上消化吸収率に影響を及ぼす重大なる關係を有するのであります。

四 居睡・晝寢の多くは白米中毒に起因す

一體、吾々が食物を攝るのは身體の生理機能に必要な栄養を攝取する爲で、その栄養素とは含水炭素、蛋白質、脂肪、無機物、ヴァイタミン類の五種に大別されますが、今日我國民の主食とする白米は、昔のやうな玄米が精白の程度の少かつたものではなく、すっかり精白してゐます爲に甚だ栄養素に乏しく、カロリーの源

泉となる含水炭素を含むだけで、身體に最も必要な他の有機物、無機物及びビタミン類等は殆ど含有してゐません爲に、ビタミンBの不足から種々の病氣を惹起するのであります。

例へば、種々の胃腸病や食慾不振がビタミンBの不足による事が多く、結核に對する抵抗力も弱めて發病を促す場合もあります。又、血液の成分、作用が圓滑を缺くため、諸器官の機能が不完全になり、老廢物は鬱積を來し、衰弱や、精力減退、早老、老死など不知不識のうちに、我が國民の體質を低下せしめつゝあるのであります。而も、從來ビタミンBの缺乏より起るといはれた白米病も、むしろ白米に依る毒素による中毒だともいはれ、その正體が何んであるかに就いて判然とは定め得ないながらも、この一種の毒素をめぐつて、久しくわが榮養學界の論争の種となり、多くの學者によつて研究が續けられて來たのであります。

處が、漸く最近に到り、この謎の毒の正體が、理化學研究所の岩田元兄博士によつて發見され、リゾレンチンと名づけられました。これは血液を破壊する強烈な毒素を持ち、金魚などですと、その水中に萬分の一のリゾレンチンがあつても、一時間位で死に到るといはれ、また鳥類が白米病に罹ると、綠糞が出ますが、これは血球が分解されて、色素が還元されて糞に出るからだと、いはれてゐるのであります。

恐らくは、我が國民に結核とか、胃腸病、脚氣が多く、國民の體質が低下しつゝある事實も、白米の榮養缺陷ばかりでなく、このリゾレンチンの影響も大いに関係あることでありませう。然るに、この強烈な毒素

が急劇に吾々人體に作用しないのは、この毒素を中和、分解する酵素の一種レンジャーゼBが吾々の胃腸に存在してゐる爲だらうと、いはれてゐるのですが、然し、一般新陳代謝機能の衰へ、特に消化器病や結核時の全身衰弱の時の如きは、體力の回復を計ると同時に、少くとも白米を常食とする限りは、セルロース消化酵素を補給して、レンゼンチンの毒素を防ぐ必要があります。

故に玄米酵母飯を御用ひになれば、白米食による栄養の缺陷を防ぎ、體力精力を増進して、抵抗力を強める効果があります上に、肝臓グリコーゲンの含有率を昂めますので、体内の毒素を解毒する働きも旺盛になるのであります。

五 白米食の生んだ虚弱と病弱

日本人も昔は玄米を食して居たのでありますが、江戸時代の初期を過ぎて寛文年代（第四代將軍家綱の治世）に入りましてより、奢侈の風が生じてまゐりまして、一部の上流武士階級には、玄米を精白し、白米として食膳に上すやうになりました。この風が士庶の間に弘まり、元祿を経て享保年代に至りましてからは、都市の人民は一般に白米を常食とするやうになりました。玄米や糠味噌汁に親んでゐた昔の時代とは變つて、蛋白質及脂肪に貧弱な白米を常食することになれば、自然の傾向としてその不足缺乏せる蛋白質脂肪の供給を他の植物性及び動物性の食品に仰ぐこととなり、次第に美食に趨るやうになりました。一面には奢侈贅澤の風の盛んとなるにつれて、料理店なるものが生じ口腹の慾を充たすべき種々の珍味佳肴を提供す

ることになったのであります。

此の如く、我が國民が雪のやうな純白の白米を食べるのを誇りとする風習が起つてより、天恵の養分は大部分消失した許りか、眞の米の味を失ひ、その不足せる養分と不味とを補ふがために、種々の副食物や調味品を追求するやうになつて、そこに不自然不合理を來たし、國民の榮養を不良ならしめ、體質の衰頹を招致して、虚弱者や種々の病弱者を踵出するに至つたのであります。白米に不足せる蛋白や、脂肪を補ふがために副食物として攝る所の魚肉の刺身、煮物、テンブラなどは固より相當の蛋白脂肪を含有してゐましても、大切な無機鹽類（殊に、カルシウム）や、ビタミンを殆ど含有してゐませんから、そのために健康が害せられ、抵抗力が減少し、虚弱病弱の男女が年を逐うて増加することになつたのであります。

その中に最も眼立つたのは、脚氣の發生流行で、既に元祿時代より次第に發生し、享保の頃には白米を常食する一般の都人が多くこれに罹るやうになりました。また、今日の状態から推しても、胸膜炎、耳漏、その他種々の滲出性疾患を起し易い腺病質や、結核病に罹るもの多いは、餘りに精白した白米、肉、卵等、主として無機鹽類に不足せるものを常食とするがためでありますから、此の様な疾患は既に白米食を主食とし、種々な鮮肉を副食物として、美味佳肴に舌鼓を打つやうになつた江戸時代の元祿の頃から、次第に多くなつて來たことは、固より理の當然であります。

また、白米、魚肉には、胃液の分泌を促進して食物の消化を良くするフィチンや、ビタミンBを有つて

りませんから、美味佳肴を食することを誇りとする風習が起つてより、自然の傾向として胃腸を患ひ消化不良に悩み年が年中、病苦に煩はされる者の多くなつてきたことも固より疑ひなき所であります。

そして、此様な贅澤な食物を攝る人達は、野菜のやうに値段の廉いものを粗悪の食品と蔑視し、それを食するにしても僅か少量を攝るに過ぎませんから、益々ビタミン、カルシウム等の缺乏を來たして身體の抵抗力は愈々減退し種々の病苦に悩まされることになります。現に今日に於ても、ロースやチキンの如き西洋料理とか、鯛または鰯の刺身、煮つけなどを常食として、口腹の慾を充たし、贅澤なる食生活をなしてゐる上流階級の人は、身體は虚弱であります。

抑々白米は、殆ど含水炭素の澱粉のみより成り、蛋白、脂肪、無機鹽類、ビタミンに甚しく不足缺乏せる不完全食であります。それ故これを常食とするやうになれば、その不足缺乏せる種々の養素を補給する爲め適當なる副食物を配合して、健康養育の維持に過不及の無いやうに致さねばなりません。

然るに肉食萬能、蛋白本位の營養説に誤られて、牛肉鶏肉魚肉等を多く食せざれば健康の保てないもの様に思ひ、白米と肉類とを主食として大切なビタミン、無機鹽類を豊富に含有せる野菜をば營養價の殆ど無い劣等粗悪の食料とし、これを多く攝らないやうな間違つた人達が今日に於てもなほ澤山あるがため、虚弱者及病弱者の絶えない許りか年を遂うて之が増加するのであります。

その中には肉類を過食するがため、脂肪過多症や糖尿病を惹起し又動脈硬化、狭心症、痛風、腎臟病等に

罹る者の多いことは、ここに銘記して置く必要があります。

肉食自慢のアメリカでさへ、近年は肉食過食の弊を悟つて「人はフォークを以てその墓穴を掘る」といふやうになり、肉食排斥の運動が起つて来た如き有様でありますのに、我が國民の中、今日に至るも尙ほ傲の生えた前世紀時代のフォイトの蛋白本位、肉食萬能の舊學説を盲信する者の尠くないのは實に痛嘆の至りであります。

六 國民營養經濟と體格向上の根源は玄米食から出發す

吾々の健康を維持増進するには、各種の養素の適當に配合せる食物を攝らなければなりません。若し一種の養素にも不足缺乏した食物に偏する時は所謂部分的饑餓と云はるゝ健康障礙が起り、疾病を生ずることになります。それ故吾等の日常攝取する食物には、蛋白、脂肪、含水炭素が適當の割合に含まれ、また直接間接に生活の存続に必要な無機鹽類即ちカルシウム、カリウム、磷、鐵、等をもそれ〴〵必要な分量だけ含有し、また極く微量といへども、若しこれが無かつたならば、健康營養に著しき障礙を來たす所のビタミンを含有して居らなければなりません。此の如く各種の養素を適當に含有する所の食物は、吾々の健康生活に缺くべからざるものですから、私共はこれに健康食といふ名稱を附するのであります。

然らば、如何なる食物が健康食に近いかといふに、それは穀類と野菜類であります。論より證據、牛でも馬でも唯た草だけを食つて、あれだけの立派な肉體を作ることの出来るのは、穀物、野菜類には各種の養素

を含んでゐるからです。この點に於て、日本人が太古より江戸時代の初期に至る迄、一般に常食としてゐた玄米こそは、理想的なる健康食であります。

所がこれに人工を加へた所の精白米は、殆ど含水炭素のみより成るが如き不健康食であります。肉類の如きは、蛋白、脂肪を多量に有つてゐてもカルシウム、ビタミンに殆ど不足缺乏し、また含水炭素をも含んで居りませんから、これまた不完全食であります。肉食の動物といへども、固より肉だけで生活し得るものでなく、これと同時に骨を食することによつてカルシウム等の無機鹽類を取り、また臟腑を食することによつて、ビタミンを得るのであります。

玄米が殆ど間然する所の無い健康食であることは、左の分析表によつて明かであります。

(百分中)

蛋白	脂肪	含水炭素	無機鹽類	ビタミン
八・八	二・二	七二・四	一・三	A、B、

殆どあらゆる養素を兼有し、殊に無機鹽類には燐、鐵、カルシウムの如き生活に緊要なる成分が存在し、ビタミンにはA、Bの二種を有つて居ります。唯だビタミンC、Dを含んでゐないだけが缺點であります。それ故玄米に配するに、ビタミンC、Dを多量に含有するほうれん草、胡蘿蔔、キャベツ、白菜等の如きものをあしらひますれば、それで健康食になる譯であります。

若し大自然の法則に従つて正しき生命ある玄米酵母飯の如き食物を攝りましたら、吾々の壽命は一〇〇歳前後まで生きのびるのが當然であります、そして死ぬ時には丁度燈火が油がなくなつて風が無いのに自然に消えます様に、眠るが如く所謂大往生を遂げるのが健康體の生理學的の物であります。今そんな人は一人も無い程病的の死に惱んで居ります。そこで皆様今後の食物をどうか正しき食物に移つて頂きたい。米は玄米より外に完全食の無い事は御理解になられたと思ひます。

私の畏敬せる二木謙三博士が昭和三年十月の「科學畫報」に公にせられた「白米食は全廢すべし」といふ論文は私の大に共鳴する所であります。博士は白米より來る栄養の不完全を列舉して、蛋白の不足、脂肪の甚しき缺乏、グイタミンの皆無、無機鹽類の缺損等となし、蛋白、脂肪の不足せる白米を常食とするために肉類、魚類、天ゴラ、バター等よりこれを仰ぐこととなり、此等の副食物は蛋白を含むにより必ずしも無害でなく、これに過ぐれば抵抗力の減退及び種々の病氣の起ることを説かれ、近頃の若い者が有機分の栄養の過剩、無機分栄養の缺乏から、抵抗力の薄弱、眼科、耳鼻科、齒科や、外科的關節病等の多いことを擧げられ、もし玄米を常食に改めるなら、完全に蛋白も脂肪もグイタミンも、無機鹽も攝取することができて、動物食が嫌になり、植物食に親しむるやうになり、大食せず済み、自然少食するやうになり、抵抗力も増し、無病健全となり得られることを論ぜられためは、實に同感であります。

また博士は白米が一家經濟の破壊を來たすことにも論及せられ、白米に不足せる脂肪をば脂肪含有の副食

物より補はんとするため、玄米や野菜よりも六倍以上も高價なる脂肪含有物を買ふやうな結果となるが、これに反して玄米食は蛋白、脂肪の有機分は十分に、また無機鹽も十分に含有するが故に、副食物として却て野菜を嗜むやうになり、家庭収入の二割五分乃至三割で食物栄養を十分に攝り得て經濟も容易になることを指摘せられ、若し日本人が全部玄米食に改めるならば、米の消費量の減少から年々十二億圓の消費節約ができ、これを國債償還に充當するとせば、壹百餘億圓の國債が數ヶ年で済む譯だと述べられたのは、儘かに至論であります。

玄米を以て、不味いもの、消化し難いものやうに思つてゐる人達が今になほ多いのは、食はず嫌ひか、或は最新發明に係る玄米セルロース消化酵素を使用しないのと、炊き方を研究しないからで、それを常食とすれば、二木謙三博士の説かれたが如く自然にビタミン、無機鹽に富める野菜に親しむやうになり、脂濃い肉食が嫌やになつて、而も健康生活を増進し、また病弱者は健康へ移るやうになつて、經濟上に於ても又國民體位向上に於ても益する所が甚だ多く所謂一舉兩得であります。

七 東洋人に胃腸病が多い理由

胃腸病と云つてもその種類は澤山ありますが、併しこゝに申し上げる所の胃腸病といふのは、世人一般に稱せらるゝ胃腸の病でありまして、即ち胃の「アトニー」胃擴張、慢性腸カタル等を指すのであります。日本人が此等の胃腸病に罹る者の甚だ多いことは事實であります。

然らば、如何なる譯で胃腸病に罹るものが甚だ多いかと云ひますと、その原因には種々ありますが、併し私共の見るところではその主要なる原因に二種あります。即ち一は朝食の習慣、二は白米食への執着であります。先づこの二種の原因に就て叙説し、次で胃腸病の豫防治療に關する無藥退治法に移ることに致します。

我が國では昔から朝食を奨励し、ゆつくりとして遅く食事を攝るものをば愚圖とか、鈍馬とか言つて嘲笑する風習があります。これは多忙多端で一刻も油斷することの出来なかつた戰國時代の遺風であらうと考へます。現に今日でも軍隊では食事の時間にも制限があつて、できるだけ早く食事を済ますやうにさせて居ります。たゞに軍隊ばかりでなく、各人の職業生活が多忙となり、生存競争の劇しくなりゆくにつれて、攝食するの時間を費すことを惜しむやうになりますのは自然の理であつて、食事をすることもまた事務的となり、食物を樂んで味ひつゝ食ふと云ふよりも、單に空腹を満たさんがため、胃の要求を満たさんがために食物を攝るといふ風になつて參りました。此様な次第ですから食物を十分に咀嚼する餘裕もなく、僅か三四回位下顎と上顎を上下したのみで、直ぐグン／＼呑み込んで了ふやうな慣習が生じましたし、また茶漬を好んで、ガサ／＼と一氣に飯を流し込む様な食べ方をする人達も澤山にあります。日本人は常食として大抵米飯三椀にお菜を普通としてゐますが、これを食べて了ふまでにどれ位時間を要するかと云ふに、いくら遅くても、十五分位で、早いものになると三分か五分のうちに平らげて了ひます。かくの如く平生の食事の仕方が事務的となり、機械的となつて、ゆつくりと食物を味ふことが出来ないのので時には事務的機械的でない食事をし

たくなり、所謂食ふために食ふ必要が起つてきました。それが即ち宴會となつて現はれ、相互ひにゆつくりと落ちついて、談笑しつつ食事をするのでありますが、併し早食ひの癖がついて居りますから、十分に食物を噛みしめて嚥みこむやうなことは滅多にありません、たと心と身とを落ちつけて、うまい食物を攝るといふことだけが平素の食事と違つてゐる許りなのであります。

日本人には一般に早食の風があります故、随つて過食大食に陥ります、食物の眞のうま味は十分に咀嚼した時に始めて現はれるもので、それにより口舌の味覺を満足せしめることが出来るのですが、早食ひでは胃が既に一ぱい食物で満たされても、口舌の味覺が未だ満足されてゐませんから、なほ口淋しい感じがして、餘分に食物を攝るやうになります、もし食物をゆくりと噛みしめて食べるやうにすれば、それによつて味覺も満足されますから、胃は飽滿されなくとも、食慾を充たすことが出来ます、要するに過食大食は早食に伴うて起るもので、それがために胃腸を虐待することとなり、胃腸病を招致するのであります。

だからこれを豫防するには第一に早食の弊風を改めることが肝要であります。即ち食物を十分に咀嚼して嚥下する習慣をつけると、眞に食物の味が味はれ、胃の充つる前に舌の味覺を満足させますから、少食にて事足り胃腸の負擔が軽くなります故、消化障礙を來たす虞れがなくなる譯であります。これは米國のフレッチャーの行ひました食養生法でありまして、食物は十分に嚼んで殆ど液狀となるまでにし、それを能く舌で味ひますと、露國の生理學者パフロッフも云つた如く、食物の味に注意してこれを楽しむために自然に胃液の分

泌が起つてくると共に、その嚼みこなした食物は自然に嚥下されるやうになり、餘計な食物を攝らなくとも食慾を満足せしめることが出来、随つて過食大食の弊を絶つことが出来るのであります。

これを要するに、日本人は胃病や腸病の持主の多い原因の一つは、早食に伴ふ過食大食でありますから、お茶漬でガサ／＼と飯をかき込むやうな古來の風習は、是非改めねばなりません。脂肪分の濃厚な鰻を鰻腹食つた上にも、口直しとか云つて、お茶漬を四五杯もかき込むやうな習慣は一日も早く全廢したいものであります。

第二の原因は白米に執着することであり、江戸時代の寛文の頃（第四代將軍家綱の治世）までは、土庶を通じて玄米を常食としてゐたのですが、この頃より上流の武士階級間に玄米を精白して食する風が起り次第に庶民にもこの風が行はれるやうになつて、元祿の頃には白米食が土庶共通の風習となり、享保年代に至つて都會の市民は一般に白米を常食とする風に改まり、今日に於ては、勞働者農民までも白米を常食するやうになりました。併しそのために胃病を患ふ者が甚だしく増加し、脚氣患者が踵出するやうな有様となりました。それは何故でありませうか。

抑々白米は殆ど含水炭素の澱粉ばかりの胚乳と稱する部分のみより成り、蛋白、脂肪、無機鹽類、ビタミンに甚だしく不足缺乏してゐる不完全食であります。人間の食慾もその不足缺乏せる成分に對して起るもので、白米を常食とせるものは、その不足缺乏せる蛋白及脂肪を他の食物より仰がねばなりませんから、勢

肉類や天麩羅の様な蛋白及脂肪に富めるものを攝取するやうになります。所が肉類はビタミンに不足し、或はこれを缺いて居りますから、そのために脚氣が起り、また前述にべたやうに早食に伴ふ過食大食の結果として、餘分に肉類を食ひますために、胃腸が虐使せられて、消化障礙を來たすやうなことになるのであります。

然るに玄米におきましては人間の健康榮養の保全増進に必要な種々の榮養成分を兼有して居ります故、もし玄米を常食とすれば、別に肉類や天麩羅の如き蛋白質や脂肪の多い副食物を澤山に攝るの要は無くなり且つ前述の如く早食の弊を改め、食物を十分に咀嚼して胃中に送りこむやうにしたならば、過食大食に陥るの弊も自然に改まつて參ります。

斯う言ひますと「玄米のやうな不味いボロ／＼飯が食へるものか」と抗議するお方もありませう、併しそれは玄米セルロース消化酵素の發明されない前の御話で、且つ玄米の炊き方、味ひ方を知らないからです。これを要するに白米食の執着より離れて玄米を常食とすることに改めたならば、蛋白脂肪の不足を高價な肉類に仰ぐの要はなく、簡單な副食物、例へば少量の魚肉、野菜等をお菜として十分に健康榮養を保全増進し胃腸病を豫防することが出来るのであります。

八 玄米の胃腸病に效驗ある理由

玄米飯が胃腸を健康ならしめ、食物の消化を促進し、體質を強健にする理由を述べるに先ち、一部の醫學

者の玄米に對する誤れる考へを打破する要があります。

曩に榮養研究所長の佐伯博士は、玄米は榮養成分に富んでゐるが、併し玄米セルロース消化酵素なき爲め不消化物で胃腸を殆ど素通りするから、健康榮養上より見て攝取すべき値あるものでないと云はれ、その實驗成績を新聞紙上に公表されたことがあります。私は素より此點に就き大に同感する所であつて、其の缺陷を補ふが爲め苦心慘澹を経て研究した結果、今般玄米セルロース消化酵素を發明が出来たので同氏の學說と暗合一致した譯であります。

苟くも玄米の消化試験を完全に行はんと欲せば、第一に玄米セルロース消化酵素の使方とその炊方を工夫研究して、私の前に述べたやうなふうわりとした、舌ざはりの好い飯に炊上げることが肝要です。然るにその炊方をも碌に研究しないで、ポロ／＼のゴック／＼した物に炊き上げては、十分に消化する筈もなく、またその不味なるがため、これを試食するものは不快の感情で食しますから、消化吸収率の減少することは當然であります。玄米は既に述べました如く、玄米セルロース消化酵素を使用の有無とその炊方の巧拙次第で、味も違へば、消化の良否にも甚だしい差異を生ずるものですから、這般の點に考慮を拂はない實驗は、何等の價値もありません。第二には、平素玄米を常食として、これに慣れきつてゐる人間を試験材料としなければなりません、さうで無ければ、本當に玄米の消化吸収率を斷定し得られるものでありません。

●榮養徒費量Ⅱ消化吸収率の悪いと云ふことは言ひ換へれば各種の榮養分が、自分の體に利用されないで

多分に糞便の方に棄てられると云ふ事である、今各種の米を一〇〇グラム宛取つてそれらの糞便への徒費量を調べて見ると次の通りであります。單位カロリー 一、白米飯四・九九 二、五分搗飯一〇・三九 三、七分搗飯七・〇四、四、普通玄米飯一九・八六

(以上普通の御飯即ち玄米セルロース消化酵素を使用なきもの)

五、玄米の酵母飯

一日二食

六・〇四

六、玄米の酵母飯

一日三食

八・五一

(以上は玄米セルロース消化酵素を使用したもの)

これを實驗上から徴しても又歴史上より論じましても、玄米が果して一部反對者の言はれたやうな不消化物で胃腸を素通りするものであるなら、日本人は疾くの昔に榮養不良のために滅亡してゐる筈であります。魚類の外には肉食もせず、牛乳も飲まず、玄米を主食とし、野菜や、乾魚等を副食物としてゐた往昔の日本人が、強健なる體質體力の持ち主であつたことを一部反對者等は何と觀られるか、江戸時代の寛文年代の頃までは、上流社會の者でも一般に玄米を常食としてゐたもので、上杉謙信も、豊臣秀吉も、伊達政宗も、徳川家康も玄米の常食者であつたのです。もし玄米が胃腸を素通りするやうな、不消化物なら、此等の英雄豪傑の世に出づる筈もなく、いづれも榮養不良で戦場に驅馳する英氣も勇氣もなかつたでせう。

私は今から五六年迄は胃が悪く、ことに殆どいつも書齋に籠居して、運動不足勝なので、益々胃を悪くし

消化不良に悩んでゐましたが、玄米セルロース消化酵素と玄米飯の炊き方を研究して、舌ざはりの好い、ふわりとした玄米飯を常食とするやうになりましたからは、次第に胃が善くなり、食慾も大に進んできて今日では健全なる胃の持ち主となりました。これは私一人の體驗ばかりでなく、私同様に胃病持ちの知人友人にも、玄米飯の常食を勧めて、胃病を全治せしめた澤山の經驗をも有つて居るのであります。

然らば玄米の常食によつて胃の健全となり、食慾の振興するのは如何なる理由であるかと云ふに、私の信する所に依ると玄米中に含有せる「フィチン」といふ化學的物質の作用に因るものと思はれます。「フィチン」はフィチン酸のカルシウム、マグネシウム鹽で、加水分解によつて磷酸イノシットとに分解するものであり、糠の中にはこれを分解する酵素、所謂「フィターゼ」を有つて居ります。さてフィチンの胃に及ぼす作用に就てはドナート氏の研究によると、胃液の分泌を亢進して、殆ど普通の倍量にまで昂めるといひ、シーウエンハイム氏は、神經衰弱症患者にフィチンを投與して、食慾の著しく昂進し、飢餓感覺を來たすまで亢進せしめることを認め、ランゲリユデッケ氏も食慾不振の諸病患者にフィチン劑を處して食慾の著しく亢進し體重は増加し、全身状態の佳良となることを實驗いたしました。フィチンが糠の重要成分の一であることは周知の事實で、ことに糠の中の燐化合物の大部分がフィチンとなつて存在すること、そしてそれがよく吸収同化せらるゝことも明白なる所ですが、これと同時に胃粘膜にも作用して胃液の分泌を促進し食物の消化を催進、食慾を昂進することも前述の實驗成績によつて證明せられました。さればフィチンを多く含有する玄米飯の

常食によつて、消化機能も良くなり、胃病の治癒するものけだし當然の次第であります。

私は這般の點より觀ましても、また私自身の體験から推しまして、胃病患者には種々の醫藥を與へるよりも、寧ろ玄米酵母飯を常食とせしめることの合理的であり、且つ經濟的であることを唱道力説するのであります。現に私の知人K氏の如きは三ヶ年間に慢性胃腸病を患ひ、あらゆる療法もその効果がなかつたのに玄米酵母飯を常食とするやうになつてから、見ごとに根治して今日に至る迄も胃を病まれたことなく、至つて健全なる生活を送つて居られます、このやうな實例は他にも澤山あります。

近來東大醫學部教授の島菌博士は、精白しても胚芽の殘存せる白米、即ち胚芽米の食用を推奨し、これによつて脚氣豫防の目的が達成し得られることを論じて居られますが、併し私共に言はせたら、さやうな手間取つた胚芽米を作製するよりも、寧ろ手つ取り早く半搗米の常食をお勧めになる方が遙かに合理的であり、經濟的であります、併しこれといふのも、島菌博士が他の一部の醫學者と同様に、玄米半搗米を以て消化の悪いもの、不味なものとする先入主に囚はれてゐられるからです。もつとも、胚芽米によつて脚氣の豫防だけは出来るにしても、種々の養素を含有せる糠は搗き落されるのですから、營養上の點より見ればやはり半搗米や玄米よりも遙かに劣つてゐます。況んや、フィチンの缺乏せるため前述の如くに胃病を豫防全治するの效も無いに於てをやです。玄米食を勵行するならば、脚氣も胃病も共に豫防することが出來て實に一舉兩得であります。

玄米は前述の如く、胃病を豫防治療する效力あるのみならず、また腸にも佳良の影響を及ぼします、それは玄米の表層部が適度に腸を刺戟して便通を善くし、便秘を豫防することであり、吾人が健康を維持する上に於て必要な條件の一は、便通を善くすること、もし糞便が大腸内に停滞すると、種々の腐敗醗酵産物が多量に形成せられて腸粘膜に作用し、糞便の機械的刺戟もこれに加はつて、腸疾患を惹起するばかりでなく、更に糞便の腐敗分解産物が、血液中に吸収されて全身を侵害し、所謂自家中毒症を惹起するに至ることとは事實であります。されば腸を適度に刺戟してその運動を鼓舞し、便通を順調にする玄米酵母飯の常食が、健康衛生上に効果あることは、自明の理であります。これに反して、白米、肉食を取ること多き人は便秘し易く、それがために種々の腸障害を惹起するやうになります。

九 玄米及び副食物の食べ方

咀嚼の必要 咀嚼と甘味 咀嚼の回数 フレツチャの咀嚼法

虎、獅子、狼のやうな肉食獣は御存じの如く、早食であります。それは生きた動物を捕へて食はねばならぬ自然の必要から、その餌を食ふことが早くなつたのであります。これに反して遁げる心配のない、植物を常食とする、馬や牛の如き草食獣は遅食でありまして、口中に於て十分に食物を咀嚼し、ドロ／＼にした上でなければ嚥下しません。

これを生理學上より説明してみると、口中に分泌する唾液はたゞに食物を濕潤し粘滑にして嚥下を容易な

らしめる許りでなく、その中には「プチアリン」といふ酸酵素を含有し、その作用によつて食物中の含水炭素をば麥芽糖といふ糖分に變化溶解する消化作用があります。それ故、含水炭素を含有すること多き植物を攝取する草食獸では、その食物を十分に咀嚼するに必要な大白齒、小白齒を具へて居り、またその分泌する唾液に「プチアリン」を含有して居りますので、口内消化即ち含水炭素を完全に糖化するがため能く食物を嚼んで唾液を滲みこませる必要から、遲食するのであります。これに反して肉食動物は含水炭素の缺乏せる肉を攝るものであります故、その唾液は「プチアリン」を含有することなく、單に食物を濕はして咽頭食道を通過せしめ得る程度に咀嚼したらよいのですから、早食をやるのであります。

人間は草食動物系に屬する者であるか、或は肉食動物系に屬するものであるかといふ問題に就きましては肉食論者、菜食論者がそれ々、自分勝手の都合のいふ説を唱へてゐますけれども、齒牙の種類構成の上から考へますと、混食動物であることは明白であります。そして我々日本人は米穀といふ植物を主食とする人種であります故、草食獸に於けるが如くに食物を十分咀嚼して、完全に口内消化を行はねばならないのであります。この點より見ても、早食の非生理的なる所以が判りになります。

米や野菜は含水炭素を多く含んでゐますから、咀嚼すればする程、唾液の消化作用を受けて、含水炭素の糖化するがため甘味が出てきますが、これに反して、含水炭素のない肉類などは、咀嚼すればする程却て不味となり、遂に吐き出したい様な氣持ちになります。それ故、よく食物を嚼みしめた上でなければ嚥みこま

ぬと云ふ習慣をつけますと、肉食よりも野菜の方を好むやうになります。それに玄米は、前述べました如く種々の栄養成分を相當に多く有つてゐます故に、これを常食とし十分に咀嚼して嚥下するやうに食べますれば、肉食を餘分に取り取るの要もなく、且つそれが嫌になつて、自ら野菜を好くやうになり、而かも少食で十分に食欲を満足させ、随つて胃腸病を未然に豫防することが出来るのであります。

前に玄米や蔬菜は、嚼みしめればしめる程その味を増し、おいしく食べ得られると申しましたが、然らば凡そ幾回ぐらの咀嚼すれば可いかといひますと、私共の體験では五六十回位を必要といたします、その中にも玄米を始め、半搗米、麵類、パンのやうな含水炭素を多量に含有する主食物や大根、胡蘿蔔、蕪、芋等の根菜副食物などは少くとも五十回以上は嚼みこなし、唾液を十分に滲みこませて、殆どドロ／＼の液狀となして嚥下することが肝要であります。さうすると、口中に於て含水炭素は悉く糖化して溶解し、口内消化が完全に行はれます故、胃腸の負擔を軽くします。然るに早食では、食物中の含水炭素が殆ど消化せられずその儘胃腸に入り而も早食に伴ふ過食のため、それがおまけに餘分に入りますから、胃腸に停滞して胃病を起すやうになり、そのため糖化素や、ヂアスターゼなどを内服しなければならぬ様なことになります。もし食物中の含水炭素を口内に於て十分消化せしめ糖分に變化せしめて胃腸に送りましたならば、それが直ぐ血液中に吸収せられて、胃に停滞することがありません故、ヂアスターゼなどを内服するの要もなければ、消化不良に苦しむやうな憂もありません。

これを要するに主食物たる穀類及び根菜は、少くとも五十回以上咀嚼して後、嚥下すべきものであります。肉類は含水炭素を有つてゐませんから十分に咀嚼するの必要はありません。私の経験は先づ十回位嚼みしめれば宜しい。それはたゞ肉を軟弱にするだけの目的であります。(肉中に含有せる蛋白は胃液、胆汁等によつて消化せられるもので口内消化は行はれません) フレッチャー氏は、如何なる食物でも唾液をまぜてドロ／＼になる迄嚼み碎いた上にも、咽喉が自然に開いてズル／＼と食物が自ら流れこむやうにしなければならぬと迄言ひましたが、併しかく迄に嚼みこなすには少くとも百回位を要し、また魚肉などは餘り多く嚼みしめると、却つて不味となりますから、必ずしもフレッチャー氏法を墨守するの要はありません。

しかし私はフレッチャー氏の説によつて十分に食物を咀嚼するやう食べ方を改良する事となりまして、それ迄は普通三椀の玄米飯或は半搗米を攝つてゐましたが、たか／＼二椀で十分に食慾を充たし満腹を感じるやうになり、またお菜の選り好みも餘りしないやうになつて、野菜のひたしとか、味噌汁とかが好きになりました。私は元來獸肉が嫌ひですけれども、魚肉は可なり好きな方でした、それでも玄米酵母飯を常食とするやうになつてからは、自然に魚肉も餘り攝らないやうになり、更に食べ方も改めて、フレッチャー式にしましてからは、遂に魚肉もさして欲しくないやうになりました。それでも折り／＼にはその少量を攝つて居りますが、しかし玄米本來の味を味ふにはいはゆる美味佳肴なるものを副食物としてはいけません。何となれば、鯛、かしわ、鱧、牛肉等の美味佳肴は蛋白質脂肪を多量に有つてゐます故、玄米中にも含有

せる蛋白脂肪と衝突して調和が取れないがため、玄米の眞の味が出て来ないからです。

だから玄米飯の副食物としては蔬菜、海藻淡味噌汁、野菜の漬け物のやうなものが宜しいのであります。

十 細嚼の効果

胃腸の消化吸収力に熱い飯は糞便の量に菜食は咀嚼に適す

昔から「腹八分目」といふ通り、食物は腹一ぱいに取るよりも、成るべく控へ目にして節食すべきものであります。此の如く節食を必要なりと申すのは、吾人の胃腸の消化吸収力には一定の限りがあります故、如何に多くの食物を取つても、それが悉く吸収消化せらるゝものでなく、その大部分は徒らに大便となつて、體外に排出され、また過剰の養分が吸収せられるにしても、それは身體の成分とならずに、體内にて分解破壊せられ、尿と共に出て了ひますから、實に不經濟なる上に、身體にも有害です。殊に肉類を多く食するものは、身體需要以上の過剰の蛋白質が輸入せらるゝがためその分解産物たる尿酸や、尿素の量が多くなつて身體を害し、またこの多量の尿酸尿素を排出するがため腎臓が過度に働いて疲勞する結果、腎臓病に犯されるやうになり、しかのみならず、肉食に偏すると腸の運動が弱くなつて、腸内に停滯するがため、蛋白質の腐敗産物が多量に發生し、腸を害する許りでなく、それが血液中に吸収せられて自家中毒症を惹起することになるのであります。

然るに日本人には早食の風がありますから、これに伴うて餘計に過剰の食物を取り、胃は既に一ぱいになつてゐても、舌の味覺がなほ満足せられないが爲に、飽くまでも食を食るといふ風に過食大食の弊に陥り、これが爲に胃腸が虐使せられて消化不良を來たし、慢性胃腸病に罹るものが甚だ多いのであります。殊に日本人は炊き立てのホコ／＼の熱い飯を好む習慣がありますので、益々早食となります、熱い飯は、ゆつくりと咀嚼することが出来ませんから、僅か三四回位嚼んだだけで、そのまゝ鶉呑みにします。胃腸を悪くするのも當然の次第であります。

所が、食物を十分細かに咀嚼して嚥下する習慣をつけますと、食物中の含水炭素は口内にて悉く糖化して唾液中に溶解し、胃のうちに達します故直ぐに血液中に吸収せらるゝこととなり、また胃液の消化を受けて「ペプトン」に變化する食物中の蛋白質も、その食物が口内に於て十分に嚼みこなされるため、胃液の消化を受け易くなります。かくの如く細嚼は胃の負擔を軽くするばかりでなく、前述べたやうに早食の弊を絶ちますから、自ら少食にて事足るやうになります。食量の少くなるが上に、それがよく嚼みこなされるがために、また随つてよく胃腸にて消化せられ、滓を残すことが少くなります故、糞便の量も大に少くなります、フレンチチャーの說に依りますと、四五日目に一回六十五瓦の糞便を排出するに止り（一日に割れば平均十三四瓦）且つ糞臭も無くなつて、粘土や土礫と同じ様な糞塊の出る許りであるとのことでありませぬ。私などは未だこのやうな程度には達しませんけれども、糞便の量が著しく減少することは、慥かに事實であります。

大便が少くなるのは、要するに胃腸に於ける食物の消化吸収率の高まるがためでありますし、随つて糞便の停滞を防ぐ所以ですから、食物の細嚼は、胃腸の健全を圖る上に於て、是非とも實行すべきものであります。『大食ひの大糞垂れ』は食事の方法を誤れる早食過食のため健康上にも、經濟上にも實に愚劣極まれる事と謂はなければなりません。

細嚼は菜食に適し、肉食に適しません。菜食は嚼めばかむほど味が出るものですが、肉類は味の出ないのみが、却つて不味となりますから、細嚼の習慣をつみますと、自然に菜食がすきになり、肉類が嫌やになつて來るやうになるのであります。

これが吾々の健康上頗る意義のあることで、即ち肉類の過食に因る弊害より免るゝことが出来る所以であります。早食をすればどうしても早食に適した肉類を多く取るやうになり、それに肉類は栄養價が大であるといふ一種の迷信も附け加はつて、益々動物蛋白を過剰に取るやうになりますから、徒らに胃腸を虐待し糞量を多くして健康を損ねる許りですが、これに反して遅食細嚼は菜食に親しませて、有害なる動物蛋白より遠ざからしめ、少食にて食欲を満たし胃腸の負擔を軽くするがため、その機能を害するが如きことは減多にありません故、健康上に於てもまた、臺所經濟上に於てもその利益は實に莫大であります。

十一 玄米セロース消化酵素の發明由來と玄米酵母飯の炊方

大正十四年に帝大で開かれました太平洋醫學大會席上では白米は有毒であると云ふ事が可決されたのであ

りますが、どうして日本は法律の力で白米を禁止しないかとまで論議されたのであります。只今では國際聯盟では栄養學者の集合する毎に世界八億の白米食を如何にしたら禁止する事が出来るかと言ふ事が論議の中心となつてゐる重大問題であります。

如斯、有毒なる物を何故日本人は未だ平氣で食べてゐるか？ 之には二つの原因があります。一つは習慣の恐ろしさであります。一つは、玄米セルロース消化酵素なき爲め學界に非難されたからであります。

小生は素より此の點に就き大に同感する所があつて、多年に亙り苦心慘澹研究した結果、玄米セルロース消化酵素の發明が出来つたので、從來の缺陷を補ふ事が出来た事は幸甚の至りに堪へない次第であります。

かりに玄米一升を炊くこととして、その炊方をお話いたします。嚴冬の頃ならば二十四時間、春暖の頃ならば十六時間、夏季の頃ならば十二時間、玄米セルロース消化酵素を玄米に混入し水に漬けて二度に攪拌して置かねばなりません。次で夾雜物を洗除してから、一升六七合の水を加へて煮ると化學的の化合物に依つて玄米酵母飯と成るのであります。(若し二合程の玄米を炊く場合ならば水三合半、一合位の玄米ならば水二合の割合にし、米の量の少くなるに従つて、水の分量の割合を多くするのが必要です)

さて玄米酵母飯が煮上りかけました時、最に注意しなければならぬことは、その煮上つたドロ／＼の湯水を一滴でも蓋の外に溢れさせないことあります。と申すのは、この湯水には玄米に含有せる栄養成分が溶解して居り又うま味をつける成分をも有つてゐるからです、そして玄米酵母飯が煮上つてその上に、二、三分

許りの水がまだ残つてゐる頃加減を見すまし、炭火の大部分を取り去り残留せる少し許りの火でなほ煮沸をつゞけ、更にその残火の消えた後でも、残りの火氣を利用して十分に煮熟させます。これに要する時間は四十分乃至一時間で、玄米酵母飯の既に煮上つた後でもなほ置き火で煮沸をつゞけ、十分に飯を熱せしめることが、玄米酵母飯の炊き方の中、特に肝要な點であります、併しこれには呼吸があり、コッパがありますから、二三度あまりも失敗して経験を積まない事には能く熟した飯を炊き上げることが出来ないであります。

十二 人口問題の解決は國民保健と榮養に對する認識に依る玄米食の斷行に在り

人口問題解決の使命は、先づ國民保健と榮養經濟に對する認識に依る玄米食の斷行に在ることは先輩諸賢の均しく認むる所であつて、茲に贅言を要しないのであります。

今や我國は莫大の國債に悩んで居りますが、立所に支拂うて立派な經濟組織を作ることが出來ます、猶萬一經濟封鎖などをされる様な場合は、玄米食でありましたなら數年間自給自足で進み得ることが出来るのであります。一家の食費經濟を見ますと、月收の半分以上かゝつて、食費のために非常に苦しめられて居る状態であります。玄米食でありましたら、經濟上から見ても、人口問題と保健上から見ましても誠に重大なる問題であります、而も皆さんが良いと氣付いた即日から直に實行に移り得ることが出来るのでありますから、國民舉つて玄米食に移り經濟な生活の上に眞の健康體を作られ、重大なる時局に直面して充分國家の爲めに御努力あらん事を切望する次第であります。

昭和十三年四月二十五日 印刷
昭和十三年四月三十日 發行

〔一部金六拾錢〕

厚生省社會局内

編輯兼
發行者

財團法人 人口問題研究會

禁轉載

館 稔

東京市世田谷區代田一丁目三六九番地

印刷者

粒 針 保 身

東京市板橋區豐島町一ノ三五三二

發賣所

東京市神田區駿河臺
三丁目六番地

刀 江 書 院

電話神田三一八九・三二七一
(振替東京七三一八)

(株式會社日本印刷局・印刷)

財団法人 人口問題研究会編人口問題資料目録

第1輯	人口問題講演集(第一輯)	0.35
第2輯	日本人口密度圖(刀江書院發行)	2.50
第3輯	我國人口問題の解決方針(廳賞論文集)	2.50
第4輯	人口問題講演集(第二輯)	0.35
第5輯	一九三一年ローマ國際人口會議資料(第一輯)	1.90
第6輯	マルサス以後百年記念 人口問題講演集(第三輯)	近刊
第7輯	マルサス以後百年記念 人口問題資料展覽會寫真集	1.00
第8輯	マルサスに関する文獻集(吉田秀夫編)	0.60
第9輯	東北地方の人口に関する調査	0.45
第10輯	東北地方土地人口基本圖(刀江書院發行)	近刊
第11輯	東北地方の産業と人口(第二回同攻者會合記録)	0.40
第12輯	人口問題講演集(第四輯)	0.35
第13輯	本邦人口増加の傾向及數量的變動	0.65
第14輯	我國人口問題に関する諸研究(第一輯)(第三回同攻者會合記録)	0.60
第15輯	道府縣別農業本業者數及其年齡構成(上田理事研究報告)	0.60
第16輯	支那人口問題研究(飯田茂三郎執筆)	0.60
第17輯	都鄙人口に関する諸問題(第四・五回同攻者會合記録)	0.45
第18輯	人口問題講演集(第五輯)	近刊
第19輯	一九三一年ローマ國際人口會議資料(第二輯)	近刊
第20輯	人口問題講演集(第六輯)	近刊
第21輯	人口問題の見地より見たる國民保健問題(第六回同攻者會合記録)	0.20
第22輯	人口問題講演集(第七輯)	0.35
第23輯	我國人口問題に関する諸研究(第二輯)(第七回同攻者會合記録)	0.60
第24輯	Population of Japan	0.50
第25輯	日本の人口	0.20
機關誌	人口問題(自第一卷第一號至第二卷第四號)	1.00—1.50